資料８

荒川将来像計画
推進計画（案）

2010 年策定

2023 年改定

荒川の将来を考える協議会

赤枠箇所は、改定のポイントを示したもので、
改定の際は削除します。

目次

1. はじめに 1-1
1.1 「荒川将来像計画推進計画」とは？ 1-1
1.2 「荒川将来像計画」の検討体制について 1-2
1.2.1 荒川の将来を考える協議会 1-3
1.3 「荒川将来像計画推進計画」の構成 1-4
1.4 荒川下流部のあらまし 1-5
1.4.1 荒川流域の概要 1-5
1.4.2 荒川下流部の特徴 1-6
1.4.3 荒川下流部の経緯 1-7
2. 荒川下流における川づくりの考え方 2-1
2.1 将来像計画の理念 2-1
2.2 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり 2-3
2.2.1 荒川下流部における河川環境の現状 2-3
2.2.2 荒川下流部の自然地 2-7
2.2.3 荒川下流部に望まれる自然の姿 2-9
2.2.4 自然地の保全と再生の考え方 2-12
2.3 適切な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり 2-22
2.3.1 荒川下流部の河川利用の現状 2-22
2.3.2 荒川下流の適正な利用の推進と新たな魅力づくり 2-39
2.3.3 自然と共存した利用施設の整備 2-46
2.3.4 快適に利用できる川づくり 2-50
2.4 災害に強い安全・安心を守る川づくり 2-59
2.4.1 堤防の決壊を防ぐために 2-59
2.4.2 災害時の救助・復旧活動をスムーズにするための川づくり 2-65
2.4.3 防災意識の向上のための川づくり 2-72
2.4.4 災害発生時に備えた川づくり 2-75
2.5 パートナーシップによる川づくり 2-76
2.5.1 沿川住民・企業などのあらゆる関係者と行政連携による取り組みの実施状況 2-76
2.5.2 今後の荒川下流部を守り育てていくための沿川住民活動と行政の連携について 2-77
3. ゾーニング計画 3-1
3.1 荒川将来像計画推進計画の土地利用区分 3-1
3.1.1 基本的な土地利用区分の考え方 3-1
3.1.2 個別の土地利用区分 3-2
3.2 現況土地利用状況 3-5
3.3 将来的なゾーニングの考え方 3-6
3.4 ゾーニング全体目標について 3-8
3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方 3-9
3.6 現況土地利用図および将来ゾーニング図 3-10
4. 荒川将来像計画の推進方策 4-1
4.1 荒川将来像計画の推進の枠組み 4-1
4.1.1 荒川将来像計画の推進体制 4-1
4.1.2 荒川将来像計画の周知 4-1
4.2 荒川将来像計画のフォローアップ 4-2
4.3 荒川将来像計画の改定プロセス 4-2

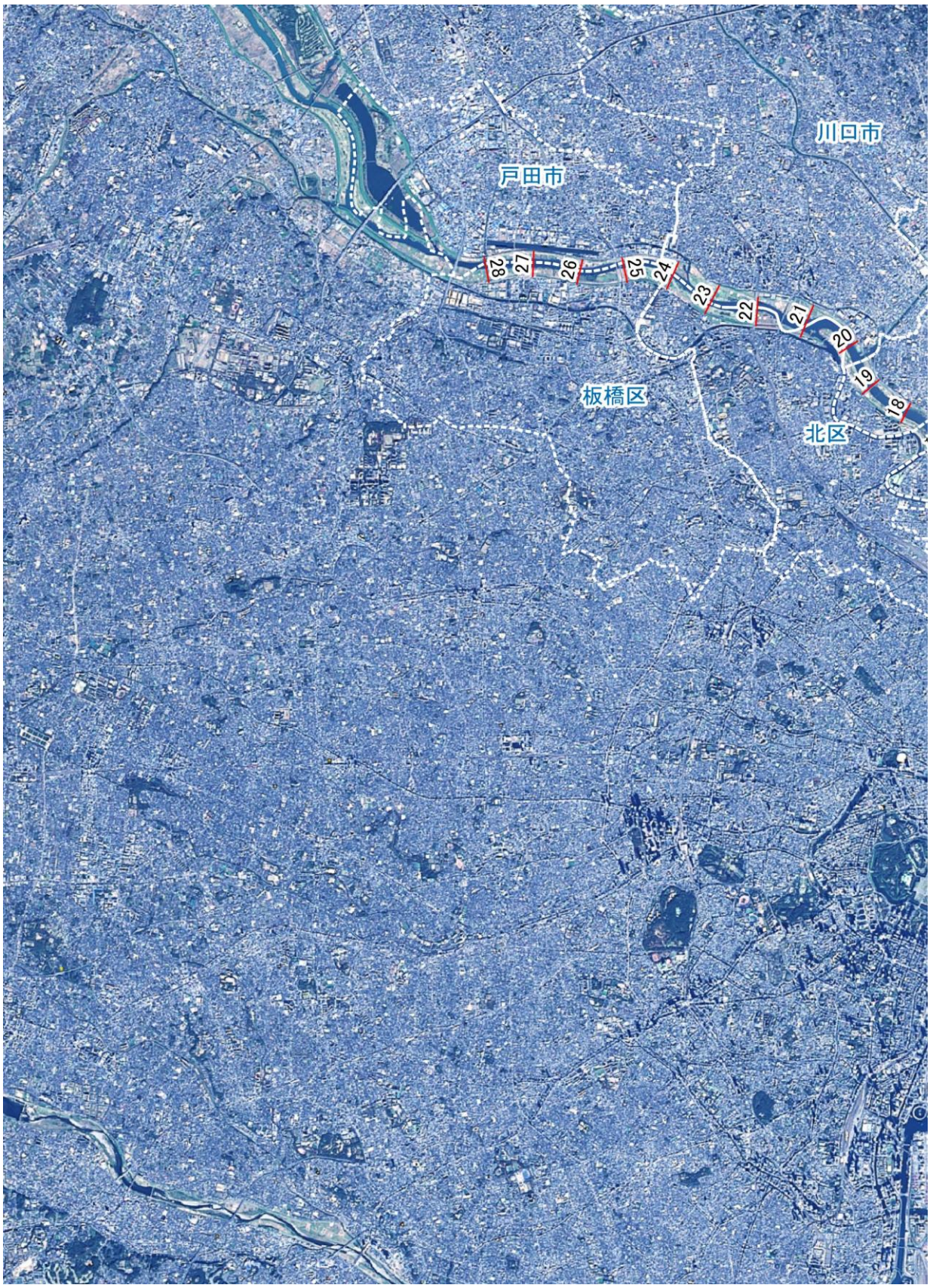
川口市
戸田市
板橋区
北区
28
27
26
25
24
23
22
21
20
19
18

国土交通省　国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）

1. はじめに

1.1 「荒川将来像計画推進計画」とは？

「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みを取り纏めたものです。

「荒川将来像計画」が初めて策定されたのは、平成8(1996)年4月であり、「荒川将来像計画全体構想書 1996」に基づき、荒川下流部のあるべき姿の実現に向けて、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備を進めてきました。その後、2010 年に「荒川将来像計画 2010 推進計画」及び「地区別計画」が策定されました。

「荒川将来像計画全体構想書 1996」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」及び「地区別計画」の策定から約 10 年が経過し、社会情勢の変化やこれまでの取り組み状況等を考慮し、推進計画及び地区別計画を改定する運びとなりました。本「荒川将来像計画推進計画(2023 年改定、以降、推進計画)」は、これまでに得た知見をもとに、より荒川を魅力的な川とするために「荒川将来像計画全体構想書(2023 年改定、以降、全体構想書)」の理念・川づくりの考え方を踏まえ、今後 20 年～30 年に実施する具体的な取り組み事項を取り纏めた計画です。

推進計画は、荒川下流部の沿川自治体である 2 市 7 区(江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市)と国土交通省荒川下流河川事務所にて構成される「荒川の将来を考える協議会」が、荒川下流部で活動する市民団体や沿川住民の意見をふまえて策定しました。

また、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化、頻発化の懸念や、日本社会全体の少子高齢化の進展による将来的な人手不足などの課題に対して、流域全体のあらゆる関係者が協働で行う治水対策「流域治水」の取り組みや、デジタル技術等新技術を活用した生産性向上や業務プロセスなどの変革を目指す取り組みなどの働き方改革を推進し、本計画が持続可能な取り組みとなるよう努めていきます。

1.2 「荒川将来像計画」の検討体制について

推進計画は、「荒川の将来を考える協議会」において討議や調整を重ねて作成されました。

計画の作成にあたっては、広く意見を収集するため、沿川住民や活動団体、主たる占用者を対象にパブリックコメントを実施したほか、学識経験者から助言を得るなど、多くの意見を収集し、反映に努めました。

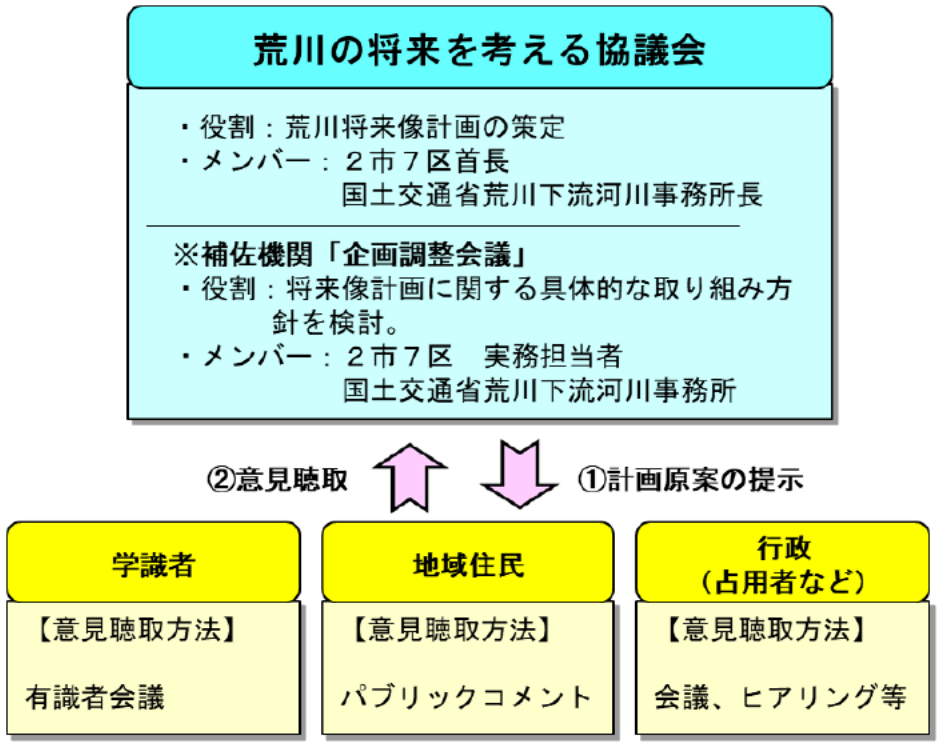

図 1-1　荒川将来像計画の検討体制

1.2.1 荒川の将来を考える協議会

「荒川の将来を考える協議会」は、長期的、広域的な視野から、荒川における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての行政機関の合意形成とその推進を図りながら、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを設立目的としています。

メンバー構成は、江東区長、江戸川区長、墨田区長、葛飾区長、足立区長、北区長、板橋区長、川口市長、戸田市長、国土交通省荒川下流河川事務所長となっています。

「荒川の将来を考える協議会」は、「企画調整会議」から提出された「荒川将来像計画　推進計画(案)」について審議し、「荒川将来像計画　推進計画」を策定しました。

計画策定後は、「企画調整会議」を中心にフォローアップを行い、将来に向けて、沿川住民、沿川自治体、河川管理者、主たる占用者が相互に協力して、荒川の川づくりを行っていきます。

1.3 「荒川将来像計画推進計画」の構成

推進計画は、長期計画である全体構想書の理念・考え方に基づき、荒川下流部全体の今後概ね 20～30 年後の望ましい姿を目指した計画として、次の構成で取り纏めた計画です。

第 2 章は、荒川下流部の現状と全体構想書の理念を踏まえ、治水・環境・利用のバランスのとれた川づくりに向けた基本的な考え方、方向性を示しています。

第 3 章は、現在の河川敷利用状況を踏まえ、今後の緩やかな土地利用誘導を図るためのゾーニングの考え方を設定し、沿川 2 市 7 区が検討する地区別計画における土地利用区分等の定義や、ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方を示しています。

第 4 章は、荒川将来像計画を持続可能な計画とするための推進方策を示しています。

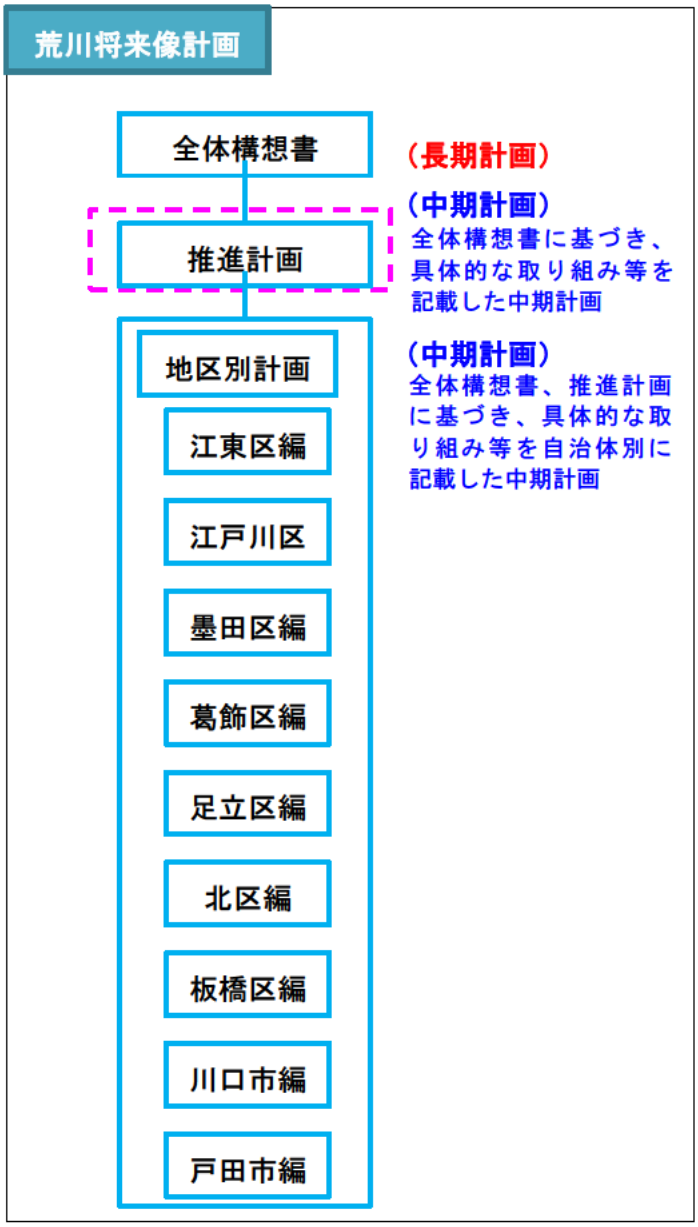

図 1-2　推進計画の位置づけ

1.4 荒川下流部のあらまし

1.4.1 荒川流域の概要

荒川は、その源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳(標高2,475m)に発し、秩父盆地を北流して長瀞渓谷を流れた後、埼玉県大里郡寄居町において南東に流向を変え関東平野に入り、武蔵野台地の北西端から埼玉県中央部の平野を流下し、下流部の東京都区部と埼玉県の低地を流れ、東京都北区志茂において隅田川を分派し、東京湾に注いでいます。

流域面積は2,940km²、流路延長は173kmであり、荒川将来像計画の対象となるのは、河口から28.8km(笹目橋)までの下流区間です。

流域内の土地利用は、山地が約 43%、農地が約 14%、宅地市街地等約 32%、その他約11%です。流域内の人口は約1,020万人であり、その多くは、中下流部の沖積低地、台地、山地、丘陵に集中しています。特に下流部にあたる東京都内の沿川の人口密度は約 14,400人/km²で、全国の一級水系の中で最も高いものとなっています。

荒川水系では、河川法に基づく河川整備基本方針が平成19年3月30日、河川整備計画が平成28年3月18日（令和2年9月変更）に策定されています。

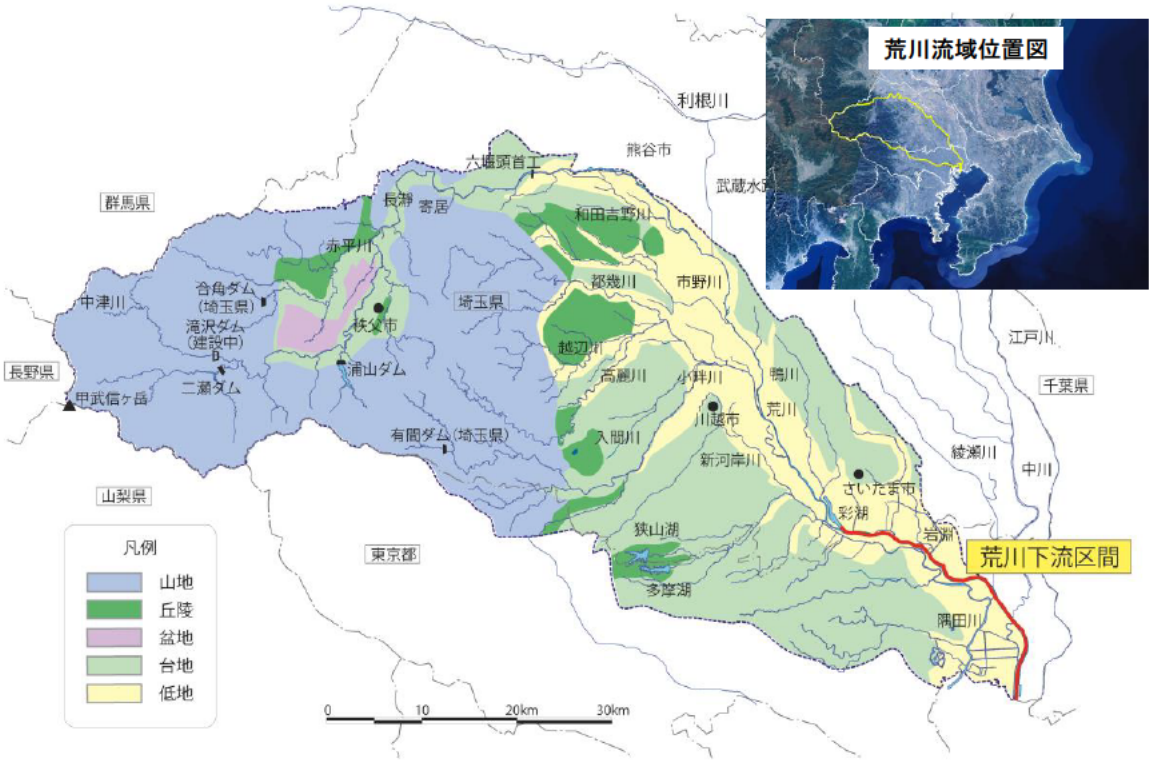

図 1-3　荒川流域の地形と主要河川図

1.4.2 荒川下流部の特徴

荒川下流部は、江戸時代以降の産業、経済、政治、文化、社会の発展の礎となり、その後の人口・資産の急激な増加、産業の発展等を受け、高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えている日本の産業・経済の中枢を支える重要な地域です。

荒川は、広大な流域を有しており、荒川下流部は最下流の約 30km に位置しています。この広大な流域に降った雨は、河口に集中することになりますが、上流部のダム、中流部の調節池や広い河川敷で貯めることで荒川下流部に流れる水量を調整しています。もしも、上流のダムや調節池、広い河川敷による治水機能がない場合には下流部の洪水氾濫の危険性が高まり、甚大な被害が予想されます。

また、荒川には武蔵水路を通じて利根川から導水しており、水質の改善や安定した水道水の供給に寄与しています。一方で、利根川からの水供給が無くなると、水質の悪化や首都圏の水不足など、深刻な事態が予想されます。

このように、人口密集地域を流れる荒川下流部では、上流や中流の治水施設の効果により、洪水氾濫を抑えると共に、平常時は都市部の貴重なスペースとして、河川敷が有効に利用されています。また、水利用に関しても、利根川からの水供給により、水質の改善や安定した水道水の供給が行われています。

図 1-4　荒川上流部の二瀬ダム

図 1-5　荒川中流部の荒川第一調節池

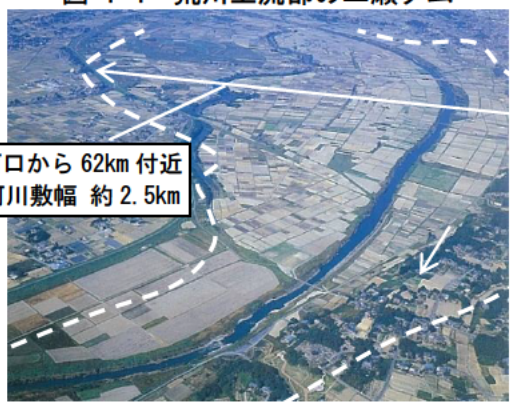

図 1-6　荒川中流部の広い河川敷

図 1-7　荒川下流部の河道

1.4.3 荒川下流部の経緯

① 荒川放水路の開削（明治～昭和初期）

現在の荒川下流部の流路は、明治 43（1910）年 8 月水害（関東大水害）により、隅田川や中川などの主要河川が氾濫したことを契機に「荒川放水路」として整備されたものです。

これは、首都東京の水害対策として、洪水を海へ早急に流すために、岩淵から中川河口までの幅約 500m、全長約 22km にわたって掘られた水路であり、明治 44（1911）年の開削工事着手から、昭和 5（1930）年の完成まで 20 年を要しました。延べ労働人員は 310 万人であり、工事は主に人力で行われたため大変な工事でした。また、放水路の整備にあたっては、用地買収約 1,088ha、移転戸数 1,300 戸という多くの人々の協力がありました。

荒川放水路が昭和 5（1930）年に完成し、荒川下流部、特に隅田川沿川にもたらされた治水効果は大きく、放水路の存在は、首都東京の発展を支えていく礎となりました。

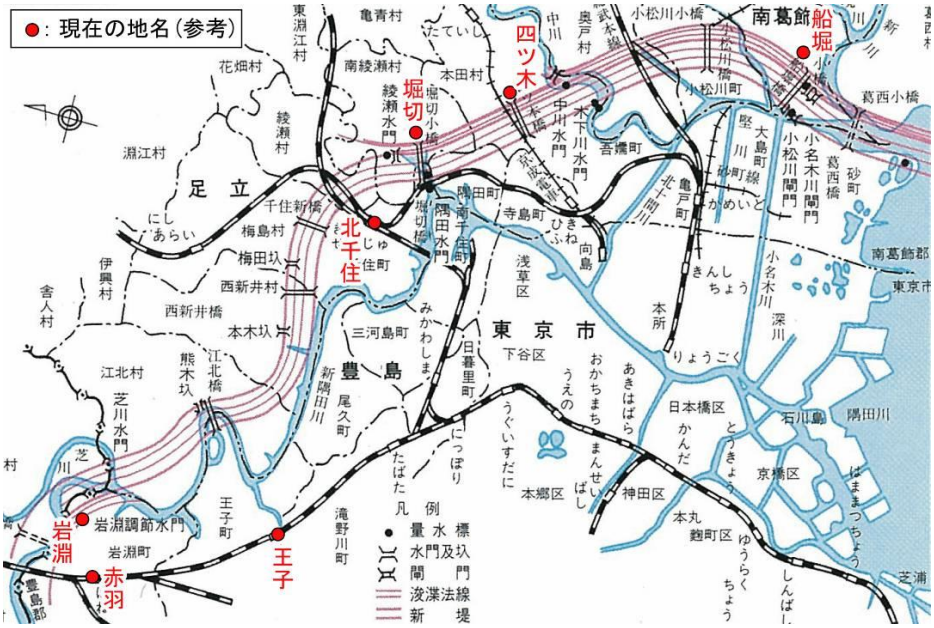

図 1-8　荒川放水路開削前の流路

② 経済復興～高度経済成長期の荒川下流部

i） 甚大な水害の発生

昭和 20 年代、戦後の疲弊した日本に大型台風が次々に襲来し、毎年のように千人を超える人命が失われました。特に昭和 22（1947）年のカスリーン台風の際には記録的な集中豪雨となり、荒川や利根川で洪水が発生しました。このとき、利根川で大規模な堤防決壊がおこったことにより、埼玉と東京では 30 万人を超える人々が被災しました。この甚大な被害により、治水計画の見直しが迫られ、国を挙げての治水対策が急がれました。また、昭和 34（1959）年 9 月には伊勢湾台風による大規模な高潮被害が発生し、これを契機に「東京湾高潮対策計画」が策定され、荒川では河口から堀切橋までが高潮区間として高潮堤の整備が進められました。

ii）経済復興と地盤沈下の進行

戦後の復興と高度経済成長期を迎え、工業が発展し、荒川沿川の開発と工場立地が進みました。一方で、経済復興が軌道に乗った昭和 27（1952）年頃から荒川下流部における地盤沈下が顕在化しました。この原因は、主に工業用地下水の汲み上げによるものであり、最も沈下した地区では 50 年間で最大 4.5m程度の沈下量を記録しました。

この地盤沈下の影響により、荒川下流部の河川敷は湿地化が進みましたが、その後、河川敷の造成や水際の整備を進めたことで、多くの人が利用できる河川敷となりました。

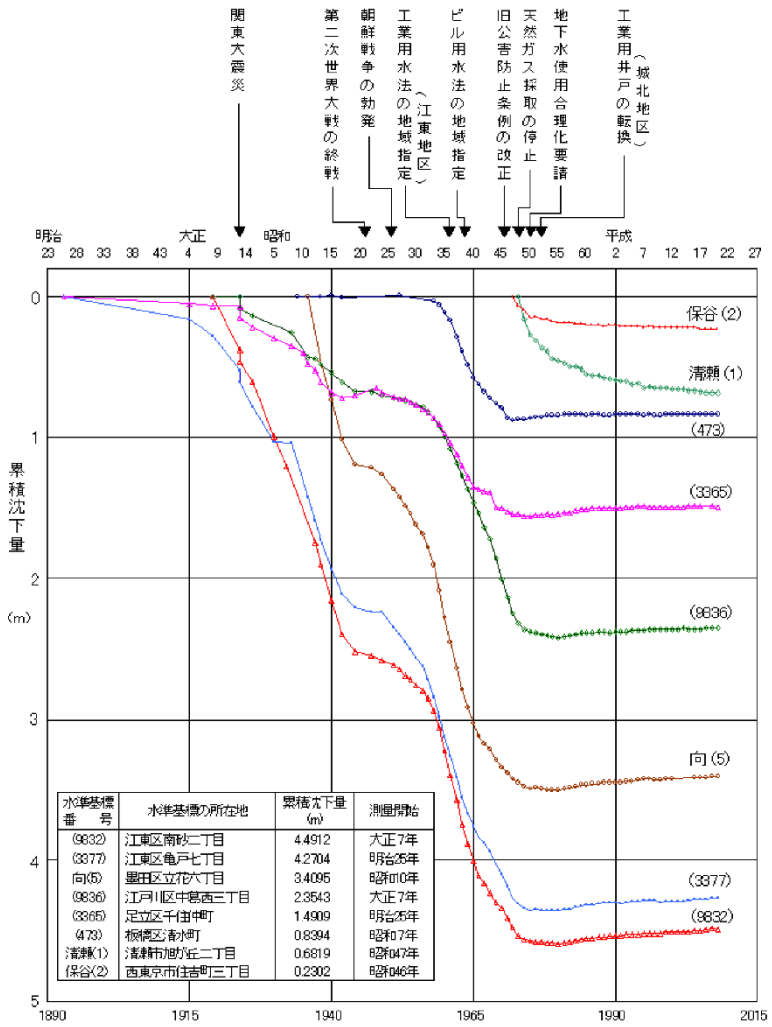

図 1-9　荒川下流部の主要水準基標の累計変動状況

（出典：東京都ホームページ、http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2008/07/60i7o303.htm）

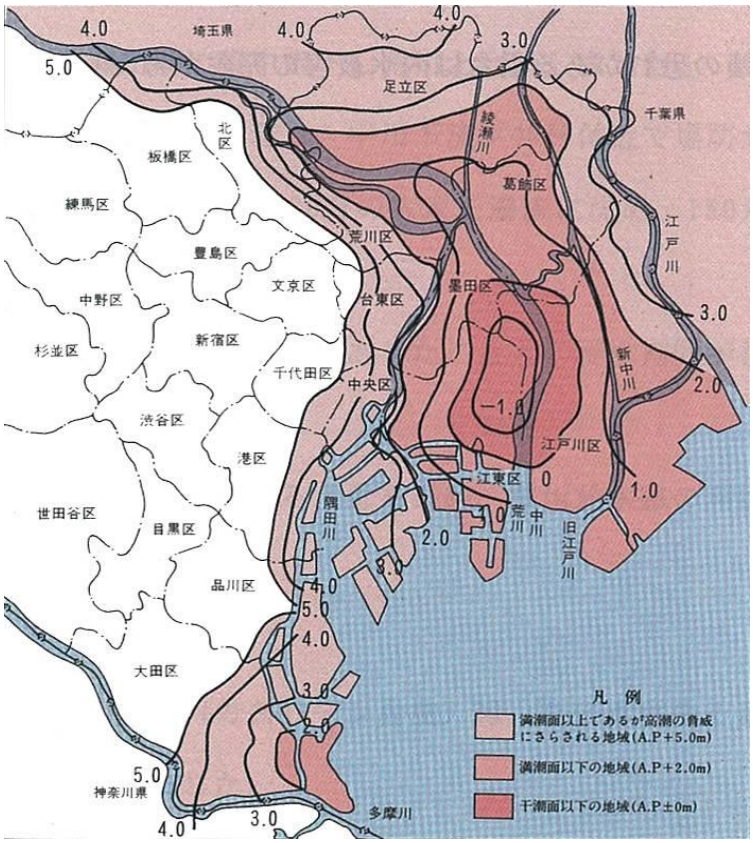

図 1-10　荒川下流部周辺地域の低地分布状況

iii)公共空間の不足と荒川下流部河川敷の運動場整備

昭和 30 年代に、都市への人口集中が進むにつれ、運動場や公園などの公共空間の不足が問題になってきました。また、昭和 39（1964）年に開催された東京オリンピックを機にスポーツ奨励の機運が高まると、運動場の確保場所として河川敷が注目され、グラウンドや運動場を整備する動きが見られました。

昭和 22（1947）年
カスリーン台風発生年の状況

昭和 39（1964）年
河川敷が広範囲に湿地化

昭和 49（1974）年
河岸が直線化、河川敷が造成され、湿地が消失

昭和 59（1984）年
河川敷上のグラウンド利用が進む

平成 13（2001）年
河川敷上のグラウンドや緑地公園の整備が進む

図 1-11　荒川下流部の河川敷の変化 1（9k～13k 付近）

平成 21（2009）年
引き続き、河川敷上のグラウンドや緑地公園の整備が進む

令和元（2019）年
河川敷上のグラウンドや緑地公園に大きな変化はない

図 1-12　荒川下流部の河川敷の変化 2(9k～13k 付近)

③ 現在の荒川下流部

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むと共に、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」、という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川上流部の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所、菅間水位観測所で、氾濫危険水位を超え、越辺川、都幾川では堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生しました。荒川下流部においては、荒川第一調節池等の洪水調節効果により、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守ると共に、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

表 1-1　荒川に求められる多様な価値

1）多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川	荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育んできました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。
2）人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川	荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。
3）レジャーのための「水面利用の場」としての荒川	戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やカヌーの練習など、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。
4）安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川	荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(高規格堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、見晴らしのよい水と緑の潤い豊かなまちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。
5）震災時の避難場所、輸送路等としての荒川	広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。 また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。

2. 荒川下流における川づくりの考え方

2.1 将来像計画の理念

全体構想書では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスのとれた荒川を創り上げていくために、“健康な川づくり”をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康(Well-Being)な状態に変容していくことを目指しています。

荒川下流部は、荒川および隅田川沿川市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、これまで各団体等が積極的な河川維持・環境保全活動を行ってきました。各団体等がパートナーシップを構築し連携を深めることで、荒川を持続的に育てていくことができ、それによって実現する荒川の河川空間を「荒川下流グリーンインフラ」として位置づけています。

推進計画では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康な川づくり”いわゆる well-being な状態を目指していきます。

●多くの生き物を育む荒川

(取り組み内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていきます。

●河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取り組み内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているので、必要最低限のルールを作成すると共に、誰もが気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

●安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取り組み内容)

水害から沿川住民の生命と財産を守る治水事業を推進すると共に、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時から非常時を意識し、地震時などを対象にした他計画を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほ

か、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

●あらゆるひとが川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川

（取り組み内容）

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを推進します。

●きれいで豊かな水が流れる荒川

（取り組み内容）

荒川本川の水質向上を目指し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していきます。

2.2 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

2.2.1 荒川下流部における河川環境の現状

(1)概要

荒川下流部は、大正13（1924）年に放水路として開削し、通水した人工河川です。開削当時の河川の環境は、上流端の岩淵から千住(東武線鉄橋付近)までは、平坦で高い地盤の河川敷が設定されており、多くの土地は農地などに利用されていました。千住から小松川付近までは河川敷が一段低く設定され、湿地や干潟などが広がっていました。戦後の高度成長期の地下水の汲み上げによる地盤沈下によって、一部河川敷が湿地化した箇所もありましたが、昭和38（1963）年から着手された荒川下流部の第二次改修および、河川敷を公園、グラウンドとして広く開放する施策（河川敷開放計画）によって、下流部の湿地や干潟などが埋め立てられ、湿地系の自然地は断片的になり、現在に至っています。荒川下流部の河川特性、自然環境、利用状況を考慮し、河口域、汽水域および淡水域に3区分し、区間毎に概要を解説します。

(2)河口域(河口～約 6km 地点)

魚類、湿性植物、水鳥等、水際部の生物が多く確認される区域です。また、河道幅、水面幅は共に広く、広大な河川空間を有する区域でもあります。荒川放水路の開削当時には、この区間に河川敷はなく、水面または干潟で構成される環境でしたが、近年になって治水上の安全性確保の観点から細長い河川敷が設けられました。

河口域では、潮の満ち引きによって海水と淡水が混じりあっています。ハゼ類やカレイ、スズキなど海と川を行き来する魚類の生息・生育・繁殖の場となります。水際の浅瀬は大規模な干潟となり、ゴカイ、ヤマトシジミ、ヤマトオサガニ・チゴガニ等のカニ類、トビハゼなど多くの干潟生物がいます。また、これらを餌とするシギ･チドリ類やサギ類が見られます。河川敷の幅は狭く、植物の茂る場所は少ないものの、ヨシや塩水の影響がある湿地に依存するイセウキヤガラや、ウラギクなどの塩性湿地植物が見られます。

図 2-1　干潟のトビハゼやカニ類

（出典：フィールド総合図鑑「川の生物」）

昭和 22（1947）年
※河川敷に畑
　ため池あり

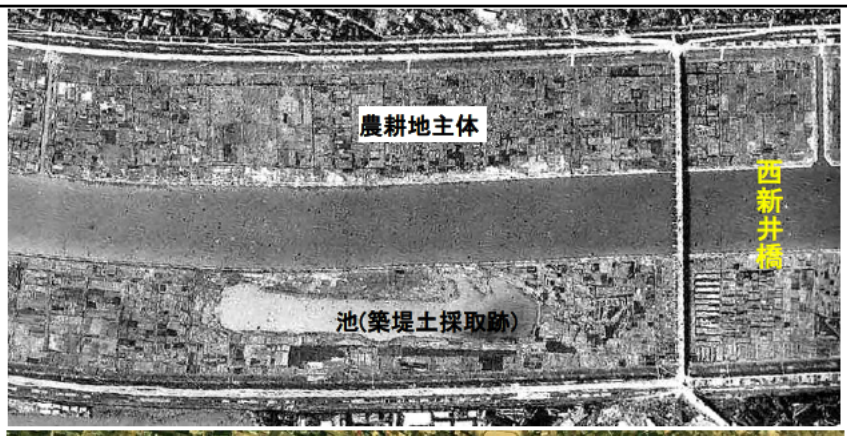

昭和 49（1974）年
※低水路拡幅
※地盤沈下
※西新井広場開設前

平成 19（2007）年
※河川敷造成
※ヨシ原保全
※航走波対策工

令和元（2019）年
※坂路整備

図 2-2　荒川下流部の河川敷の変遷（西新井橋上流）

(3)汽水域(約 6km 地点～約 21km 地点)

塩水と淡水が入り混じるこの区域では、河口域、淡水域に見られる生物種の混在した多様な自然環境が見られます。荒川放水路開削当時には、千住付近から下流では地盤の低い河川敷が形成され、湿地や干潟、池等の多様な環境が見られる区間でした。昭和40年代以降、河川敷が日常的に冠水しない程度まで嵩上げされ、住民のためのスポーツ施設、公園施設が設けられ、多くの沿川住民が利用する区域となりました。

河口から鹿浜橋付近まではゴカイの仲間などの汽水性の生き物が浅瀬に多く見られます。

隅田川、綾瀬川、中川が隣接し、カワウやカモメ類などの水鳥やマハゼ、ボラなどの汽水･海水魚が荒川と行き来しています。河川敷にワンドや水路がある場所ではヨシ原がみられ、オオヨシキリやカルガモが繁殖しているほか、地面にはクロベンケイガニなどのヨシ原と干潟を行き来するカニが生息しています。この区間のヨシ原には、汽水性のトンボで絶滅が心配されているヒヌマイトトンボの生息地が点在していましたが、近年は確認されていません。

河川敷はシルト質でやや湿っており、放置するとヨシ原になりますが、その経過のなかでは、タコノアシやカンエンガヤツリなどの撹乱環境に対応した希少植物も観察することができます。また、ヨシ原の中にはカヤネズミの巣が見られます。

図 2-3　湿地に茂るヨシ原(東四ツ木)

(4)淡水域(約 21km 地点～約 28.8km 地点)

21km 下流に比べてカワヤナギやエノキ等、高木が多く、猛禽類、タヌキ等ほ乳類の出現頻度が高い地域であり、猛禽類を頂点とした大きな生態系ピラミッドが潜在する地域と考えられます。また、利用面については堤内地に工場地域が広がりながらも、河川敷のスポーツ施設、公園施設には多くの住民が訪れます。大部分が屈曲していた本来の荒川の河道を改修した区域で、昭和の初め頃から大きな地形の変化はありません。洪水時には上流からの土砂が運ばれて堆積し、下流に比べるとやや乾燥した環境が広がっていることが特徴です。植物の優占種はオギとなりますが、これら堆積地には、かつてハンノキやサクラソウが生育していました。

潮の干満による水位の変化はありますが、笹目橋付近までさかのぼると塩水の影響は最深部に僅かに見られるだけで、大部分は淡水性の魚であるコイやウグイが生息しています。河床は砂地で、カゲロウ類など流水性の水生昆虫が見られるようになります。河川敷には、特にゴルフ場などを中心に、池、水路、樹林などの多様な環境がモザイク状に散在しており、ノシメトンボ等のトンボ等の生息地となっています。

2.2.2 荒川下流部の自然地

荒川下流部には、多くの自然地が残されており、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育・繁殖の場となっています。また、自然地は、環境学習、自然観察等に利用され、水辺の楽校、環境学習、自然観察等を通じた教育の場となり、次世代を育てる環境にもなっています。

その一方で、自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと、などの理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題が指摘され、河川敷の利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

図 2-4　荒川下流部の自然地および干潟

2.2.3 荒川下流部に望まれる自然の姿

荒川下流部において特に重要な生物の生息環境（ハビタット）と位置付けられるものは干潟とヨシ原です。また、これらを取り囲む要素として水辺（水域)、汽水の水、草原、ワンド、湿地、水路、池等があり、そこには特徴的な生き物が生息しています。

今後は、次のような荒川下流部に望まれる自然の姿を検討しながら、整備を進めていきます。

(1) 河口の干潟

荒川の河口域には、上流から運ばれてきた細かな砂や土の粒子や栄養分が堆積している干潟があります。干潟は、干満により水没と干出が繰り返されるため、水中の生き物、水際の生き物、陸の生き物のそれぞれが利用でき、生き物にとって大変重要な環境です。

干潟ではヤマトオサガニ、チゴガニ、ゴカイ、ヤマトシジミ等が、水中には、ハゼ等が多数生息しています。これらは、シベリアと南方を往復する旅鳥のシギ、チドリ類にとって重要な餌となります。

干潟から河川敷にかけては、ヨシや塩性湿地植物等の群落が形成されています。

図 2-5　河口域の干潟

図 2-6　干潟で見られるカニ類

(2) 大きくまとまっているヨシ原

荒川において、水辺から浅瀬にかけてどこにでも生えている植物がヨシです。ヨシがまとまって茂っている場所を「ヨシ原、葦原」と呼んでいます。多少の塩分でも生育できるため、条件さえ整えば、たちまち水際はヨシ原と化します。

最近はヨシ原が少なくなっていますが、荒川の様々な場所で特徴的な生き物を育んでいます。

例えば、夏期には、荒川のヨシ原で繁殖するオオヨシキリが飛来します。オオヨシキリが安定して縄張りをつくり、繁殖するためには、まとまったヨシ原が必要です。かつては、オオヨシゴイの繁殖も見られましたが、現在は繁殖に適した大規模なヨシ原が消失したため、稀に個体が見られるだけになっています。

河口部や汽水域のヨシ原はカニ類の生息場でもあります。アシハラガニやクロベンケイガニは普段ヨシ原に横穴を掘ってひそみ、潮が引くと食物を求めてはいだしてきます。干潟とつながるヨシ原は、鳥やカニが生息する上でも重要な場所です。

図 2-7　水際のヨシ原

図 2-8　干潟と連なるヨシ原

(3) 草原

水辺から少し離れた場所にはヨシに代わってオギ、チガヤ等が成育し、草原となり、鳥や昆虫等の小動物の生活する基盤となる環境です。

広い草原には、荒川の食物連鎖の頂点に位置するオオタカやチョウゲンボウ等の猛禽類が冬に餌を求めてやってきます。そのため、草原は猛禽類の餌となるネズミ等の小動物が生息できる環境と広さがなければなりません。また、草丈が低い草原は、多様な植物が生育する環境となっており、植物の葉を食べたり、花の蜜を吸ったりするカメムシ類・バッタ類や、チョウ類、草地の小昆虫を餌とするトンボ類などの昆虫の生息環境としてもなくてはならないものです。

(4) 池や水路、ワンド、湿地が作り出す小さな自然

広い干潟やヨシ原、草原以外にも池や水路が作り出す小さな自然も、生き物達には重要な場所となります。こうした小さな自然では、広い面積を必要とする鳥類は繁殖できなくても、昆虫やヘビ類、ネズミ類、イタチなど小動物なら充分生きていくことができます。グラウンドやゴルフ場の脇の小さな空間でも、工夫次第では小さな生き物が生息する自然をつくることができます。

現在の荒川にはクルミやヤナギ等の樹木はわずかですが、生育しています。ヤナギやエノ

キ等の樹木が増えれば、ゴマダラチョウなどのチョウや、クワガタやカミキリムシなどの甲虫類が増加することが期待できます。池や水路の周辺では、河川敷でも湿潤な環境となり、周辺にはミズアオイやヒメガマ等湿生の植物が繁茂します。池、水路内には、メダカ、モツゴ、フナ等のほか、カメ類、トンボの幼虫やアメンボ等の姿が見られます。

小さな自然は、人間の利用と調和しながらトンボ、バッタ、チョウ等の生息地として、また鳥類たちの移動の中継地として荒川の生息環境を支える機能を持っています。

図 2-9 河川敷のワンド（北区・子どもの水辺）図 2-10 ゴルフ場の水路（都民ゴルフ場）

2.2.4 自然地の保全と再生の考え方

(1)自然地ネットワークの形成

自然地をつないで、生物の移動経路(ネットワーク)を確保することで、生き物の住みやすい環境を創ると共に、分布域を拡大することができます。

それぞれの自然地を、水際のヨシ原などでつなぐことによって、自然のネットワークを整備します。自然のネットワークは、主に水路や水際、茂みなどを連ねて、様々な生き物の移動経路を確保することで、生き物の移動・交流が可能となり、荒川全体がつながりのあるまとまった自然地となります。

この考え方に基づき、現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の自然ネットワークを形成します。水際についても、自然ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。

自然地のネットワークを次の通り、設定し、整備・維持管理を進めます。

(2)自然地の整備について

荒川下流部の自然地は、“潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間”である「自然保全地」と“住民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用できる場として整備する自然空間”である「自然利用地」の2つを位置づけます。

① 自然保全地

自然保全地は、荒川を川らしい川として構成する環境要素とするほか、荒川下流部の持つべき自然環境を再生・保全し、次世代に良好な河川環境を引き継ぐために不可欠な区域と考えています。ここでいう良好な河川環境とは、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となっていること、より広域的な視点では荒川周辺地域を含めた生態系が維持されているような環境をいいます。

自然保全地の管理は、国、自治体、沿川住民、企業が連携し、一体となって、最低限の環境管理を行います。

② 自然利用地

自然利用地は、沿川住民が自然に親しむ場として開放した自然地の区域と位置づけます。水辺の楽校、環境学習、自然観察等に利用できる環境の創出・維持を目指します。自然保全地は次世代に引き継ぐ環境と位置づけたのに対し、自然利用地は、水辺の楽校、環境学習、自然観察等を通じた教育の場となり、次世代を育てる環境となります。

また、自然利用地と自然利用地の間は散策路を設け、ネットワークの形成を図ります。

自然利用地の管理は、利用に際しての安全性に配慮しつつ、国、沿川自治体、沿川住民、企業が連携を強化し、一体となって管理を行います。施設の管理にあたっては、占用地の箇所は管理者、占用地以外の箇所では、危険箇所の有無や利用施設の損傷状況を確認する安全利用点検を行い、必要に応じて、補修等を実施します。

図 2-11　自然保全地の例
（江戸川区　小松川自然再生工事地区）

図 2-12　自然利用地の例
（北区・子どもの水辺）

(3) 自然地の管理について

現在の荒川下流部では、自然地を放置すると藪化が進み、不法投棄ゴミや不法工作物等を誘発することが課題となっています。行政側は社会的背景から財政的に余裕があるとはいえず、単独での維持管理が難しくなっている状況です。また、自然地の保全のために活動するボランティアについても高齢化や後継者不足などの課題もあります。

これらの課題に対して、「自然保全地」と「自然利用地」という自然環境を保全・再生するためには、国、沿川自治体、ボランティア、沿川住民が一体となった管理を行うことが、次世代に引き継ぐ環境、次世代を育てる環境として重要と考えます。そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・沿川自治体・沿川住民の協働により、継続した維持管理を行う仕組みづくりを構築・運営していきます。

荒川下流河川事務所では、その一環として、自然地の維持・保全活動を行う環境ボランティア（市民団体、企業、学校等、複数からなる組織）である「荒川の水辺サポーター」を募集し、自然地を荒川水辺サポーター、沿川自治体、荒川下流河川事務所の 3 者が連携して維持管理活動を行っていく「荒川下流自然地管理アダプト制度」を進めています。現在活動している自然地は、千住桜木自然地、小松川自然地、本木自然地の 3 箇所があり、随時参加団体を募集しています。

図 2-13　荒川下流自然地管理アダプト制度における活動場所

(4) 水辺の整備・維持管理について

荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、次の基本的な考え方により、連続的な自然地の保全・再生を図りながら、多様な生物が生息・生育できると共に、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。

荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」、「湿地化タイプ」、「親水タイプ」、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の４タイプを基に、検討していきます。

干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

また、水辺を整備するだけではなく、保全するためには航走波に対する対応が必要です。荒川通行ガイドに基づき、河岸の自然環境に配慮するよう減速区域を定めるなど、航行ルールと一体で運用していきます。

表 2-1　荒川下流部における水辺整備のタイプ

タイプ名		内容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸(鋼矢板護岸)を維持する

A 干潟タイプ

干潟タイプは、水面と河川敷を分断している既設護岸を撤去して緩やかな水辺を創出し、合わせて航走波対策として消波施設(木工沈床など)を整備して、ヨシ原や干潟の保全・再生を図ります。

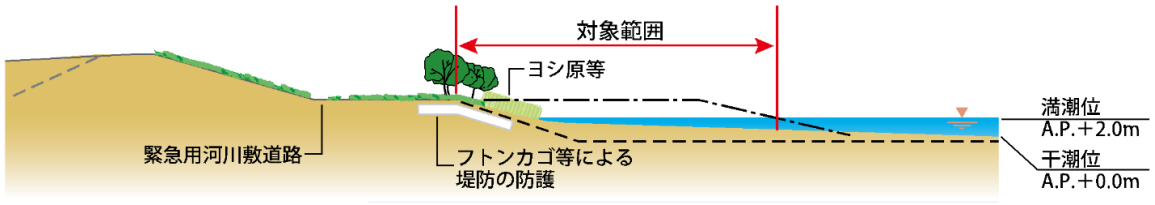

図 2-14　干潟タイプの横断形状イメージ

B 湿地化タイプ

湿地化タイプは、河川敷を掘削して湿地やワンドを創出し、湿地環境の整備を行います。

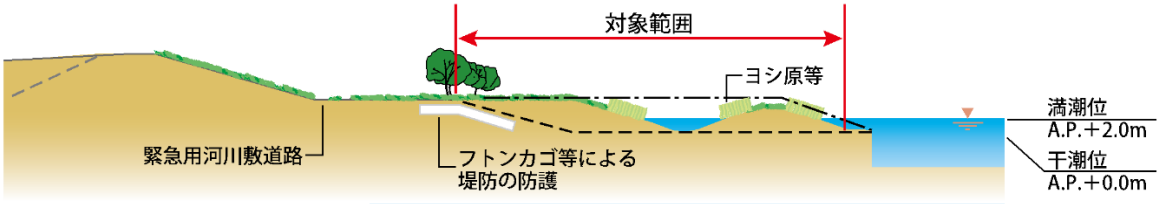

図 2-15　湿地化タイプの横断形状イメージ

C 親水タイプ

親水タイプは、グラウンドや広場等の河川敷利用と合わせ、これらを利用する沿川住民が水辺を一体的に利用できるように、階段護岸等の親水護岸とします。

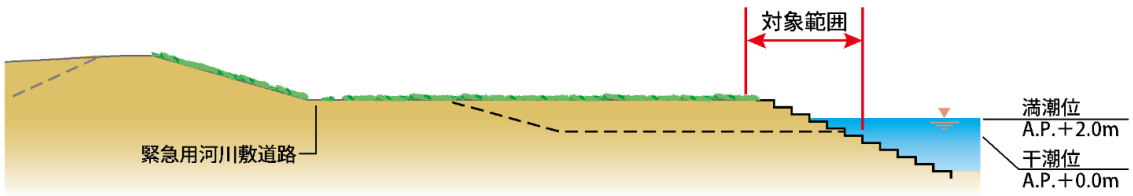

図 2-16　親水タイプの横断形状イメージ

D 直壁護岸タイプ

直壁護岸タイプは、治水上や河川敷利用の観点から、現状の直壁護岸(鋼矢板護岸)を維持するタイプとします。堤防の安全上の観点から十分な河川敷幅がない場合、水門等の治水施設がある場合、河川敷利用により改変が難しい場合が該当します。

(5)水辺のネットワークについて

荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進します。荒川下流部では、沿川住民から「水辺に近付きたい」、「水辺の自然化を進めてほしい」という要望が寄せられています。その一方で、社会情勢の変化などから河川敷の主に自然地において不法行為（工作物の設置、不法耕作）が多く見られています。

水辺の安心・安全な利用や不法行為の抑止対策として、水辺整備を進め、安心・安全な利用が行えるような、ネットワークを形成していきます。

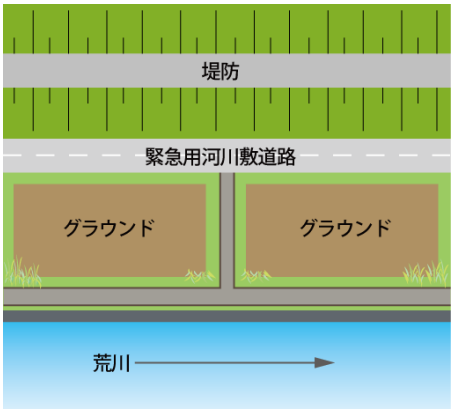

図 2-17　水辺の管理用通路のイメージ（利用地）

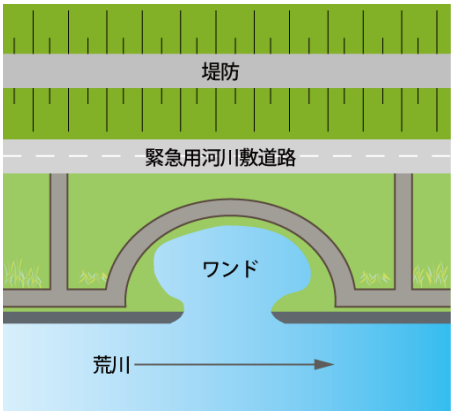

図 2-18　水辺のネットワークのイメージ（自然地）

また、堤防の表法面は、もう一つの自然ネットワークとして、生物が生息し移動できる空間（幹線）として位置付けると共に、河川管理上必要な維持管理を行っていきます。

図 2-19　緩傾斜堤防の例

(6) 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生

荒川下流部は、人工河川として整備された区域であるため、地形的にはやや単調であると言えます。

荒川らしい自然の拠点として現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。

地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。

図 2-20　整備イメージ

図 2-21　水際のヨシ原

図 2-22　水際の干潟

(7) 外来種の対策

荒川らしい自然景観を保全するうえで、外来種対策は大きな問題となっています。荒川下流部での植物調査では、主な外来植物として、オオキンケイギクやアレチウリ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ等が確認されています。

これら外来種は、その生育域を分布拡大して在来生物（古来その地域に生息・生育する生物種）の生息・生育環境を侵す可能性を有しています。その中でも特に侵略性が顕著な一部の種は特定外来種に定められています。荒川では特定外来種２種（オオキンケイギクとアレチウリ）等が確認されています。

今後、外来種の駆除にあたっては、国と自治体、沿川住民が協働していく取り組みを進めていきます。具体的には、荒川水辺サポーターとの協働が考えられます。自然地として整備した箇所では、河川管理者、自治体、荒川水辺サポーターが協働で駆除するなどの仕組みがあります。その際、河川管理者は外来生物法に基づき適切に処分するなどの対応を行っていきます。こうした協働の枠組みは「2.5 パートナーシップによる川づくり」において記載しています。

また、対策にあたっては市民団体と連携をとり外来種の繁茂状況把握、河川水辺の国勢調査（植物調査）を通じた定期的なモニタリングなどの確認に努めていきます。

アレチウリ

オオブタクサ

オオキンケイギク

セイタカアワダチソウ

図 2-23　荒川下流部で見られる主な外来種

（出典：わかりやすい外来植物対策の手引き）

(8) 河川敷の維持管理について

水辺の維持管理を適切に行わないと、水辺に近づくことができず、漂着ゴミが溜まる等の理由により水辺環境が悪化するため、水辺の保全、整備箇所の適切な維持管理を実施していきます。

公共性の高い治水機能の確保については、河川管理者が基本的に維持管理していきますが、水辺の親水利用については、治水機能に追加される部分であることや、水辺の親水利用という住民サービスの向上を図る上では身近な自治体が関与するのが望ましいと考えられることから、河川管理者と自治体の両者が携わることを基本とし、維持管理の分担を次のとおりとします。

水面区域については、河川管理者である国が漂着ゴミの回収や処理を行います。

水際区域については、国、自治体、沿川住民の協働により、ゴミ拾いやゴミ処理、草刈、外来種対策を行います。なお、今後、新たに水際を一体的に利用できる形態に整備する場合は、管理協定を締結する等により、管理者を明確にします。また、整備した水際の日常管理として、ゴミ拾いや草刈等の適切な維持管理を行います。

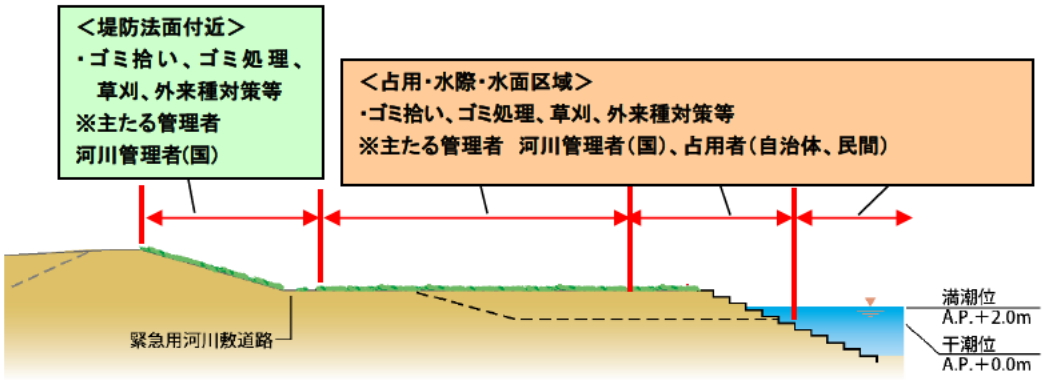

図 2-24　河川敷における維持管理のイメージ

(9) 水質の現状と改善の取り組み

荒川下流部では、戦後の急激な都市化の進展により、当時、埼玉県を流れ荒川に流れ込む支川、綾瀬川、芝川、葛蒲川、笹目川などで水質が著しく悪化し、荒川本川はその影響を受けていました。

これらの支川において第Ⅰ期、第Ⅱ期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21、清流ルネッサンスⅡ）を策定し、沿川住民や行政が一体となり流域全体で取り組みを実施してきたことにより、近年においては、荒川本川の水質はほとんどの観測地点で環境基準を達成する状況となっています。

しかし、一部の支川では基準値に近い地点もあることから、水環境改善が継続して課題であり、綾瀬川、芝川、葛蒲川、笹目川では、沿川住民と県市行政が一体となって流域の様々な取り組みを継続的に実施しているほか、国による綾瀬川芝川等浄化導水、葛蒲川笹目川等浄化導水の施設による水環境の改善のための導水を継続して実施しています。

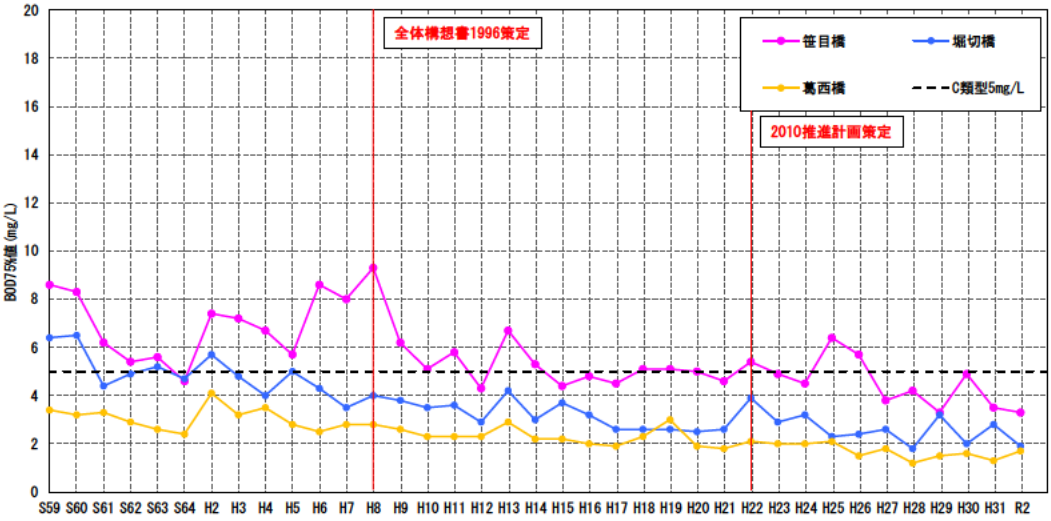

図 2-25　荒川本川の水質の変遷

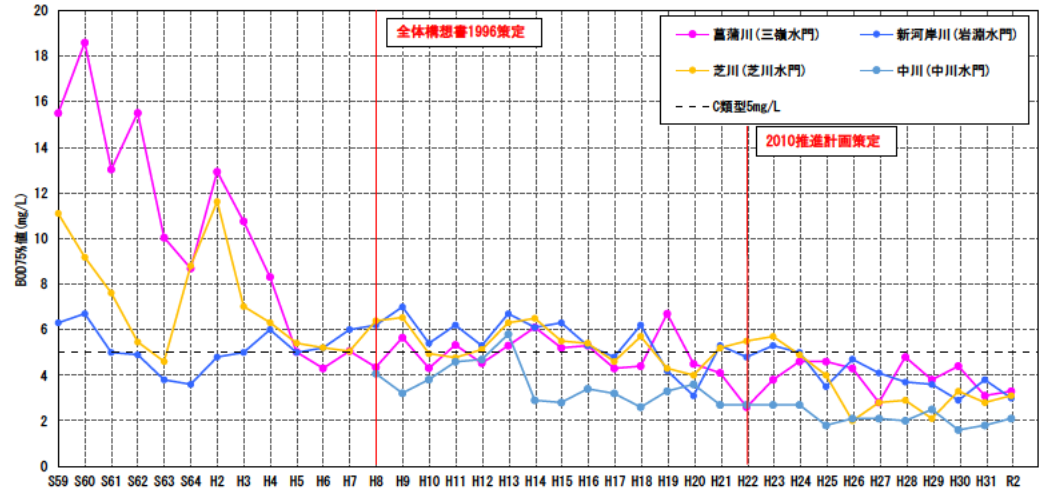

図 2-26　荒川支川の水質の変遷

注）平成20年以前のBOD75%値は、建設技術研究所 「平成20年度　荒川下流河川水質調査業務　水質調査集」より作成
平成21年以降のBOD75%値は、環境省 「水環境総合情報サイト」より作成
平成21年以降のBOD75%値は、各水門に近い測定地点のものを採用している。

図 2-27　荒川下流部の水質観測地点と類型指定状況

2.3 適切な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

2.3.1 荒川下流部の河川利用の現状

(1)河川空間利用の現状

荒川下流部の河川空間は、総面積約 1,911ha(令和 4 年度末)で東京東部地域最大のオープンスペースとなっています。そのうち、河川敷は 692ha で 36%、水面は 896ha で 47%、堤防が 324ha で 17%です。

河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査)の結果によれば、荒川下流部の H26 (2014)年度の年間河川空間利用者総数(推計)は約 1,497 万人であり、沿川自治体(2 市 7 区：約 402 万人)からみた、1 人あたりの年間利用回数は 3.7 回でした。

年間の利用場所割合をみると、河川敷が全体の約 76%を占め、堤防 23%、水際 1%、水面 0%となっています。利用形態割合をみるとスポーツが 59%と最も割合が高く、次いで散策等が 39%、釣り・水遊びが 2%です。

過去の河川空間利用実態調査結果と比較すると、利用場所別でみた場合、河川敷・堤防利用の割合が増加し、水際・水面利用の割合が減少し、利用形態別でみた場合、スポーツの割合が増加する結果となりました。

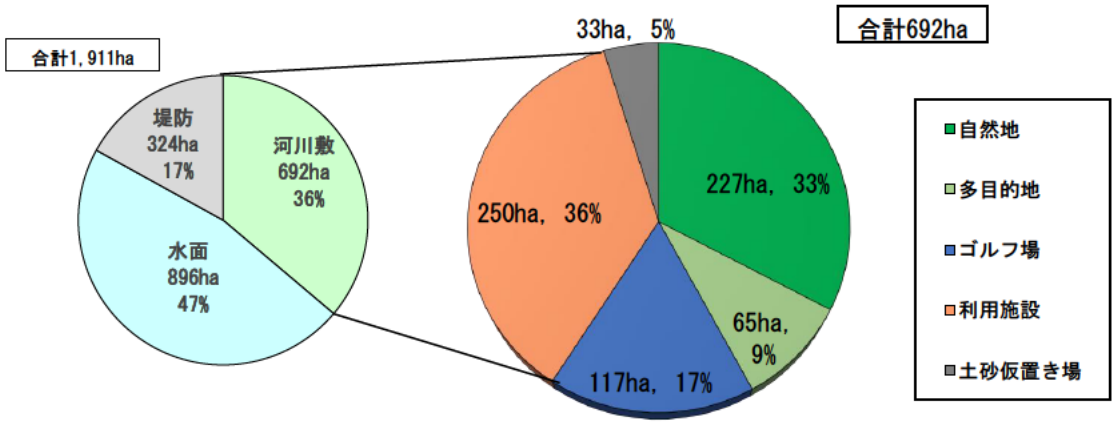

図 2-28　荒川下流部の河川空間の割合

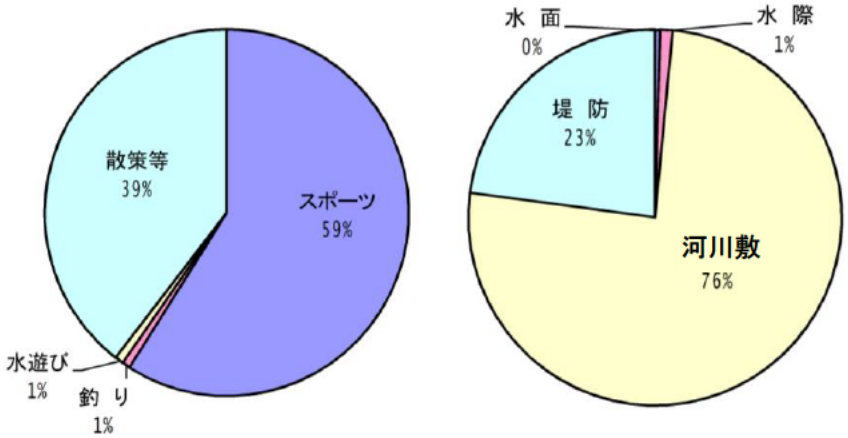

図 2-29　年間利用者数推計(左：利用形態、右：利用場所)

(2)河川敷利用の現状

河川敷は、豊かな自然を有し、誰もが利用できるオープンスペースとしての価値を有します。荒川下流部は、市街化された地域を流れ、都市部の貴重なオープンスペースとしてグラウンドや公園等として高密度に高水敷が利用されています。また、令和 2（2020）年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症が流行し、緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言下では 3 つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるよう推奨されましたが、荒川下流部の河川敷では利用者の増加や流行前より広域の来訪があったことが確認されました。これは荒川下流部が 3 つの密を避けられる都市部のオープンスペースとして認識され、利用されているものと考えられます。今後も誰もが利用できるオープンスペースとして河川敷の整備を進めていきます。

河川敷の利用は、主に施設系の利用と、自然系の利用に大別されます。

施設系の利用としては、野球場、サッカー場、ゴルフ場、テニスコート、バーベキュー場等として利用されています。ゴルフ場は、比較的河川敷の広い上流部に集まり、野球場等のスポーツ利用は全川でみられます。公園となっているところでも施設の内容としては野球場、サッカー場等がほとんどであり、都市部における河川敷でのスポーツ利用の要請の強いことを物語っています。また、緊急用河川敷道路および堤防天端を活用してウォーキングやサイクリングにも利用されています。

自然系の利用としては、散策の利用があげられ、都市部に不足しがちな、リフレッシュ、憩いを求めた利用と言えます。さらに、河原や水際部の自然地を活用して、自然観察、虫とり等の体験的、学習的な利用も行われています。

また、花火大会イベントやマラソン大会の会場としても利用されており、このように荒川下流部の河川空間は、多様な利用に応える場となっています。

令和 4（2022）年現在、荒川下流部の河川敷利用面積の内訳は、スポーツグラウンド、ゴルフ場、公園等の施設系の利用が 432ha で 62%と半分以上を占めており、自然保全地、干潟等の自然地の面積は 227ha で 32%となっています。

図 2-30　ウォーキング

図 2-31　サイクリング

図 2-32　野球

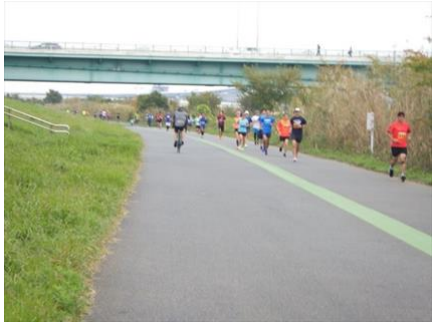

図 2-33　マラソン大会

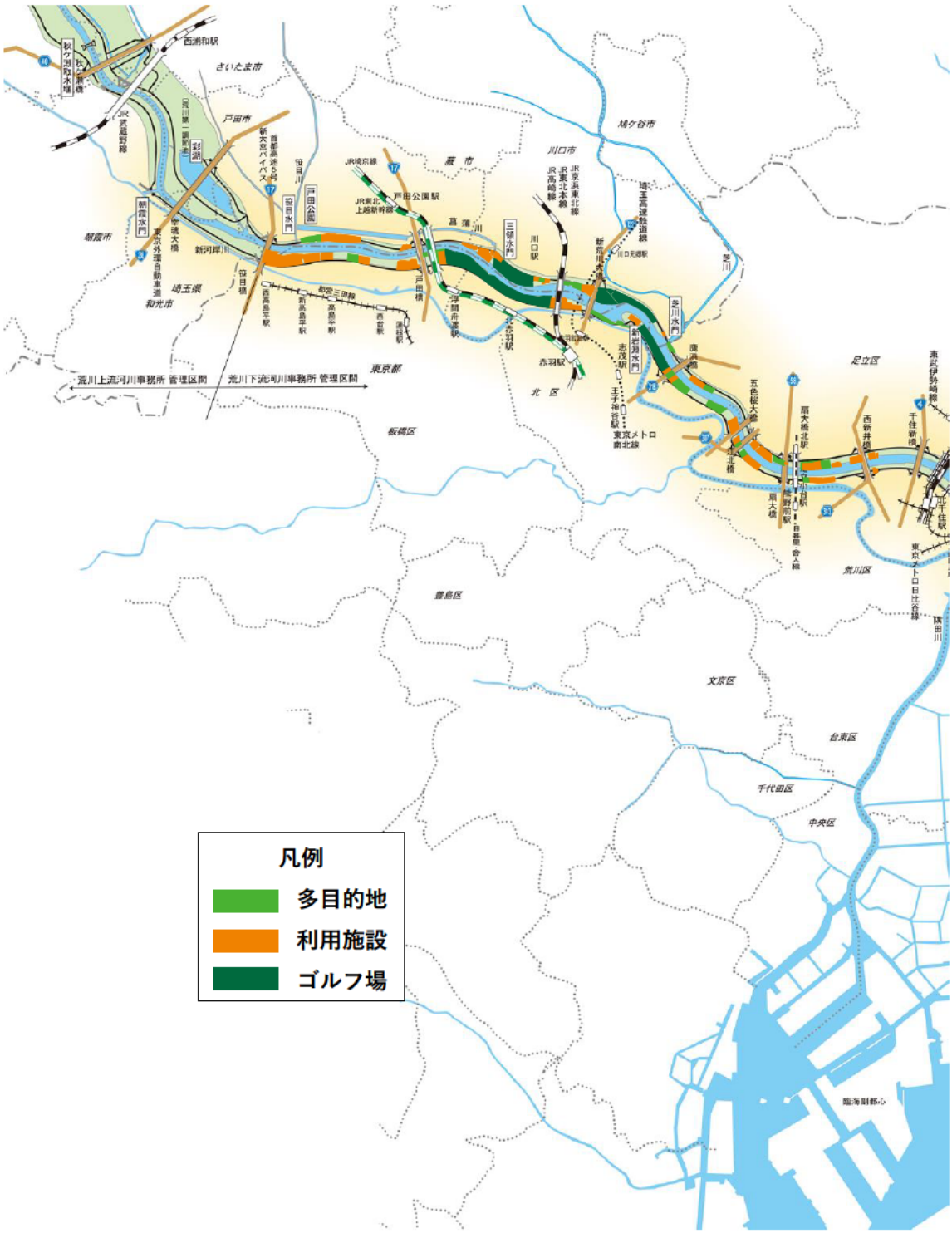
凡例
多目的地
利用施設
ゴルフ場
荒川上流河川事務所 管理区間
荒川下流河川事務所 管理区間
東京都
埼玉県
戸田市
さいたま市
蕨 市
川口市
埼玉高速鉄道線
戸田公園駅
戸田橋
笹目川
新河岸川
荒川
三領水門
川口駅
赤羽駅
北 区
板橋区
豊島区
文京区
台東区
千代田区
中央区
荒川区
足立区
隅田川
都心三路線
JR埼京線
JR東北上越新幹線
JR京浜東北線
JR東北本線
JR高崎線
東京メトロ南北線
東京メトロ日比谷線
東武伊勢崎線
首都高速5号池袋線
新大宮バイパス
東京外環自動車道
笹目水門
朝霞水門
新河岸水門
志茂水門
芝川水門
五色桜大橋
扇大橋
千住新橋
西新井橋
朝霞市
和光市
秋ヶ瀬取水堰
秋ヶ瀬橋
西浦和駅
彩湖
JR武蔵野線
荒川第一調節池
埼玉高速鉄道線
芝川
川口元郷駅
西高島平駅
新高島平駅
西台駅
高島平駅
蓮根駅
浮間舟渡駅
志茂駅
王子神谷駅
北千住駅
扇大橋駅
鹿浜橋
新荒川大橋
首都圏中央連絡自動車道
埼玉高速鉄道線
東京メトロ日比谷線
隅田川
臨海副都心

1

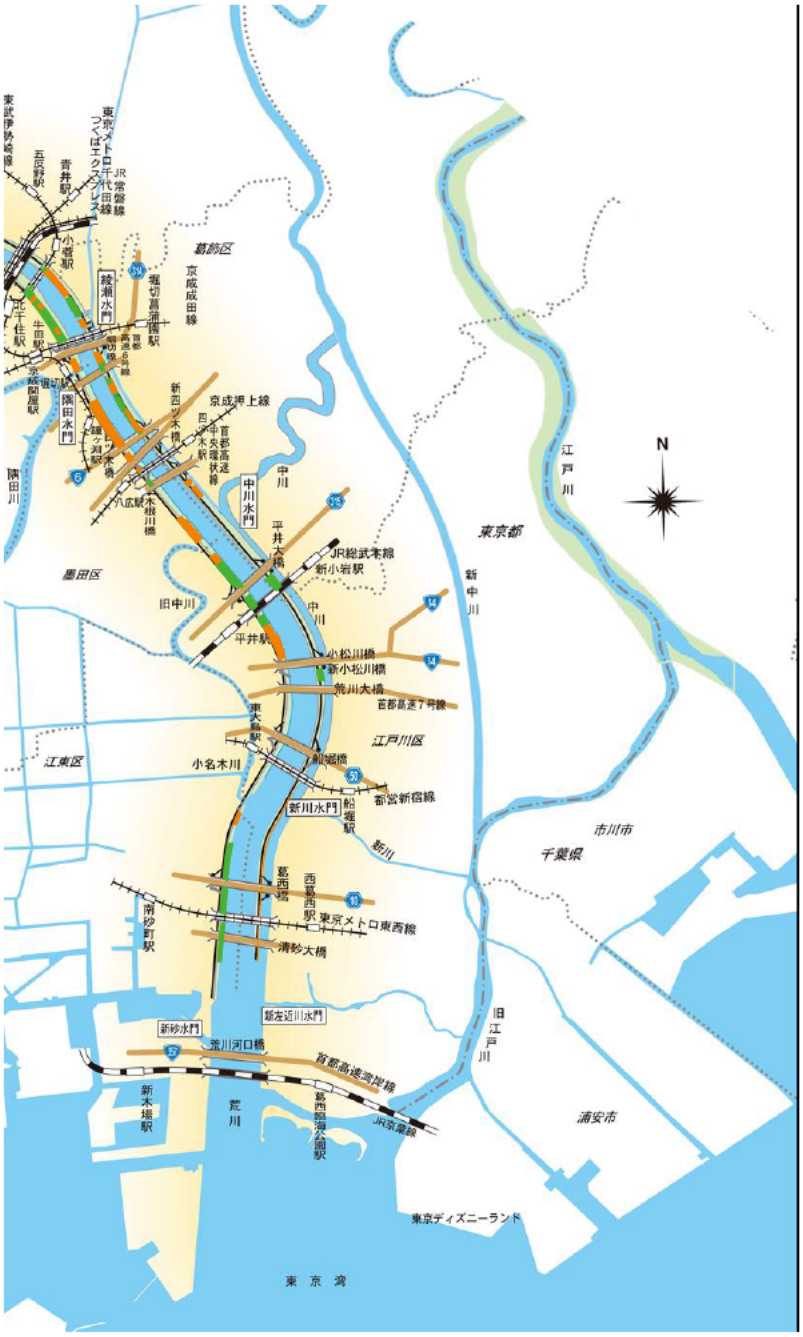

図 2-34　荒川下流部河川敷の多目的地・利用施設・ゴルフ場の位置図

① 利用施設・多目的地の現状

荒川の広々とした河川敷は、沿川住民にとって、快適にスポーツを楽しむ貴重な空間といえます。密集した市街地の続く沿川自治体では、荒川の河川敷に整備したグラウンドの果たす役割は大変大きく、沿川 2 市 7 区における荒川河川敷のグラウンド数は、全グラウンド数の約 1/3 に達しています。密集した市街地の続く沿川自治体では、荒川の河川敷の緑地公園は、沿川住民にとって、貴重な憩いの空間といえます

荒川下流部には、約 245ha（令和元（2019）年度末）の公園緑地があり、休日には多くの沿川住民に利用されています。

これまで、河川敷の自然度向上の取り組みを進め、自然地や水際のネットワークを形成させると共に、グラウンドでは、可能な限り草地化すること、周辺に荒川の水を引き込んだ水路を掘ること、グラウンドが連続しないよう間に自然地を配置し、昆虫などの生物生息空間を確保するなど、グラウンドの草地化やグラウンド間に草地や灌木、水路等を設置する取り組みが進められてきましたが、グラウンド間に池や藪を設けることによる利用上の安全確保の懸念もあります。

また、荒川下流部をより魅力ある川としていくための川づくりの推進が必要であると考えられます。特に、高齢化に伴い利用者の年齢層等が多様化する中で、休憩場所としての水飲み場や木陰、ベンチが少ないこと、誰もが利用しやすいかつ清潔なトイレが少ないとの要望があげられています。

② ゴルフ場の現状

現在、笹目橋より下流の荒川の河川敷には、4 つのゴルフ場があり、面積は合計約 118ha に上っています。ゴルフ場は、利用施設の中では、芝生やシダレヤナギなどの良く管理された緑の多い場所となっています。

これまで河川敷の自然度向上の取り組みを進め、自然地や水際のネットワークを形成させると共に、農薬の使用の制限など適切な維持管理を進めてきました。

休日には、一般住民への開放を行っているゴルフ場を水辺の楽校に登録し、ゴルフ場内の水路や池を環境学習の場として活用する取り組みが行われています。

ゴルフ場では、自然度向上の取り組みをできる限り進めてきていますが、洪水時には水路等に土砂が堆積してしまい、維持が難しいという声も聞かれます。また、ゴルフ場周辺の自然度のさらなる向上を求める意見もあげられています。

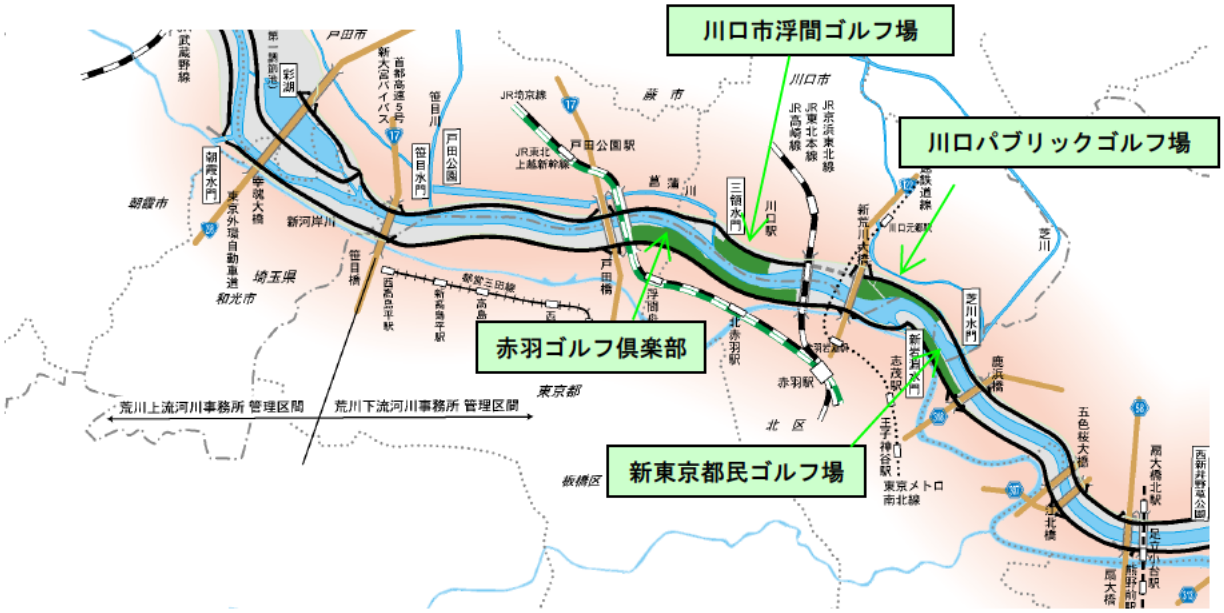

図 2-35 荒川下流部にあるゴルフ場の位置

表 2-2 荒川下流部にあるゴルフ場の概要(令和 4 (2022) 年時点)

名称	地区	占用者	面積(ha)	ホール数等
東京都民ゴルフ場	足立区、北区	足立区長	16.2	9H
川口パブリックゴルフ場	川口市	㈱川口パブリックゴルフ場	24.0	12H+練習場
赤羽ゴルフ倶楽部	北区、板橋区	㈱赤羽ゴルフ場	55.2	18H+練習場
川口市浮間ゴルフ場	川口市	川口市長	23.1	12H

図 2-36　川口市浮間ゴルフ場における水辺の楽校の活動状況

③ 河川における利便施設の現状

荒川下流部には、約 245ha（令和元（2019）年度末）の公園・緑地があり、休日には多くの沿川住民に利用されています。

訪れる人が快適に利用できるように、トイレやベンチ、四阿(あずまや)、駐車場、堤防の法面に階段・坂路が整備されています。

◆ トイレ

河川敷のトイレは、利用者が安心して利用でき、川を汚さないために必要な施設です。荒川下流部のトイレ設置状況は、河川敷や堤防(高規格堤防上)に概ね 1km あたりに 1 箇所が設置されており、今までの沿川自治体等の努力により充実してきたものです。また、老朽化したトイレは改築をしたり、車イスでも使える多目的トイレも整備されたりしています。

しかし、臭いや汚れなどで快適に利用しづらいといった事例があり、河川敷利用者から明るく、清潔なトイレを望む意見が上げられていました。また、洪水時には水位が上昇する前にトイレの一時撤去が必要となりますが、下流部では水位が高水敷を超えることはほとんどなく、空振りすることも多いため、労力・費用を考慮すると、負担が大きいのも事実です。

図 2-37　多目的トイレ(江東区)

◆　ベンチ・四阿(あずまや)

ベンチや四阿（あずまや）は、河川空間を快適に利用するためのアメニティ施設であり、河川敷利用者のアンケート結果から、利用者からの要望も多い施設です。利用者の利便性を向上させるためにも、休憩場所となる施設を積極的に設置していくことが望まれます。

図 2-38　四阿（あずまや）の例

◆　駐車場

荒川下流部の河川敷の駐車場では河川敷地の占用許可に関する規則で認められる場合に限り占用されており、施設利用者から多く利用されています。

一方で、河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります。

図 2-39　荒川河川敷の駐車場の利用状況(板橋区)

◆　堤防の階段・坂路

荒川下流部の堤防は、沿川の地盤高からの高低差が最大約 20m と大きく、沿川市街地から河川敷にアクセスする場合、急な階段が多いことが課題でしたが、その後、堤防の整備と合わせて、堤防上から河川敷へ緩やかにアクセスするための階段や手すり、さらには坂路(スロープ)が整備され、誰もが利用しやすいように大きく改善されています。

図 2-40　堤防の階段の整備例

図 2-41　スロープの整備例

④ 河川敷利用マナーの現状

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った人々により、多様な利用が行われています。

しかし、荒川下流部の河川敷では、高速自転車走行やゴルフの練習、ラジコン飛行機、ドローン、ゴミの不法投棄、不法工作物・不法耕作等の迷惑・危険があり、事故の発生や河川美化の低下につながっています。

荒川の将来を考える協議会、河川敷利用者等のアンケートにおいても、河川敷利用者間のマナーの悪化が問題提起されることが多くなっており、2 市 7 区共通の河川敷利用ルールを決める等の対策が望まれていたことを踏まえ、国土交通省荒川下流河川事務所と沿川自治体等は、協働して荒川下流河川敷利用ルールを策定し、平成 22（2010）年 4 月から運用しています。平成 25（2013）年に禁止行為、危険・迷惑行為およびマナーに分類した後、平成 30（2018）年にドローンに関する航空法改正を受けた改定を行っています。河川敷利用に関して問い合わせの多い項目について再度見直し、令和 4（2022）年 7 月 1 日から改定ルールの運用を開始しました。一方で、ドローンに関しては将来的に河川上空において複数のドローン飛行が想定されることから、河川上空利用ルールの策定に向け、令和 4 年度より実証実験等を行っています。

図 2-42　河川敷への原付バイク乗り入れ

図 2-43　認められない場所での
ゴルフ練習

1

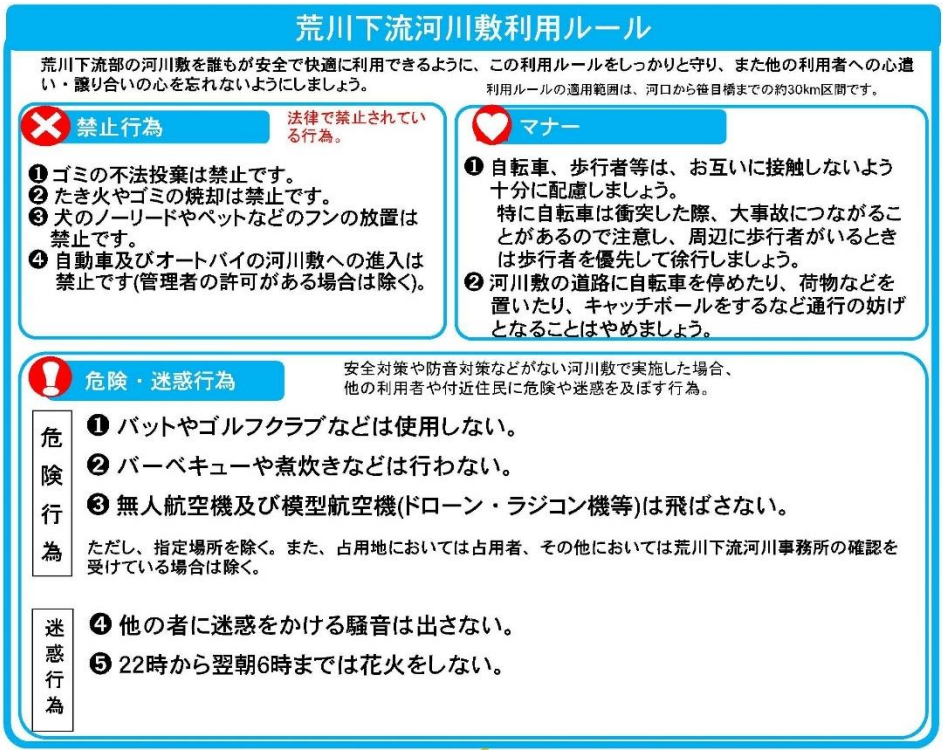

2

3　図 2-44　荒川下流河川敷利用ルール(令和 4（2022）年 7 月改定)

(3)水面利用の現状

① 水面利用の現状

荒川の河口から秋ヶ瀬取水堰までの約 40 kmは船舶が航行することができ、水上バス・プレジャーボート・カヌー等の船舶が多く航行しています。週末は戸田橋付近ではカヌー等が、河口部にかけてはプレジャーボートの利用が盛んとなっているほか、水上スキーや SUP ボードの利用も見られます。

また、水面の航行の支援と、災害時の緊急物資輸送の拠点を目的として、沿川自治体におよそ 1 箇所ずつ緊急用船着場(リバーステーション)が整備されています。

水上バスは、隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等をつなぐルートがあります。荒川下流部区間では、河口部の葛西臨海公園、江戸川区の平井の船着場に不定期便が運航しています。

図 2-45　プレジャーボート

図 2-46　ボート競技

図 2-47　水上バス

② 水面利用のルール

荒川では船舶航行が盛んですが、その一方で、船舶が通航する際に発生する波(航走波)によって、河岸が侵食され、ヨシなどの水辺の植生の生育が阻害されるほか、水際での散策や釣りなどの利用に影響を与えます。このような課題を解決するため、荒川の水面利用に関するルール等が次の通り施行されています。

図 2-48 航走波の発生状況

i) 「荒川水系水面利用計画」

学識者、沿川自治体、河川水面利用者、警察、河川管理者等から構成される荒川水系水面利用協議会の提言を受け平成 3（1991）年 8 月に策定した計画で、秩序ある河川水面の利用を推進していくための基本的な事項、水面利用計画、航行に関するマナー、水辺整備計画等を記載しています。

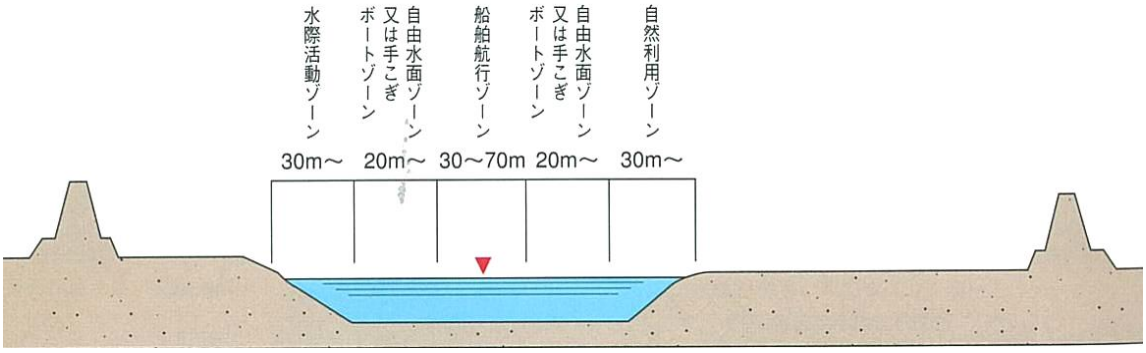

図 2-49 荒川水系水面利用計画の水面利用区分

ii）「荒川における船舶の通航方法」

船舶相互間の調整や河川環境との調和等の観点から、船舶が荒川を通航するにあたって守るべきルールとして、「荒川における船舶の通航方法」が河口から秋ヶ瀬取水堰までの区間において平成 13（2001）年 4 月から施行されています。

この区間を「河川舟運促進区域」として位置づけ、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法を定めました。また、現地の状況にあわせて次の 5 種類の「特定の区域」を設定し、それぞれ通航方法を定めています。

iii)「河川航行情報図（東京低地河川ナビゲーションマップ）」

荒川では、全国で初めて海図に準じて河川を安全に船舶が航行する上で必要となる情報を、河口～秋ヶ瀬取水堰区間を対象にわかりやすく図にまとめ、「東京低地河川ナビゲーションマップ」として平成 18（2006）年 2 月から公表しています。その後、平成 25（2013）年度に河川航行図（東京低地河川ナビゲーションマップ）を作成し、平成 26（2014）年 3 月に荒川下流河川事務所ホームページに掲載しました。これにより、荒川下流部を航行する船舶は、普段から安心して航行することができると共に、平常時に荒川を利用しない船舶が災害時に救援・復旧活動を行う際にも円滑に航行や接岸することができます。

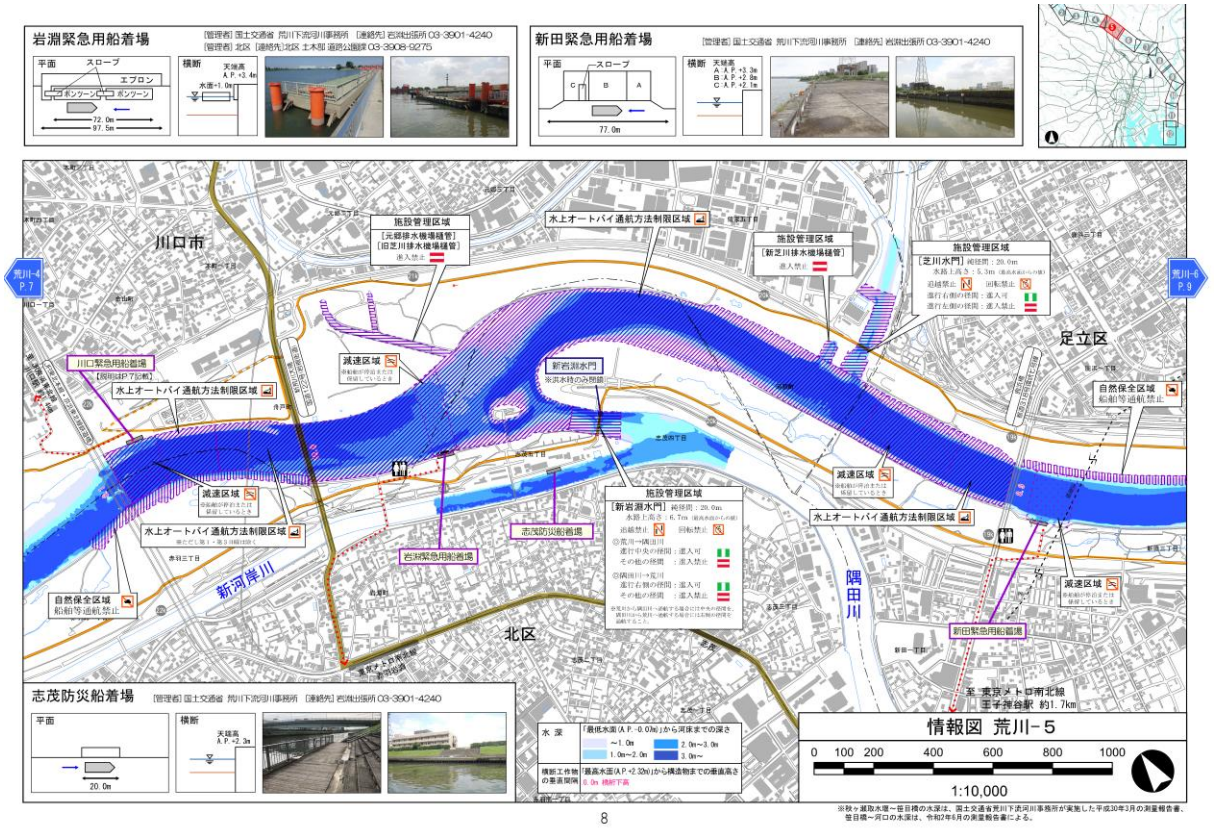

図 2-50　荒川の東京低地河川ナビゲーションマップの例

iv) 「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール(暫定版)」

荒川下流部では、緊急用船着場(リバーステーション)が整備されており、災害時の復旧活用に必要な敷材や救援物資等の積み下ろしに用いられているほか、平常時にも水上バスの発着場等として利用されています。

緊急用船着場を災害時・緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用してもらうことが大切です。

そこで、荒川下流部では、「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール(暫定版)」を平成 30 (2018) 年に作成(令和元 (2019) 年改定)し、運用しています。

平成３０年　６月　２５日 施行
令和　元年　６月　　１日 改定後施行

荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール
（暫定版）

東京低地河川である荒川には、大規模な災害に備え、復旧活動の拠点や運搬ルートを確保するための緊急用船着場等を整備している。災害等緊急時には、緊急用河川敷道路と連携し、復旧活動に必要な資機材の運搬や沿川被災地への救命、消防活動のための輸送を行う。

また、救援物資の運搬や帰宅困難者の輸送など、重要な機能を担う施設として期待されている。

緊急用船着場等を災害等緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また、多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用してもらうことが大切である。

このため、沿川住民の利便に配慮し平常時における船着場利用を促進するために、荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）（以下「利用ルール」という。）を定める。

なお、この利用ルールは、災害等緊急時及び平常時における管理・巡視・工事・訓練等の国・地方公共団体・警察・消防等による利用及び船着場管理者による利用以外の利用に適用する。

１．対象船着場と対象船舶

①利用ルールを適用する船着場は、荒川下流部（笹目橋から河口）等にある緊急用船着場等を対象とする。

②緊急用船着場等を利用可能な船舶は、事業者の旅客船（水上バス、観光ツアー船等）、プレジャーボート、非動力船を基本とする。但し、水上オートバイは対象としない。

２．利用の優先

災害等緊急時に、国、地方公共団体、警察又は消防等、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行う場合については、全ての利用に優先される。また、平常時は、管理・巡視・工事・訓練等の国、地方公共団体、警察又は消防等、並びに国、地方公共団体の許可を受けた者の利用は、利用ルールに基づく登録者の利用より優先される。

３．利用方法

①利用にあたっては、自己の責任において行うこと。また、利用者間のトラブル等は利用者間で調整・解決すること。

②本利用ルールに基づく利用を希望する者は、荒川下流河川事務所に利用者登録を行うこと。その後、利用前に事前利用の申請・連絡をすること。利用の申請・連絡は、戸田緊急用船着場（埼玉県戸田市）、岩淵緊急用船着場（東京都北区）、堀切緊急用船着場（東京都葛飾区）、平井水上ステーション（東京都江戸川区）においては、各市区の条例に基づき申請し承認を受けることとし、利用料及び鍵の貸与等については、条例等に基づくものとする。その他の緊急用船着場においては、運用要領で定める。それ以外の者は利用できない。

③日の出から日没まで利用可能とする。照明設備を装備した船舶は夜間利用も可能とする。

④接岸は原則 20 分以内とする。

⑤利用後は、船着場利用者が門扉を閉め、施錠を確実に行い、荒川下流河川事務所に報告すること。

４．禁止事項

緊急用船着場等を原則、乗降以外の目的で利用することを禁止する。

戸田緊急用船着場、岩淵緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションについては、各市区の条例（禁止事項もしくは行為の制限）によるものとする。

５．利用の取消し等

①利用ルールに反した場合及び以下の事項に該当するものと認めた場合は、利用登録を取消・制限することがある。

（１）公益を害するおそれがあると認めたとき。

（２）公序良俗に反するおそれがあると認めたとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、河川管理上支障があると認めたとき。

②災害、その他事故により、船着場の利用を取消、制限することがある。

６．その他

利用に際して、具体的な運用（手続き方法・留意事項・損害賠償等）について、戸田緊急用船着場、岩淵緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションにおいては、各市区の条例および規則によるものとし、その他の緊急用船着場等においては、運用要領で定める。

図 2-51　荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール(暫定版)

2.3.2 荒川下流の適正な利用の推進と新たな魅力づくり

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った人々により、多様な利用が行われています。荒川下流部の河川利用の現状を踏まえ、誰もが気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくりを目指して次に示す内容に取り組んでいきます。

(1) 心地よく過ごせる荒川を目指して

① 河川敷の利用マナーの改善について

荒川下流部の河川敷では、利用者の増加に伴って、スピードを出した自転車と歩行者との接触事故や、ゴルフ練習場以外でのゴルフの練習等の危険行為、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等のマナーの悪さが問題となっています。荒川の将来を考える協議会、河川敷利用者等のアンケートにおいても、問題提起されることが多くなっています。

現在、荒川下流部では、令和 4（2022）年 7 月に改定された「荒川下流河川敷利用ルール」に基づき、河川敷利用マナーの向上・啓発活動を進めています。

今後も、本ルールに基づき、チラシ配布や看板の設置等により利用者への周知・啓発に努めると共に、誰もがルールを知り、誰もがルールを守るという環境づくりに努めていきます。

また、自転車の速度情報などのビッグデータを活用し、スピードが出やすい箇所を定量的に把握することに努め、自転車の高速走行が頻繁に起こる箇所に注意看板等を設置するなど客観的データに基づき、効率的な対策を行っていきます。

図 2-52　河川敷広場の立て看板

図 2-53　迷惑ゴルファーへの注意

図 2-54　マナーの周知活動

② 河川敷における不法構造物、不法耕作対策について

河川敷に不法起居するホームレスが不法耕作や不法工作物の設置を行っている事例があります。このように特定の人が不法に占用している状況は、治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、決して望ましいものではありません。

荒川下流河川事務所は、各市区の福祉担当部局および警察と合同で、笹目橋から河口までの全域において、「ホームレス合同巡視」を行っており、荒川河川敷に起居しているホームレスに対し、不法に設置した小屋や放置している荷物について撤去するよう指導を行っています。また、各市区は、健康相談・一時的な保護施設への入居斡旋と自立支援を行い、所轄警察署は、本巡視における行動の立会い等を行っています。この合同巡視を今後とも継続していきます。

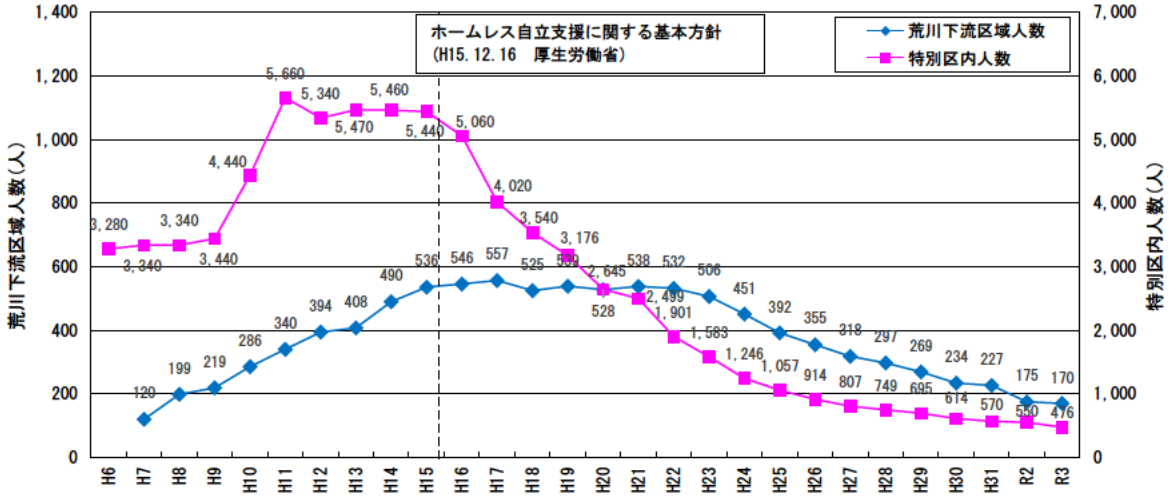

図 2-55 荒川下流部におけるホームレスの人数の推移

注) 平成18年以前の特別区内人数は、東京都福祉保険健局 「東京ホームレス白書」Ⅱより作成
平成19年以降の特別区内人数は、東京都福祉保健局 「路上生活者概数調査」より作成
荒川下流区域人数は、荒川下流河川事務所 「荒川下流河川維持管理計画」より作成
平成16年以降の荒川下流区域人数は、夏と冬の最大値を採用している

図 2-56 荒川下流部の不法構造物

図 2-57 ホームレス合同巡視の実施状況

③　ゴミ対策について

荒川下流部では、水際に漂着するゴミや不法投棄されるゴミ等、様々なゴミ問題を抱えており、重要な課題として、様々な取り組みを実施しています。その中で、利用者である沿川住民と行政が一体となって荒川のゴミ問題を地域共有の問題として取り組んでいくために、平成 12（2000）年 9 月に「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン(以下、「ゴミ対策アクションプラン」という）」を策定（平成 25(2013)年改定）し、官民協働で活動を実施しています。今後とも、ゴミの捨てにくい環境づくりや環境保全、美化意識の向上等を沿川住民と行政が協働で取り組んでいきます。

近年、身近な河川を通じて大量のプラスチックゴミ等が海まで流出し、生態系や景観等に悪影響を及ぼしています。放置されたプラスチックゴミは、劣化して粉々になると 5mm 以下のマイクロプラスチックに分解され自然界においても残留物として存置するため、世界的にも環境汚染の問題となっております。そのため、「河川のゴミを、どのように減少させることができるのか」が課題となっています。

このような状況を踏まえ、荒川下流部ではこれまで巡視による監視や「荒川下流ゴミマップ」により不法投棄状況を周知するなどの対策を実施してきました。近年は荒川下流ゴミマップを WEBGIS により取り纏め、どこに不法投棄されているかなどをヒートマップを用いて見える化し WEB アプリケーションで公開しています。そのうえで、不法投棄されやすい場所を重点的に監視するなどの対策を実施しています。

さらに、ゴミ対策として活用が期待される先進技術として監視カメラと AI を活用した対策を実装に向けて検討していきます。CCTV カメラなどの監視カメラ映像を AI で解析し、ゴミが捨てられたら管理者にアラートを出す、などが考えられます。加えて、ゴミが捨てづらくなるような抑止効果を期待し、監視カメラ映像をプライバシーに配慮したうえで公開するなどの対策が考えられます。

図 2-58　水際部のゴミの状況

図 2-59　粗大ごみの放置状況

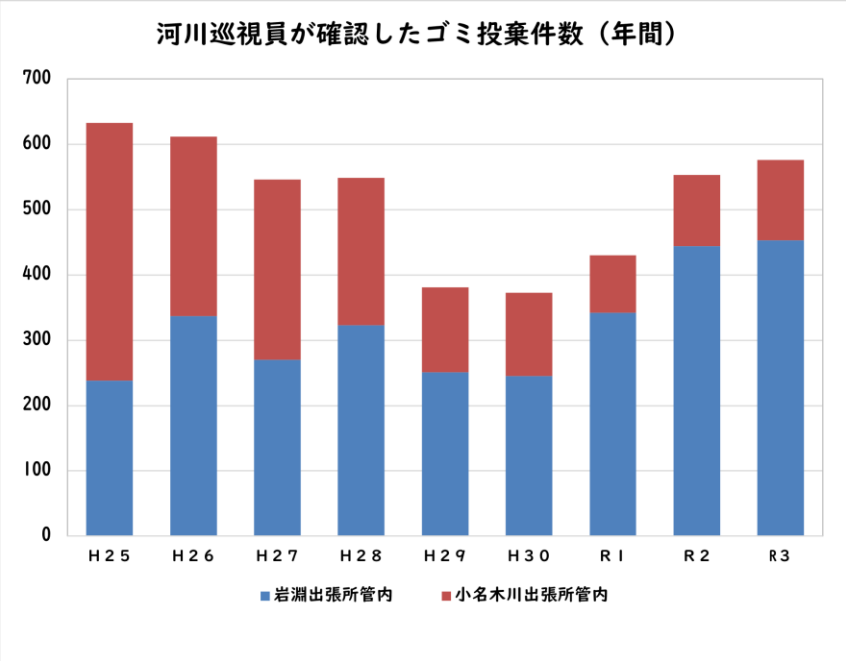

図 2-60　河川巡視員が確認した年間ごみ投棄件数

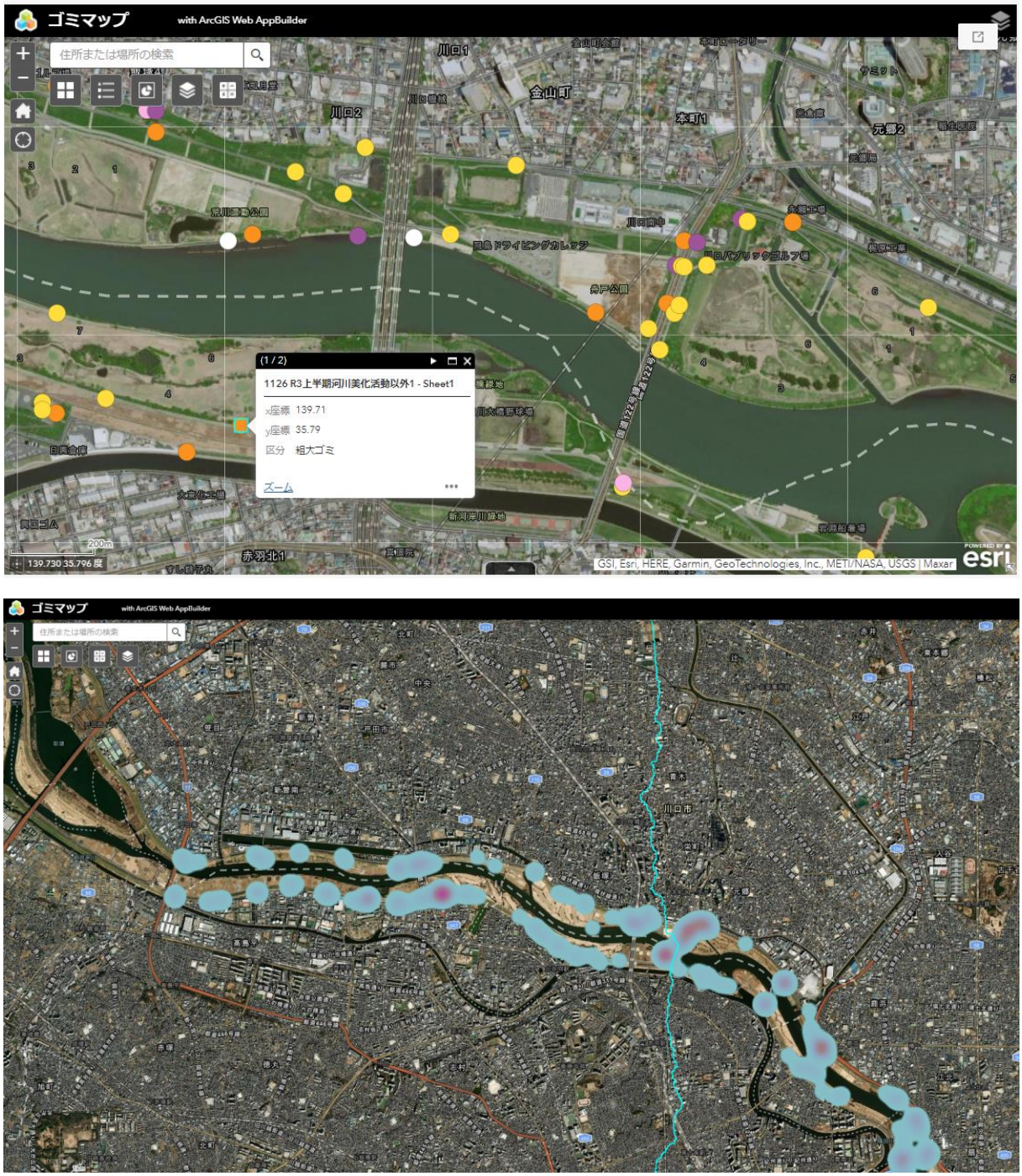

図 2-61　荒川下流ゴミマップ（上段：ゴミ情報、下段：ヒートマップ）

i）荒川クリーンエイド

「荒川クリーンエイド」は、平成 6（1994）年から活動しており、沿川住民と NPO、行政が協働で清掃活動を行うもので、「ゴミ対策アクションプラン」の中心的活動に位置づけられています。自然豊かできれいな荒川を取り戻すため、ゴミを種類別に数えながら清掃を行うことで、環境保全意識の向上も同時に行う活動で、近年では年間約 150 会場、約 1.3 万人が参加しています。

今後も沿川住民と NPO、行政が連携し、活動を継続していきます。

図 2-62　荒川クリーンエイド活動の様子

ii）漂着ゴミ対策

「漂着ゴミ対策」は、荒川下流部に上流から漂着する水面や水際のゴミ清掃を行う活動です。特に出水時に浸かる水際にはゴミが溜まりやすく、漂着ゴミ対策が課題となっています。

国、自治体、沿川住民が協働で、漂着するゴミの対策を進めると共に、荒川流域全体での発生源対策の取り組みとして、上下流の交流による住民の啓発活動等も進めていきます。

図 2-63　漂着ゴミの様子

iii) **いつでもできるゴミ拾い**

「いつでもできるゴミ拾い」は、気軽に誰もがいつでも活動の規模を問わず、荒川で清掃を行える活動です。気づいた人がゴミ拾いを行う行為に対し、行政機関はゴミ袋の支給、回収ゴミの処分を担う仕組みで運営されています。

この活動では、回収ゴミの集積箇所が不明確、活動に関する広報活動が不十分で沿川住民の認知度が低いことが問題点として挙げられます。

今後は、各行政機関の役割分担の徹底を図ると共に、積極的な広報(パンフレット、看板、広報誌、ホームページへの掲載等)活動を展開し、継続して実施します。

図 2-64 「いつでもできるゴミ拾い」の啓発看板

iv) **ゴミを捨てにくい環境づくり**

ソフト面、ハード面の複合的な視点からゴミを捨てにくい環境づくりを進めています。具体的には、ゴミ持ち帰り運動等の啓発活動の実施(ソフト)、車止めや監視カメラの設置(ハード)を実施しています。

今後も継続して、不法投棄を防止するルールの周知徹底、河川敷からゴミ箱を撤去、定期的な河川敷の不法投棄ゴミの回収等の活動を行います。

図 2-65 荒川河川敷への車止めの例

v）荒川下流部ゴミ対策協議会

「荒川下流部ゴミ対策協議会」は、「ゴミ対策アクションプラン」の個々のプランについて円滑に実施するための調整機関として位置づけられ、沿川自治体と荒川下流河川事務所で設置されたものです。

今後は、官民協働で実施していく「ゴミ対策アクションプラン」で位置付けられた各種施策に積極的に取り組んでいきます。

(2) 水面利用について

「荒川水系水面利用計画」(平成 3（1991）年 8 月策定)の水面利用計画に従い、水面利用の現状を正確に捉え、より河川の機能維持、秩序のある利用を促進するための方策を検討していきます。

また、「荒川における船舶の通航方法」(平成 13（2001）年 4 月策定)に従い、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図っていきます。

現在、荒川下流部で運航されている水上バスのルートは、隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等をつないでいます。荒川下流部にも適当な間隔で船着場を配置することで、上下流や対岸への移動ができるようになります。船着場は、荒川の魅力を高めるための水面利用の拠点となると共に、震災時の物資輸送のための船着場としても重要な役割を担うことになります。今後は、荒川下流部の既存のリバーステーションの活用を図っていきます。

2.3.3 自然と共存した利用施設の整備

(1)自然と共存した利用施設の整備方針

荒川の自然と共存した、荒川にふさわしい利用地を整備していくため、利用地の整備方針を次のとおり定めます。

① 自然地ネットワークを分断するような土地利用は避ける。

まとまった自然地の間にグラウンド等の利用地を整備する場合は、自然のネットワークを分断しないように、グラウンドの周りに自然地を配置、創出するよう努めます。

② **自然地に接する利用地では、自然を取り込むなど配慮する。**

自然地に接する利用地では、草刈りの回数を減らして除草しすぎないようにするなど、自然を取り込むような配慮をします。

③ **やむを得ず自然地を利用する場合は、代わりの自然地を創出し、ネットワークの確保に努める。**

施設の配置上やむを得ず自然地に利用地を整備する場合は、その代わりとなる自然地を新たに創出し、自然の連続性を確保するよう努めます。

④ **重要な自然地に接する区域では、その自然を阻害するような土地利用は行わない。**

グラウンドなどの施設が重要な自然地に接する場合は、緩衝機能を持たせるための小規模な自然地を配置します。

(2)自然度向上の取り組み（エコアップ）

荒川下流部の河川敷は野球場、サッカー場等のグラウンドやゴルフ場、多目的地の利用が多い状況です。多目的地、グラウンド利用者の安全やゴルフ場の維持等に配慮し、次の自然度向上の考え方に基づき、これまで実施している取り組みを継続していくこととします。

① 多目的地における自然度向上の考え方

多目的地は、背丈の低い草地の広場や芝生の広場等のオープンスペースを包括した区域です。沿川住民にとっての貴重な憩いの空間としてだけではなく、良好な自然環境も兼ね備えた土地利用を目指します。

図 2-66　多目的地における自然度向上の取り組み

② グラウンドにおける自然度向上の考え方

河川敷のグラウンドは、川らしい自然環境への配慮や土ぼこり対策を兼ねて、裸地を極力減らして芝あるいは野草などの草地のグラウンドを目指してきた結果、野球場を中心に草地化されています。

グラウンドの周辺には、灌木や草地など小動物が生息できる場を整備・保全し、自然度の維持・向上を図ります。

また、施設の維持管理やゴミ清掃等、グラウンドの美化を努めると共に、利用者にもその努力を求めていきます。

野球グラウンド(外野の緑化と低木の植樹)

サッカー場のフェンス付近の草地

図 2-67　グラウンドにおける自然度向上の取り組み

③　ゴルフ場における自然度向上の考え方

ゴルフ場内にある代表的な自然環境は、池、水路、草地、ブッシュ、および樹林などです。

荒川下流部のゴルフ場では、河川の水質に影響がないよう、農薬の使用状況を把握しています。

今後も、これらの環境を維持していくことを基本とし、川口荒川町水辺の楽校のようにゴルフ場に近接する自然地では、ゴルファー以外の方がゴルフ場内の自然を楽しめるように、ゴルフ場を一般開放する日を設けるなど自然に親しむための取り組みも実施していきます。

図 2-68　ゴルフ場の池内のガマや周囲の樹木（都民ゴルフ場）

図 2-69　エコアップされた水路（都民ゴルフ場）

2.3.4 快適に利用できる川づくり

(1)賑わいの拠点計画について

① 賑わいの拠点

コロナ禍の緊急事態宣言下で荒川の来訪者数等を調査したところ、密を避けて荒川下流部の河川敷に訪れたと考えられる行動が見られ、改めて、荒川は貴重なオープンスペースとして認識されています。荒川将来像計画では、様々な自然地の保全・創出を進めると共に、災害に対して安心して快適な暮らしが確保できるよう河川整備を推進する必要がありますが、地域の活性化のためには、荒川に関わるまちの価値を高めるような取り組みとして賑わいの拠点整備が必要と考えられます。賑わいの拠点として、次の箇所が考えられます。

・かわまちづくりのような国と自治体による協働整備箇所
・高台まちづくり・高規格堤防のような背後地のまちづくりと一体となった洪水に対して安全な箇所
・水辺の楽校のような自然環境の学習と体験を一体で楽しめるような箇所

これらの賑わいの拠点を持続的に活用するために、沿川住民が荒川とまちを十分に楽しめるのはもちろんのこと、沿川や遠方からも人が訪れることが重要となります。

荒川では、かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくため、「ミズベリング」というプロジェクトを行っています。ミズベリングは、「水辺＋RING（輪）」、「水辺＋R（リノベーション）＋ING（進行形）」の造語で、水辺に興味を持つ沿川住民や企業、そして行政が三位一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントを起こすことを目的として活動しています。

河川管理者は、こういった場所で占用手続きの支援など民間事業者が参入しやすくなるような取り組みを実施すると共に、周辺自治体と連携し、荒川や水辺を活用した新たな魅力の創出を検討していきます。

荒川下流部でのかわまちづくりや賑わい創出の参考事例として、足立区都市農業公園が挙げられます。足立区都市農業公園は足立区の都市農業公園建設事業とあわせて、沿川地域のまちづくりと一体で高規格堤防整備を実施しました。「自然と遊ぶ、自然に学ぶ、自然と共に生きる」をテーマに、高規格堤防上の園内の田んぼや畑で、自然の仕組みを活かした無農薬無化学肥料での栽培、環境教育プログラム、収穫物の園内マルシェでの販売等を実施しています。また、園内には、多数の桜に囲まれた芝生広場や、足立のかつての「農」の風景を思い起こさせる水田、畑、古民家、大きな滑り台がある遊具広場、体験施設の人と自然の共生館、工房棟など多岐にわたる施設があり、老若男女問わず多くの入園者が訪れる公園となっています。

全国の参考事例としては、宮城県名取市閖上地区の「閖上かわまちづくり」が挙げられます。名取川閖上地区では、東日本大震災により建物の流出や損壊など壊滅的な被害を受けました。震災復興まちづくりとして、名取市と国土交通省が連携し、閖上地区かわまちづくりと河川防災ステーションを一体的に整備しました。河川堤防と同じ高さに整備した側帯上に、被災事業者が中心となって設立したまちづくり会社が商業施設を建設・運営しています。また、商業施設と共に、舟運事業や震災復興伝承事業館の整備等を実施し、官民連携で新たな地域の賑わいの創出と防災性の向上に取り組んでいます。

このように、治水と地域の活性化の両面を兼ね備えた賑わい拠点の創出に沿川自治体と検

討していきます。

図 2-70　賑わい拠点づくりの例（足立区都市農業公園）

図 2-71　賑わい拠点づくりの例（閖上かわまちづくりの例）

② 街と川のネットワーク

豊かな自然の中に、様々な施設が整備された荒川では、広大な河川敷をサイクリングや散策で移動しながら川を様々に楽しむことができます。その際に利用される動線として堤防天端や、緊急用河川敷道路があり、これらを整備、維持管理します。また水辺へのアクセスとしては、川の中の自然や様々な利用施設をつなぐよう、かわまちづくりなどの沿川自治体との協働事業などによる河川敷内のプロムナードの整備を検討します。水面利用としては上下流や対岸を結ぶ拠点となるリバーステーションを整備、維持管理し、有効に活用します。

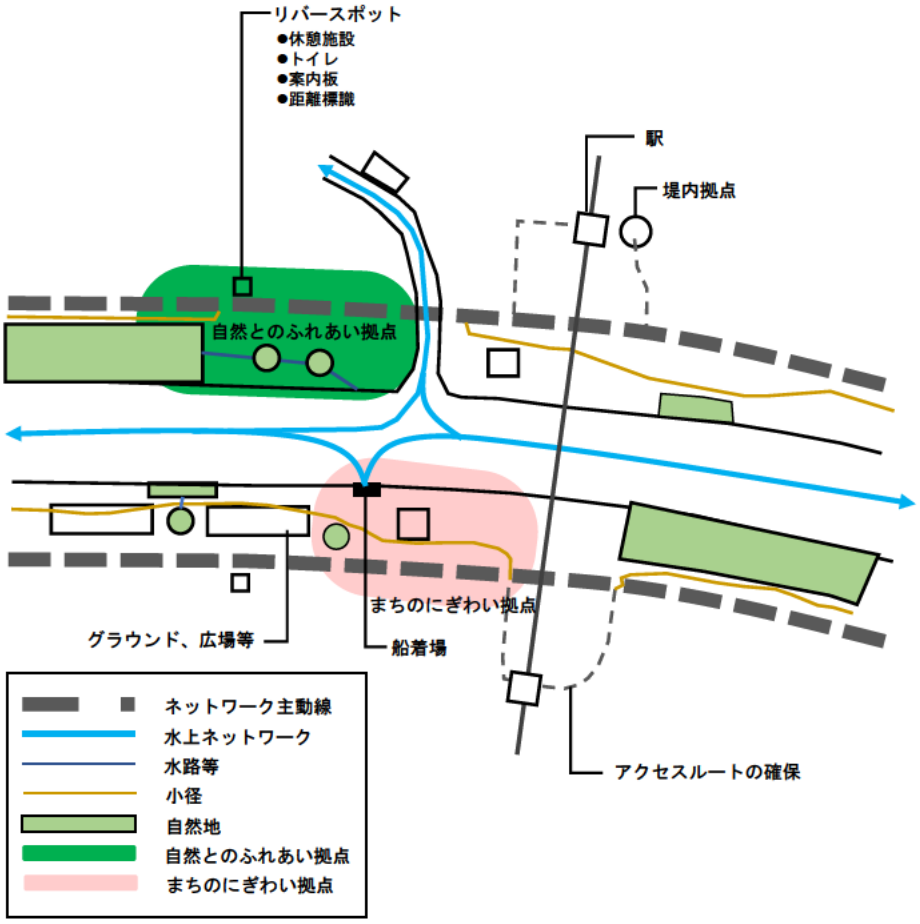

図 2-72　アクセスルート案

●堤防、河川敷の利用

・緊急用河川敷道路および堤防天端を活用し、歩行者や自転車利用者等が利用できる動線とします。

・川の連続性や自然を生かしたサイクリング、散策、ジョギング、自然観察等、都市部の川におけるふさわしい利用を推進していきます。

●水面利用

・ボート、カヌー、水上バス等水面を使った利用を促進します。

・荒川ロックゲートのような水門や閘門を最大限活用し、支川との水上交通によるネットワークをつくり、周辺地域への移動や周遊を容易に出来るようにすると共に、水面利用を楽しむことができるような魅力づくりを検討します。

・緊急用船着場（リバーステーション）は災害時に活用できるよう整備・維持管理すると共に、平常時の水面利用にも利用できるようにします。

●まちからのアクセス確保

・堤内地から河川へのアクセスとして高台まちづくりの考え方に基づき、背後地の高台公園や建物と堤防の接続を検討し、洪水に強いまちづくりを推進します。

・自転車を共有できるようにシェアサイクルポートを設置し、天端道路や緊急用河川敷道路の動線を利用して堤内地から河川へのアクセスがしやすいように整備を進めていきます。

(2)利便施設の配置について

荒川下流部の河川敷には様々な人々に利用されていることから、訪れる全ての人が快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの理念に沿った形で、荒川下流部の特徴を生かしたトイレ、ベンチ、四阿(あずまや)等の河川敷利便施設の設置・管理の基本的な考え方を示します。

また、荒川下流部では、具体的な施設計画として、荒川将来像計画の理念を実現するため、「福祉の荒川づくり計画」が平成10（1998）年に策定されています。この計画を基に、すべての人に配慮した施設整備を行っていきます。

また、利用施設を整備するだけでなく、安全利用点検や河川巡視等で、利用上危険がある箇所を確認します。点検後、危険箇所を確認した際は適切な対応を実施していきます。

① トイレ

今後トイレの整備、管理にあたっては、利用者にとって快適な環境を整え、河川景観への調和を図ると共に、汚水処理の有効なシステムを備えたものを目指すこととし、次のとおり検討します。

- 洪水の流下や水防活動への影響等の河川管理上支障がない位置において、移動式または固定式トイレの設置を検討します。
- 移動式トイレについて、洪水の際は、撤去計画に基づき、確実に撤去できるように運用します。
- トイレ設備にあたっては照明および手洗い場等の付属設備の設置を検討します。
- 水洗式(あるいはバイオ式)トイレの設置を検討します。また、トイレの清掃等、適切な管理体制を整えます。
- 利用者の安全に配慮したデザインや景観へのデザインについても配慮します。
- 背後地に高台がある場合などは、利用者の使い勝手を勘案しながら、洪水時に撤去が不要となるよう高台にトイレ等の施設を設置するなども検討します。

図 2-73　河川敷へのトイレ整備例(足立区　虹の広場のバリアフリートイレ)

② ベンチ・四阿（あずまや）

ベンチや四阿は、河川敷利用者の利便性を向上させるためにも、積極的に設置していくことが望まれます。このため、人がアクセスしやすい場所や、景観・眺望の良好な地点にベンチや四阿を設置し、ゆったりと荒川の景観を楽しめる場とします。

四阿（板橋区）

図 2-74　荒川下流部に整備されている四阿

③ 駐車場

河川区域内の駐車場の設置にあたっては、河川敷地の占用許可に関する規則に基づき、今後も必要に応じて駐車場の設置・管理を行っていきます。

なお、駐車場を設置・管理する場合は、利用者の安全に配慮し、動線との交差箇所へのサインの充実、車止めの整備、他の河川利用者の安全確保のための誘導員配置といった対策を検討します。

図 2-75　荒川河川敷の駐車場

(3)河川敷の緑化

荒川下流部の河川敷は、河川敷造成の結果、水面と一体となって広く開放的な空間を構成していますが、平らで変化に乏しい面があります。植樹等の緑化は平面的な河川敷に、ランドマークやアクセントをつけ、利用者に木陰を提供すると共に、快適に利用できる河川空間を創出することができます。

河川敷に植樹を行う場所に関する基準としては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が平成 10（1998）年に策定されています。また、植樹の樹種については、「荒川下流植栽種選定のてびき」が平成 15（2003）年に策定されています。

荒川下流部の河川敷における樹木の植樹・伐採・管理の実施にあたっては、これらの基準や手引きに従って個々の場所での対応を検討していきます。

一方で、河道内樹木は治水能力の低下につながる恐れもあります。植樹等の緑化は適切な維持管理が前提になることを踏まえ取り組む必要があります。

今後は、荒川下流河川維持管理計画に基づき、洪水流下阻害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷等、治水上の支障が生じないよう、点検あるいは河川巡視等による状態把握に基づいて、周辺環境に配慮しつつ適切に樹木の伐採等の対策を行います。

図 2-76　多目的広場と水面の間の樹木

図 2-77　荒川下流植栽種選定のてびき

(4) 良好な河川景観を保全する川づくり

荒川下流部の良好な景観の要素とは、広大な水面や河川敷のヨシ原、桜堤等の自然景観や、公園、橋梁、水門・船着場等の河川管理施設等の人工的景観の 2 種類に大別されます。

現在良好な河川景観が見られるところについては、その景観を保全することを基本とし、可能であればさらにより良い景観を再生・復元していきます。

現在良好な河川景観が失われているところについては、過去に有していた良好な河川景観の再生・復元もしくは流域の将来像に見合う新たな河川景観の創出を図ります。

① 自然景観を活かした荒川の景観づくり

荒川の下流区間は、人工的に掘削されたために直線的な河川景観を呈していますが、建物が密集している大都市圏にあって広々と大きなスケールを有しているため、その荒川の特徴を活かした景観づくりを進めます。

また荒川ならではの貴重な自然や水際線に広がるヨシ原、多様な水際ラインをみせるワンドなどの自然景観の特徴を活かすと共に、自然の乏しいところに新たに自然をつくり出し、荒川の魅力ある景観づくりを進めていきます。

図 2-78　笹目橋下流（板橋区、戸田市）

図 2-79　西新井橋上流右岸の自然地（足立区）

② 歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり

荒川には洪水から地域を守るためにつくられ、地域と共に親しまれてきた旧岩淵水門などの歴史的な遺産と共に、近年整備された岩淵水門や荒川ロックゲート等の多くの水門があります。また、かつてワシントンに送られた桜が里帰りして堤防を彩っている桜堤や、かつしかハープ橋などの美しい橋梁、公園や堤防を利用したスタンドなどがあり、これらは荒川の魅力ある景観を形成すると共に、地域のランドマークとしてなくてはならない景観となっています。これらの歴史文化や地域のランドマークとしての景観を活かした荒川の景観づくりを進めます。特に旧岩淵水門は荒川放水路建設当時の重要な構造物であり、近代土木遺産に認定されるなど、歴史的価値が高く、沿川住民からも愛された構造物となっています。引き続き、その重要性を後世に伝えられるように保全を行っていきます。

また個性的で開放的な景観は、映画撮影等にも利用されています。さらに花火大会などの地域のイベントが定着しています。愛着のある荒川づくりのために、今後も荒川を舞台とした映画、テレビ撮影やイベントの安全な開催等に協力すると共に SNS 等での PR にも取り組む必要があります。

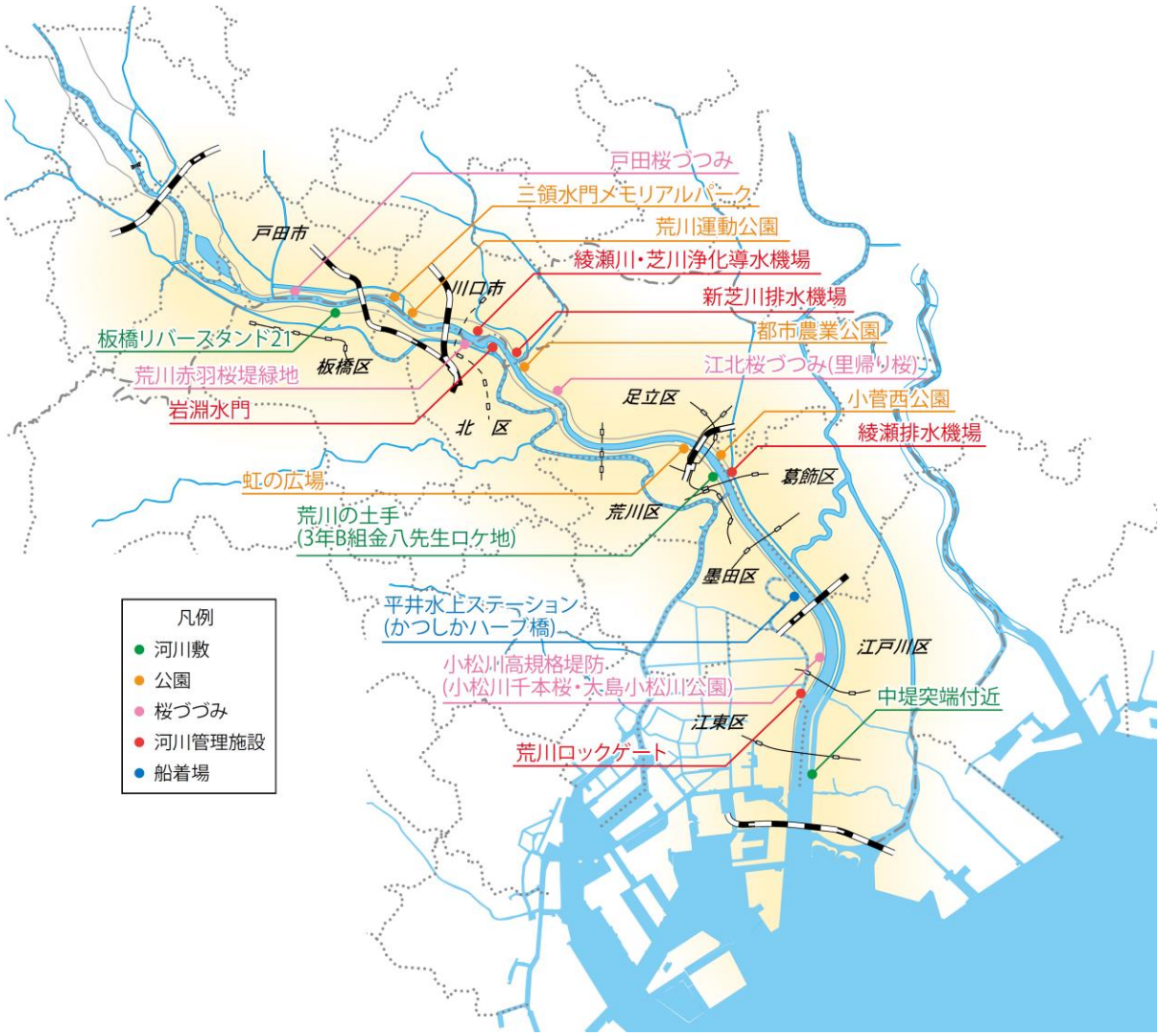

図 2-80　荒川下流部の歴史文化やランドマークの景観ポイント

旧岩淵水門付近（北区）

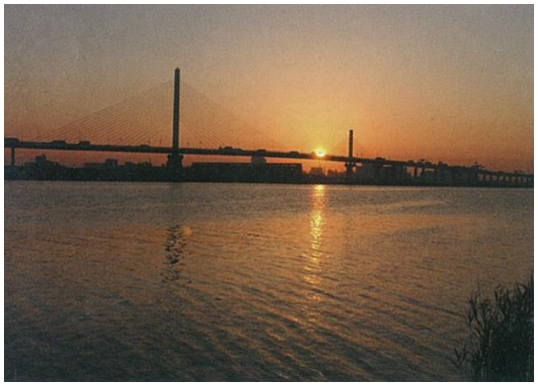

かつしかハープ橋

江北桜堤

荒川ロックゲート

板橋リバースタンド 21
（花火大会等の会場）

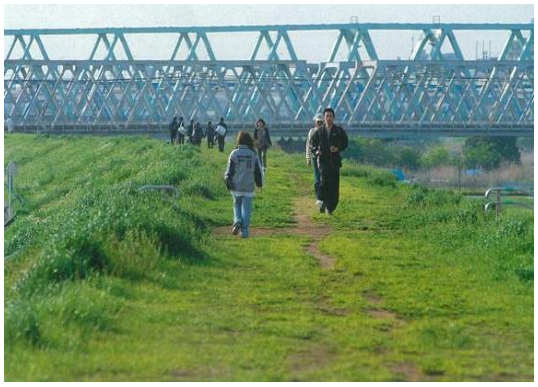

荒川の土手（テレビドラマのロケ地）

荒川運動公園（富士見百景に選定）

小松川地区高規格堤防

図 2-81　景観ポイント

2.4 災害に強い安全・安心を守る川づくり

2.4.1 堤防の決壊を防ぐために

荒川下流部は、高密度に展開した首都圏を氾濫区域として抱えていることから、洪水による災害の発生の防止や軽減に関しては、荒川全体としての上下流や本支川のバランスにも配慮しながら、荒川水系河川整備計画に基づき、治水に対する安全性を向上させていきます。整備にあたっては、治水・利水・環境・維持管理それぞれの目標が調和されながら達成できる効果的な施策を検討し、総合的な視点で整備を実施します。

令和元年東日本台風では、荒川流域の広い範囲において強い降雨が断続的に続き、上流部8箇所の水位観測所のうち、5箇所において観測史上の最高水位を記録し、入間川流域では堤防が 5 箇所も決壊し、甚大な被害が発生しました。このように気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を念頭に置き、堤防の整備、河道掘削等の対策をより一層加速すると共に、今後も状況把握、情報伝達、避難行動が円滑に進むよう、関係機関が連携し、円滑な水防活動や避難行動が実施できる体制の充実を図ります。

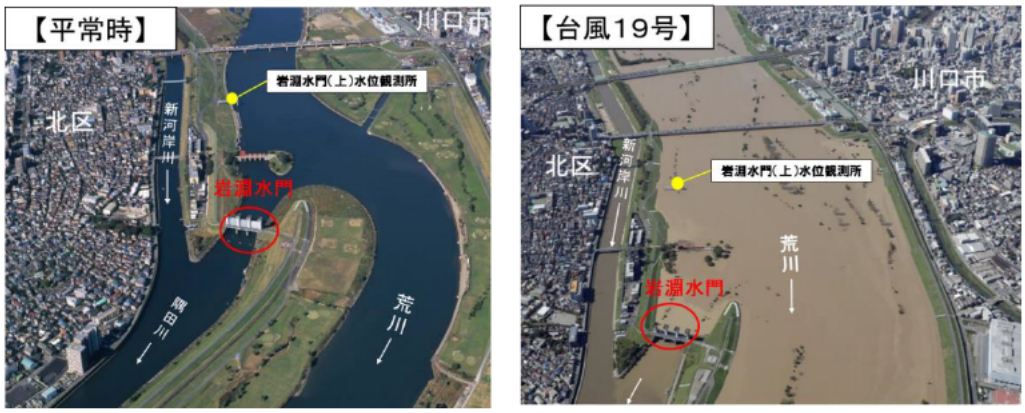

図 2-82　令和元年東日本台風出水前後の写真（左：平常時、右：台風 19 号出水時）

(1) 着実な治水対策

河川の整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流および左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ります。

荒川下流部においては、河道掘削による河道断面の確保、洪水時に流下阻害となる橋梁の架け替え等の整備が進められています。また、荒川中流部においては、広大な河川敷に横堤が築造され、遊水機能を有していることから、この特性を活かした調節池群の整備が進められています。

①　橋梁架け替え

京成本線の荒川橋梁（葛飾区堀切～足立区柳原間）は、橋梁の高さが低いため荒川下流部で最も堤防の高さが不足しています。橋梁を高い位置に架け替え、堤防の高さが低い区間の解消を目指します。

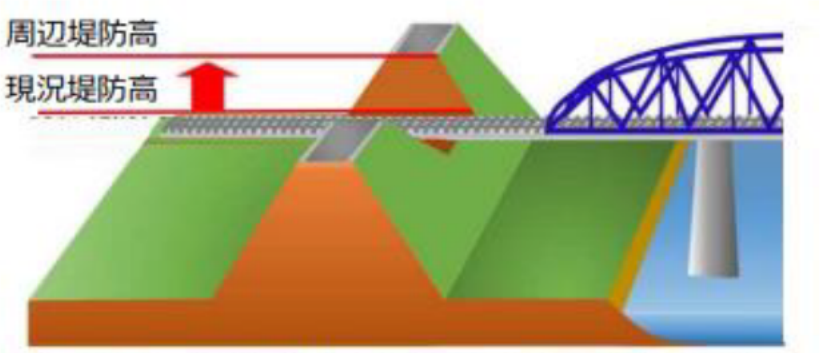

周辺の堤防高さに対して低い京成本線荒川橋梁

図 2-83　京成本線荒川橋梁付近の堤防の状況

② 河道掘削

高水敷を切り下げたり、河岸の掘削を行うことで、洪水を安全に流下させると共に、ヨシ原の保全や再生など多様性のある湿地環境の再生を目指します。

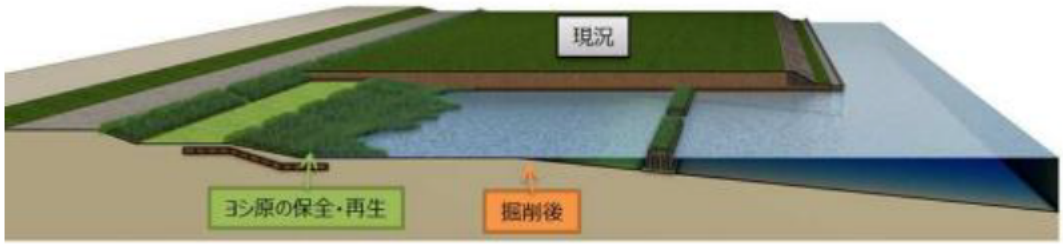

図 2-84　高水敷の切り下げによる湿地環境の再生

(2) 流域治水

昨今の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化から、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要です。荒川流域においては、関係する国の機関、地方公共団体、民間企業からなる「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」を設立し、流域治水の取り組みを計画的に推進する体制を確保すると共に、「荒川水系流域治水プロジェクト」として、ハード・ソフト一体

の事前防災対策を加速していきます。参考に、「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」でとりまとめている沿川自治体の対策事例の一例を次に示します。

① 沿川自治体の対策事例

（ア） 北区 校庭貯留の取り組み

雨水流出抑制の取組として北区立八幡小学校校庭に雨水貯留施設を整備しています。校庭に一時的に雨水貯留を実施することにより、雨水流出を抑制することができます。

（イ） 板橋区 止水板設置の取り組み

建物の浸水被害の防止・軽減を図るため、出入口などへの止水版の設置及びこれに伴う関連工事を行う方々に工事費用の一部を助成しています。止水版の設置により床上・床下・地下室への浸水を軽減することができます。

（ウ） 江東区 建物内の雨水貯留施設の取り組み

流出抑制の取組として、小中学校の新築・改築に伴い建物地下ピットに雨水流出抑制槽を整備しています。さらに建物地下ピットに加えて、芝生や植栽等の緑地を整備することにより雨水流出の抑制を図っています。

河川管理者や沿川自治体だけでなく、あらゆる関係者が主体となり、流域に関わるみんなで治水対策を推進するためには、流域にお住まいの沿川住民・企業等も協働で流域治水に参画していただくことが必要です。そのためには、まず「流域治水」を知っていただき、沿川住民・企業等の行動変容を促進する取り組みを実施する必要があります。

また、沿川住民・企業がこれらの取り組みに参加しやすく、参画した効果を可視化して実感できるよう、HP、SNS などを通じて発信していきます。個人でできる流域治水対策の例を次に示します。

② 個人でできる対策事例

（ア） 家で雨を浸透（貯留）させる

家の庭などは、アスファルトやコンクリートで固めず、木や芝生などにして緑を残し、雨を浸透させることで、雨水流出を抑制することができます。

（イ） マイ・タイムラインの作成

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（事前防災行動計画）であり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取り纏めるものです。時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

図 2-85 マイ・タイムライン

(3) 超過洪水対策

荒川下流部は、高度に都市化された首都圏を抱えており、氾濫した場合には壊滅的な被害が予想されます。また、近年では、気候変動の影響による降雨の激甚化・頻発化が進んでいることから、早期に超過洪水に対する治水安全度を高められるよう、関係機関と調整しながら、高規格堤防の整備を進めています。

高規格堤防は、治水上の安全性を確保すると共に、沿川の土地利用と一体となって水辺に親しむまちづくりが可能となります。

令和 4（2022）年度末時点において、高規格堤防の整備状況は図 2-86 の通りであり、平成 8（1996）年以降、事業計画区間 51.9km 中、14 箇所 6.22km で整備が済み完了し、4 箇所 1.23km で現在事業が進められています。

首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避するための防災まちづくりについて検討することを目的に連絡会議を設置し、国と東京都により「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取り纏め、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」を推進していきます。現在高台まちづくりを推進している箇所を図 2-89 に示します。

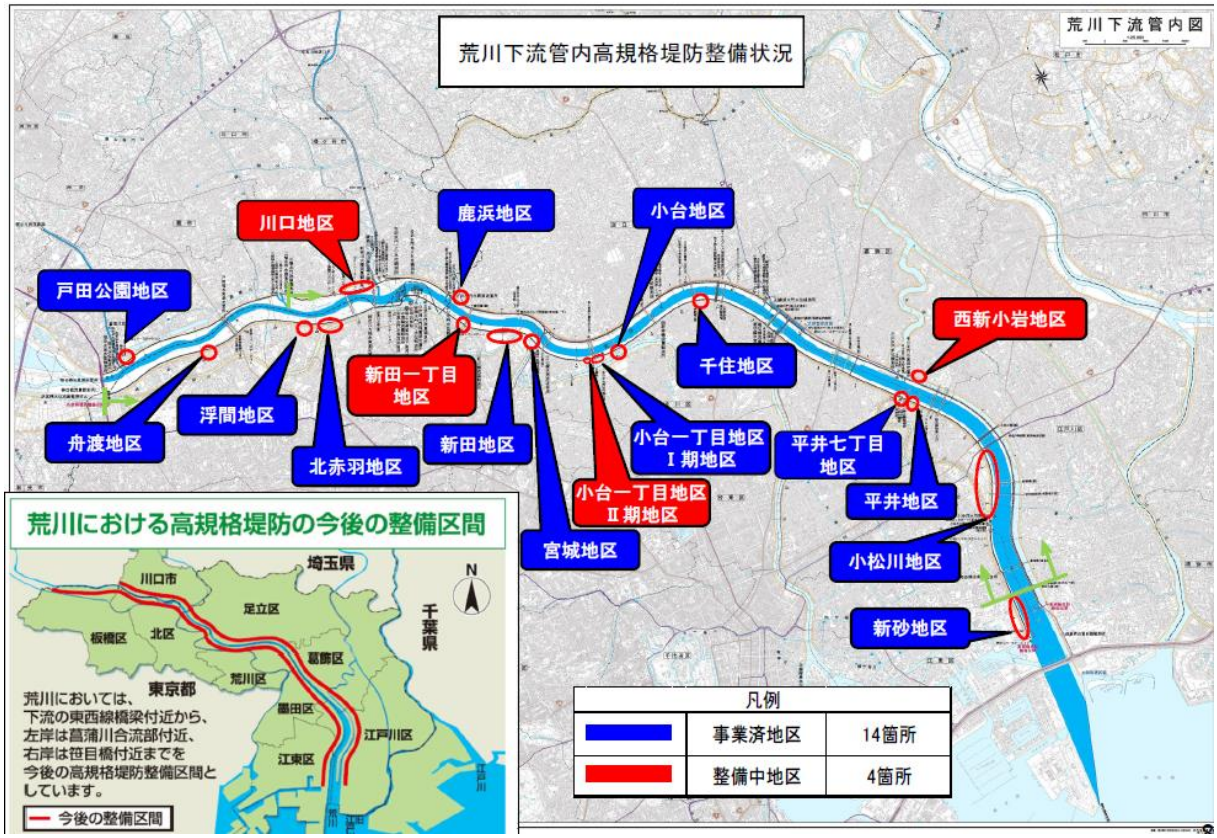

図 2-86　荒川下流部における高規格堤防整備状況（令和 4 年現在）

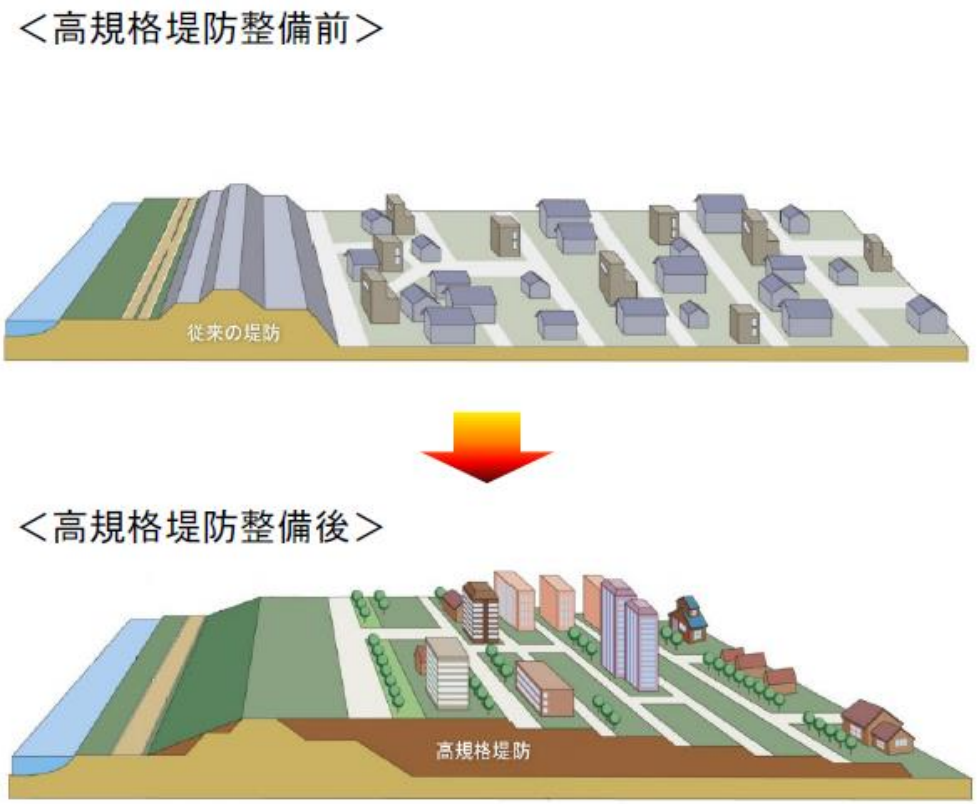

図 2-87　高規格堤防整備の概念図

図 2-88　高台まちづくりのイメージ

図 2-89　高台まちづくりを検討・推進しているモデル地区

2.4.2 災害時の救助・復旧活動をスムーズにするための川づくり

(1)災害時の防災ネットワーク

阪神・淡路大震災では、ビルや家屋、高速道路などの構造物が倒壊などの被害を受け、都市部の陸上交通が完全に麻痺し、避難や救出活動、救援物資の輸送、復旧活動などに大きな支障が生じました。東日本大震災では、荒川下流部の河川管理施設では大きな被害はなかったものの護岸の沈下などの被害がありました。

荒川下流部では、災害発生時における有効な輸送手段である舟運や、迅速な復旧のための広大な河川空間を有効活用した防災ネットワークづくりを進めており、緊急用河川敷道路や緊急用船着場(リバーステーション)などの整備を進めていきます。

(2) 災害時の防災拠点

平成 21（2009）年 6 月から本格運用を開始した「浮間地区荒川防災ステーション」は、洪水時や地震時に、水防活動や復旧活動を行うために必要な土砂、根固めブロック、鋼矢板等を備蓄した防災拠点として、北区と国土交通省が共同で整備した、東京都内では初の河川防災ステーションです。

荒川下流部には、このほかにも、図 2-91 に示す 14 箇所の緊急用船着場（リバーステーション）が整備されており、緊急用河川敷道路と連携し災害時の物資輸送等に活用します。

また、賑わいづくりの観点からも占用主体と調整しながら、平常時の利用促進も図ります。

図 2-90　浮間地区荒川防災ステーション

秋ヶ瀬リバーステーション
戸田リバーステーション
板橋リバーステーション
岩淵リバーステーション
新田リバーステーション
荒川上流河川事務所 管理区間
荒川下流河川事務所 管理区間
緊急用河川敷道路
緊急用河川敷道路
7.5m
アクセス坂路
リバーステーションの種類
浮き桟橋型
水位に応じて、桟橋が浮き沈みします。人の乗降に適しています。
岸壁型
港湾でよく見られる形式です。荷物の陸揚げ、積み出しに適しています。
凡例
防災用船着場
施工状況
タイプ
浮き桟橋型
岸壁
完成
計画
緊急用河川敷道路
緊急用河川敷道路(完成)
緊急用河川敷道路(未完成)
アクセス坂路(完成)
(緊急用河川敷道路と一般道路との接続のための坂路等)
アクセス坂路(未完成)
(緊急用河川敷道路と一般道路との接続のための坂路等)
0
1,000
2,000
3,000
4,000m

図 2-91　緊急用船着場・緊急用河川敷道路整備状況平面図

(3) 平常時・災害時における施設の利活用

荒川の河川敷や河川沿いの高台は、平常時は、自然地やグラウンドとして人々の自然空間・利用空間となっていますが、災害時は緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能します。特に、高規格堤防や高台公園は、緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点、浸水しない連続盛土等を通じて浸水区域外への移動も可能とします。

また、緊急用河川敷道路は、平常時は散策、ジョギング、サイクリングなど、多くの方々に利用されていますが、地震等災害時は物資等を輸送するための道路として整備すると共に、緊急用河川敷道路から一般道路へアクセスするためのスロープ（防災用坂路）の整備を進めています。

このように、荒川下流部には多数の防災施設が整備されており、これらの施設を災害時に有効に活用するための計画として、「荒川下流防災施設活用計画」が策定されています。この計画は、各災害対応機関が荒川を有効に活用するための基本的な考え方や具体的な対応を示したものです。よって、防災施設の利活用については、平常時は荒川将来像計画に基づき有効に利用するものとし、災害発生後は、「荒川下流防災施設活用計画」で定める用途・目的で活用するものとします。

あわせて、災害時の迅速な復旧、河川防災施設の運用検証、防災機関の連携強化として平常時より水防演習や地震時の実働訓練を行っています。

図 2-92　荒川下流部で行われた訓練の様子

（左：機器操作訓練、右：令和 4 年度荒川下流防災施設現地実動訓練）

図 2-93　平常時と緊急時・災害時の計画の位置づけ

(4) 震災時の広域避難場所

荒川の河川敷の多くは、地震などの災害時における広域避難場所として、地方自治体が指定しています。広域避難場所は、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のことで、火災の輻射熱から身体を守るために、荒川の河川敷のような広大なオープンスペースが必要となります。

避難する際に、安全に遅滞なく避難できるよう広域の行政間連携を図っていきます。

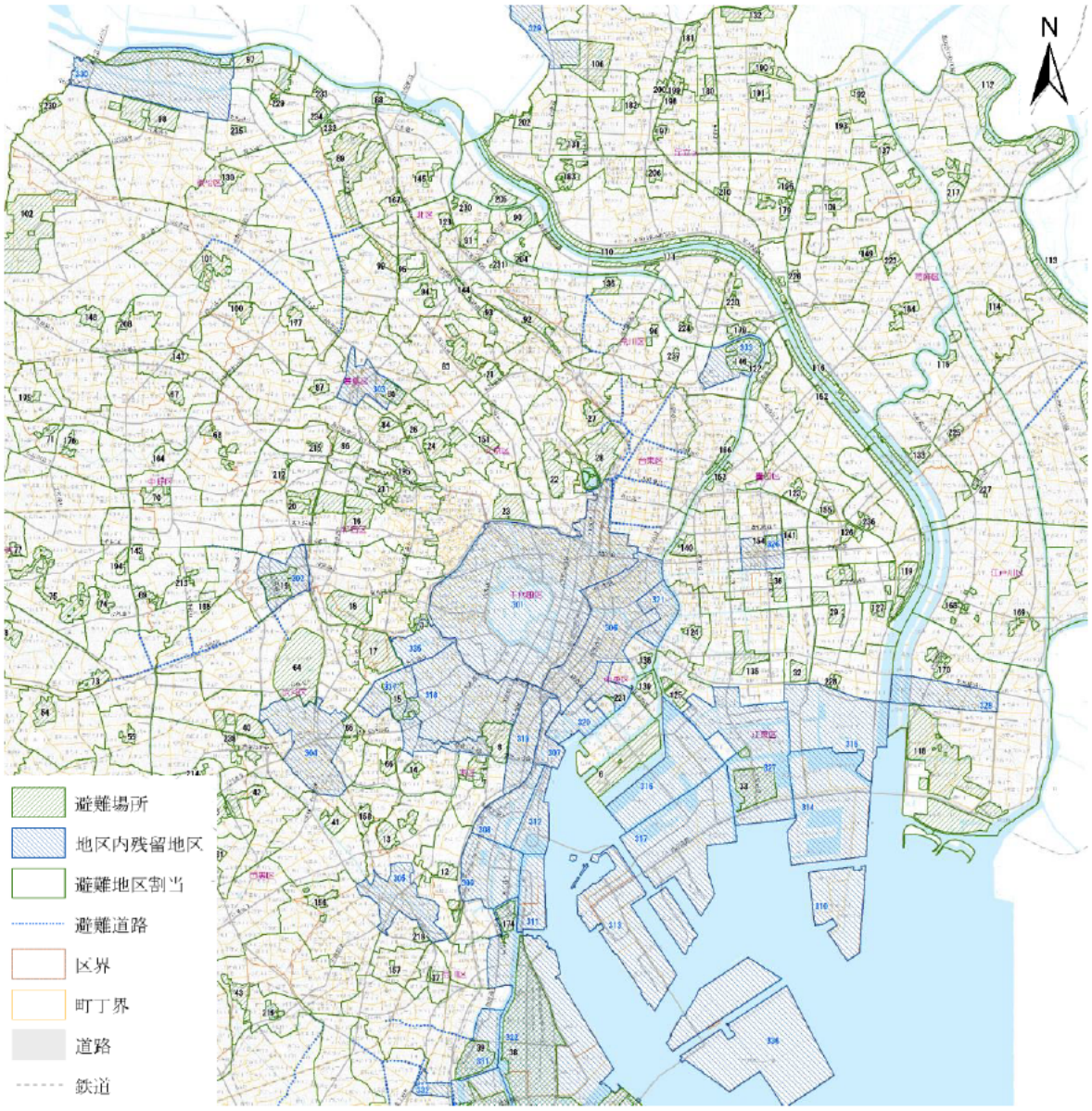

図 2-94　荒川下流部の河川敷に指定された広域避難場所

（出典：東京都都市整備局 HP　震災時火災における避難場所および避難道路等の指定）

2.4.3 防災意識の向上のための川づくり

平成 27（2015）年 9 月関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊するなどの被害がありました。これを受け「水防災意識社会再構築ビジョン」として「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設置し、荒川で発生しうる大規模水害に対し、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目標として定め、ハード・ソフト対策を一体的に進めています。

洪水時に特に注意が必要な箇所「重要水防箇所」や荒川洪水浸水想定区域の指定などにより、少しでも被害を少なくするための減災対策を進めています。また、荒川下流部では台風等の発生にあわせて早期の危機感の共有、早期対応の意思決定を促すタイムラインとして、「荒川下流域水防災タイムライン」の運用に取り組んでいます。あわせて個々の氾濫ブロックについて危険度を把握できるよう、上流から下流にかけて連続的かつ左右岸別に時々刻々と変化する洪水の危険性を表示する「水害リスクライン」を運用し、洪水予測の高度化を進めています。

また、これまで、浸水深や避難所等の洪水に関する情報を標識にして、生活空間である“まちなか”に表示することにより、浸水深・避難所等の知識の普及を図り、洪水への意識を向上させる取り組みを行っています。

さらに荒川下流河川事務所では、3 次元データを活用した河川管理の取り組みも行っており、自宅などの浸水深を 3D で表示する「荒川 3D 洪水浸水想定区域図（下流域）～3D 洪水ハザードマップ～」を公開しています。これまでの 2D の洪水浸水想定区域図を 3D で表示することで洪水リスクをよりイメージしやすくなります。あわせて、荒川下流部の様々なデータを 3 次元で立体的に表現できる「荒川 3D 河川管内図（下流域）」を公開し、重要水防箇所や治水地形分類図等を 3D で閲覧できるようにしています。このような最新のツールを活用し、沿川住民や利用者が、洪水や避難について自分事として捉えられるような行動変容を促していきます。

流域治水の取り組みとして、従来の想定最大規模降雨の洪水で想定される洪水浸水想定区域図に加えて、より発生頻度の高い降雨による浸水範囲、浸水頻度、浸水深の関係をわかりやすく図示した「多段階の浸水想定図」を公開しています。また、「多段階の浸水想定図」を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎に重ね合わせた「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を公開しています。これらを河川整備の進捗状況に応じて作成することで、事業進捗や効果の見える化を図ると共に、防災まちづくりを推進していきます。

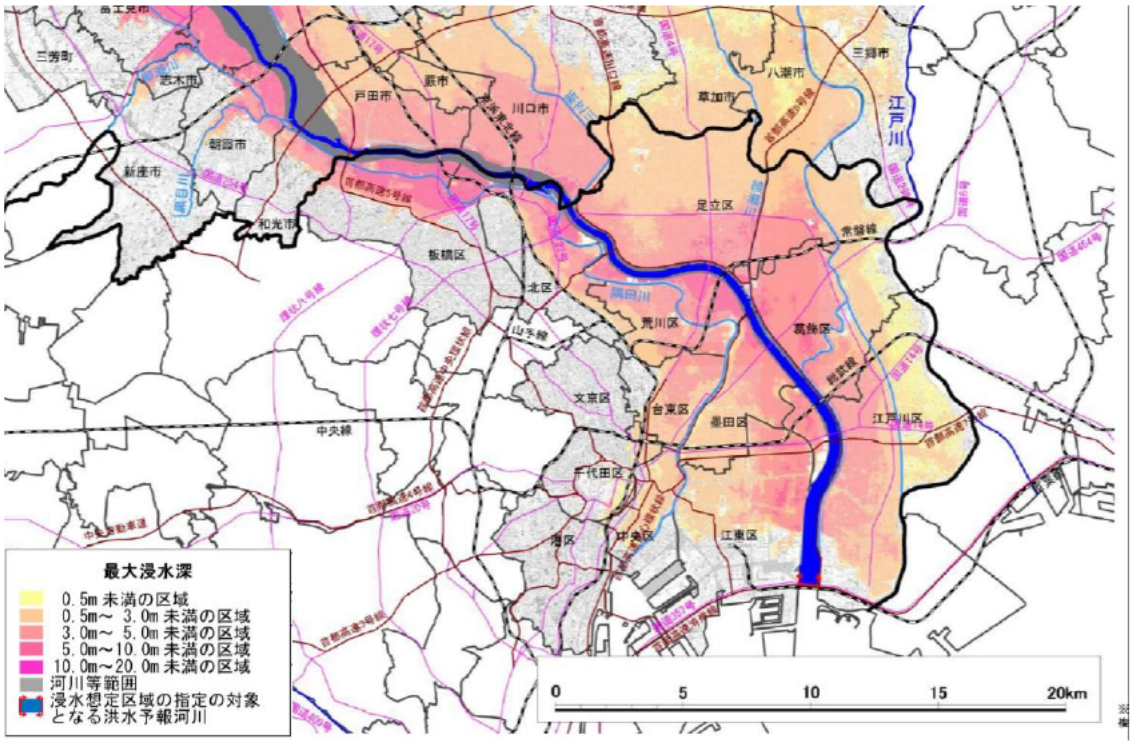

図 2-95　荒川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

図 2-96　荒川 3D 洪水浸水想定区域図（下流域）～3D 洪水ハザードマップ～

図 2-97　荒川 3D 河川管内図(下流域)

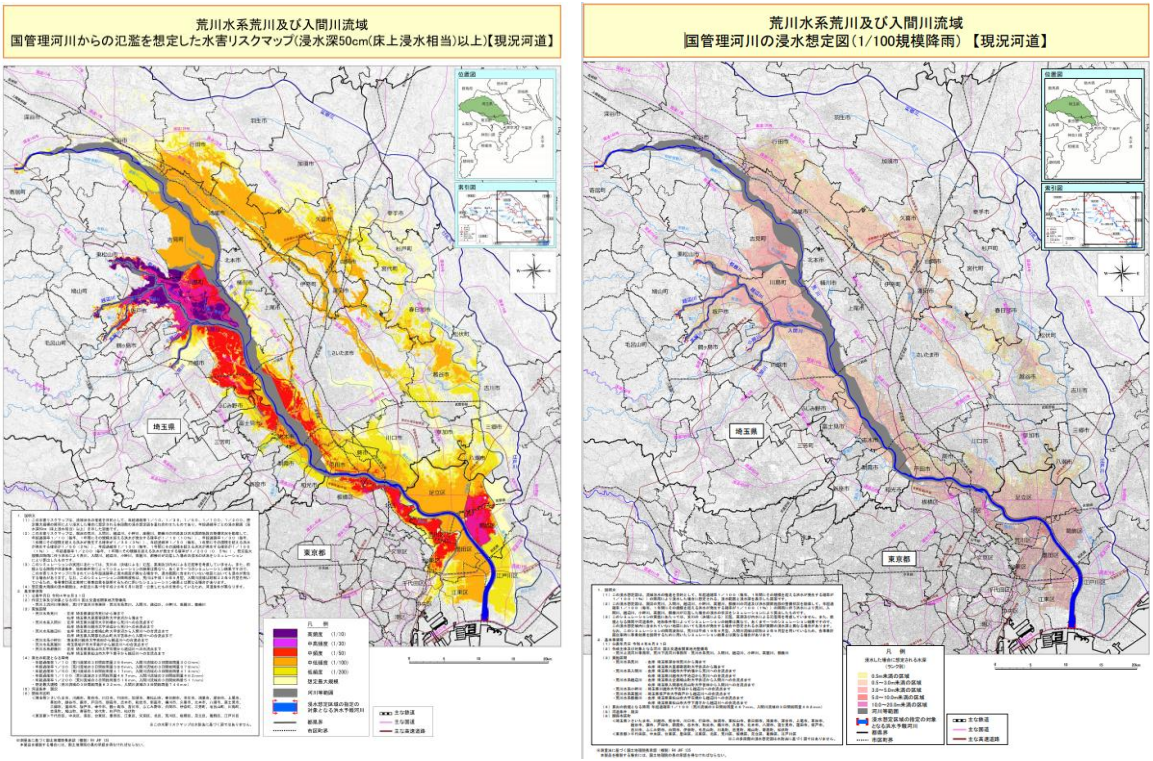

図 2-98　(左)水害リスクマップ(浸水深 50cm(床上浸水相当)以上)【現況河道】
(令和 4 年 8 月時点)
(右) 多段階の浸水想定図(1/100 規模降雨) 【現況河道】(令和 4 年 8 月時点)

2.4.4 災害発生時に備えた川づくり

緊急時は、河川内の施設の被害状況を正確かつ迅速に把握することが、適切な復旧活動を進めていく上で重要です。そのことが二次被害を最小限にくい止めることになります。荒川では、大容量かつ高品質な情報を伝えられる光ファイバー網などを活用した河川管理システムの整備を進めています。また、沿川住民に災害情報等を迅速に周知するため、荒川下流河川事務所ホームページの充実を図ると共に、CCTV カメラの充実を図り、河川の流況、河川空間および地震防災等のために広範囲の監視、排水機場等の操作を行う際の安全確認等に活用しています。

今後は、上記取り組みの更なる充実を図っていくと共に、沿川住民、メディア、事業者、行政が連携し、普段の暮らしにも災害時にも役立つ情報ネットワークづくりに向けて、様々な取り組みを進めます。これらの取り組みにより、非常時および平常時における河川流況、河川管理施設等の状況を的確に把握し、河川管理等における業務を円滑に遂行します。

2.5 パートナーシップによる川づくり

2.5.1 沿川住民・企業などのあらゆる関係者と行政連携による取り組みの実施状況

荒川下流部を身近な自然として、「河川環境を活用したい、維持していきたい」と思う沿川住民は多く、沿川住民や活動団体による市民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。

市民活動等の多くは、行政がその責任の範囲で実施している維持管理とは別に、沿川住民が自発的に実施しており、役割分担が明確になっていない状況がみられます。また、市民活動の継続的な実施に向けて、ボランティアの高齢化と後継者が育たないこと、個人の負担が大きいこと等の課題を抱える活動団体が多いとの声も聞かれます。

行政側も、社会的背景から財政的に余裕があるとはいえず、行政単独での維持管理が難しくなっている状況です。

このような状況に対し、これまでも荒川水辺サポーター、水辺の楽校、河川協力団体、荒川クリーンエイド、荒川情報レポーターに代表される積極的な活動が行われてきました。

表 2-3　荒川下流の沿川住民・行政連携による活動取り組み

種目	名前	主な内容
会議	ミズベリング荒川下流会議	沿川住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目的とした会議。
市民活動	荒川クリーンエイド	荒川のごみを調査しながら回収することで、美化啓発や環境保全の意識向上を目的とした活動。
	水辺の楽校	子供達の自然体験や環境学習を支援するため、生物調査や水質調査などの環境学習等を行っている。
	荒川水辺サポーター	荒川下流河川事務所と連携して一般公募の活動団体と、地元自治体や企業が自然地の維持管理を行っている。
	新河岸川流域川づくり連絡会	総合治水対策を含めた健全な水循環形成の意義・重要性等について、広く一般の方に理解を深めてもらうと共に、川づくり活動への参加、行政と沿川住民、市民団体間と連携を深めることを目的とした会議。
	河川愛護モニター	河川利用・環境に関する地域の要望を把握し、地域と連携を進め、河川愛護思想の普及啓発などを目的とした全国的な取り組み。
施設	荒川知水資料館	荒川流域の人と情報の交流、北区における河川公園管理の拠点として平成 10 年度に開館。
情報媒体	荒川下流河川事務所ホームページ	荒川に関するポータルサイト(アクセス数最大月間約 60 万件) http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html
	twitter	防災情報のほか、イベントや工事の情報などを発信。 https://twitter.com/mlit_arakawa_ka
	YouTube	動画で荒川の情報などを発信 https://www.youtube.com/user/arakawakaryukasen/featured

2.5.2 今後の荒川下流部を守り育てていくための沿川住民活動と行政の連携について

荒川将来像計画は、河川敷を占用する沿川自治体や河川管理者といった行政機関のみならず、荒川の将来に関心のある沿川住民の方々より広くご意見をお伺いしながら計画を策定しました。計画策定後も計画に添い、荒川を守り育てる様々な活動を実施していきます。

一方、荒川下流部で活動していただいている市民団体から、メンバーの高齢化、若手の新たな誘致の機会の不足による人手不足、モチベーションの維持が困難など持続的に活動するうえでの課題として意見が挙げられています。また、治水対策についても荒川水系流域治水プロジェクトを推進するとしており、今後の水災害リスクの増大に備えるためにはあらゆる関係者により、荒川流域全体で対策を行うことが必要です。荒川下流河川事務所では、流域治水（River Basin Disaster Resilience And Sustainability by All）は、「河川を舞台に強靭で持続可能な地域づくりをみんなで取り組む」こととして取り組んでいます。荒川水系流域治水プロジェクトを推進するためには、沿川住民、企業などあらゆる関係者と協働していくことが重要となります。

そのため、今後は、さらに多様な方々に参画していただき、市民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指します。

(1)市民活動と行政の連携のあり方

現在の荒川では、荒川を身近な自然として「河川環境を活用したい・維持していきたい」と思う沿川住民によって、多くの活動が実施されています。これらの活動は、清掃活動や施設の修繕、草刈り、環境保全といった河川空間管理の分野にも広がっています。

このような、沿川住民自ら取り組む活動と行政が連携して河川環境を保全していく仕組みを検討していきます。

荒川においては、個々の拠点における活動の活性化と、広域的な活動を支えるクリーンエイドのような団体活動が両輪のようになって地域を連携させていくことが望まれます。

荒川下流河川事務所は荒川水辺サポーターを募集し、企業や団体が活動しています。これらの活動団体同士を結び付けられ、互いの活動を知ることができることがモチベーションの向上や組織のつながりを維持するうえで重要です。このために水辺サポーターをHPで紹介したり、ミズベリングなどの活動を通じて横のつながりがもてるように取り組んでいきます。

(2)市民活動と行政の連携に向けた具体策

① 拠点的活動

ア）計画段階からの協働

行政は、地元自治会や商店街、小学校等と計画段階から情報共有や協働することで、地元の活性化や地元の関心の高まりにつながる計画となるように、留意します。

イ）積極的な広報活動

活動団体は自治体、地元の自治会や学校への広報・情報提供を積極的に実施します。

また、イベント等の開催にあたり、自治体広報誌への掲載や行政関係施設での掲示等、広報媒体の提供を通じた市民活動と行政との連携を行っていきます。

ウ）**協議会方式による協働管理**

水辺空間の利活用や、清掃美化活動など沿川住民の意識向上を求めていくためには、活動に対する共感・参加者の輪を広げていくことが重要です。個々の団体が独自に活動するのではなく、国、自治体、自治会、関係機関、地元住民等が集まった協議会を設立し、関係者間で協議をしながら、互いに実施可能な役割を分担しながら管理を行っていくことも検討していきます。

エ）**市民活動と行政の協働の仕組みづくり**

行政と沿川住民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的に PR していきます。

また、環境保全や子どもの育成活動に対する助成制度の拡充によるボランティア保険加入のサポートや、活動にあたって必要な資機材の提供、資機材等を提供するための倉庫の設置、河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いに隣接している公共施設等と連携する仕組み、公益的な市民活動など社会貢献に対する表彰制度を設置する等、市民活動に対してインセンティブを与えるような取り組みを検討していきます。

オ）**環境教育**

市民活動の後継を育てていくためには環境に関する教育が必要不可欠と考えます。荒川知水資料館などの施設や水辺の楽校を通じた環境教育を行い、荒川の歴史、環境などに興味を持ってもらうために取り組んでいきます。

② 中間支援的組織による広域的活動の運営

拠点的な活動だけでは対処できない流域全体にかかる課題について、地域の代表、市民活動のリーダーが協働して対応していくための中間支援組織の立ち上げを検討します。この中間支援組織は、住民と行政をつなぐ橋渡し的役割を担うと共に、個々の拠点における活動を連携させる窓口として機能するようにします。

例えば、荒川クリーンエイドでは、NPO 法人が中間支援組織的に流域全体の調整を実施することで、クリーンエイドの主体となる個々の沿川住民やグループの活動と行政の橋渡しを行い、活動の規模と継続性が維持されています。このような活動が、広域的な活動を行っていくために重要と考えられます。

③　これからの市民活動と維持管理や流域治水の取り組みについて

行政、市民団体、沿川住民の協働による維持管理や流域治水対策を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組み作りも重要であると考えます。

荒川クリーンエイドは社会貢献、ボランティア活動として多くの沿川住民、企業に参加いただいています。これらの取り組みをさらに広げるためには、人的資源と維持管理資金が必要となります。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と市民団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP などで活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境を作っていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには ESG 投資のような持続可能な環境のための活動などに対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。近年、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）などを背景として環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）（ESG）を考慮した資金の流れが、世界的にかつ急速に広がっています。荒川下流部を対象とした ESG に寄与する企業や団体を応援したいという方から寄付や支援をいただき、ESG に寄与する企業や団体に資金を提供する仕組みが考えられます。寄付をする方にとっては ESG 投資として、環境活動や流域治水対策に寄与すると共に企業の社会的価値の向上につながるものとなります。これらの支援と活動のように、民間資金を活用した市民活動、環境保全、維持管理も見据えて引き続き検討していきます。

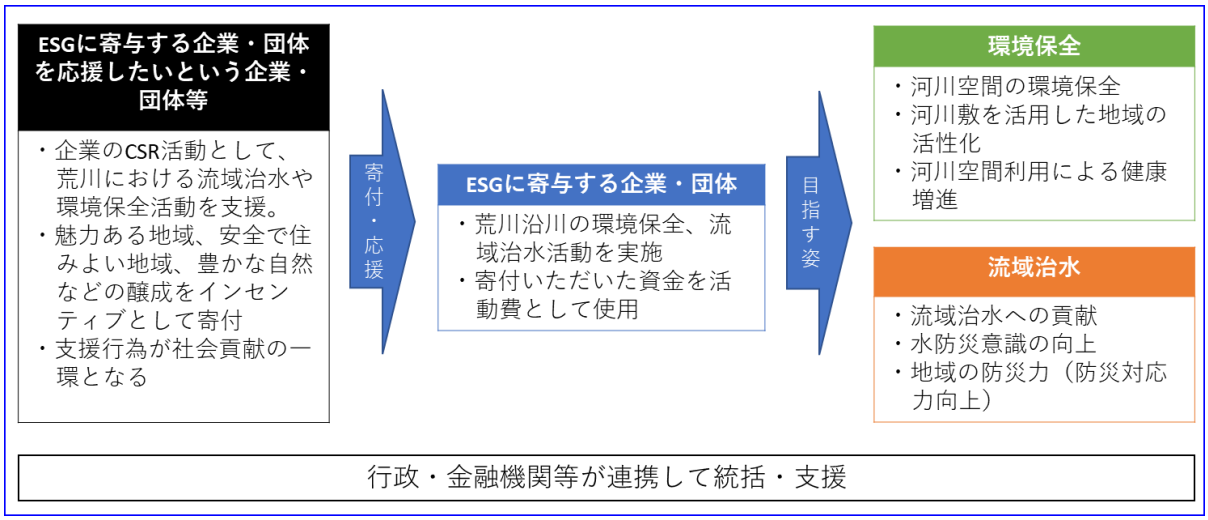

図 2-99　ESG のイメージ図

3. ゾーニング計画

3.1 荒川将来像計画推進計画の土地利用区分

3.1.1 基本的な土地利用区分の考え方

荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、荒川将来像計画では、河川敷の土地利用を表 3-1 に示す 6 つに分類することとします。

これらの詳細な土地利用区分は、地区別計画において、現状の利用状況や沿川住民の意見をふまえて検討し、設定するものとします。

表 3-1　地区別計画における土地利用区分

推進計画ゾーニング	地区別計画で設定する土地利用区分			新しい区分	
				目的	利用例
自然系ゾーン	自然地	自然保全地		現存する自然環境を保全する（荒川の川らしい姿を形成するための、整備・維持管理を実施）	モニタリング調査
		自然利用地		市民が自然環境に親しむ（誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施）	環境教育、自然観察、釣り、散策、草摘み、虫取り
利用系ゾーン	利用地	多目的地		多目的に利用（誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施）	散策、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含む誰もが自由に出入りできる緑地・公園
		ゴルフ場		ゴルフに利用（市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討）	ゴルフ
		土砂仮置き場		治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用する（仮置き場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施）	河川工事の施行用地
		利用施設	グラウンド（各種競技場）	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う（芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施）	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等

3.1.2 個別の土地利用区分

(1) 自然保全地

自然保全地は、自然環境を創出・保全し、荒川の川らしい姿を形成する区域です。この区域は自然環境の保全を主目的とし、人の利用を前提とした整備は行いません。

管理については、自然地が荒地とならないよう配慮しつつ、最小限の手入れに留め、区域内への沿川住民の立ち入りは、原則外来植物の駆除、不法投棄・漂着ゴミの処理等といった管理や環境状況の把握のためのモニタリング調査を目的とした活動のみとします。例としては、小松川干潟や新小岩ワンド等が挙げられます。

図 3-1　新小岩ワンド(葛飾区)

(2) 自然利用地

自然利用地は、沿川住民が自然に親しむ場として開放した自然地の区域と位置づけます。背丈の高い野草の広場や水辺の楽校の箇所などが対象区域であり、環境学習、自然観察等に利用できます。自然保全地は次世代に引き継ぐ環境の場と位置づけたのに対し、自然利用地は、水辺の楽校、環境学習、自然観察等を通じた教育の場となり、次世代を育てる環境となります。

沿川住民の立ち入りが前提となりますが、岸辺や干潟等の自然環境を極力保全するため、区域への立ち入りに際しては、注意書き等により沿川住民の自主性を尊重した安全な利用を促します。また、日常管理として、ゴミ拾い、草刈、巡視等を行います。

図 3-2　下平井水辺の楽校(江戸川区)

(3)多目的地

多目的地は、背丈の低い草地の広場や芝生系広場等のオープンスペースを包括した区域です。散策、ピクニックなどを含む誰もが自由に出入りできる緑地・公園がこの多目的広場に分類され、最も多様な沿川住民の利用が想定されます。誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施します。

管理については、占用する自治体や沿川住民等が連携して行います。また、日常の管理として、ゴミ拾い、草刈、巡視等を行います。

図 3-3　公園・緑地の例(板橋区、江戸川区)

(4)ゴルフ場

ゴルフ場は、笹目橋より下流の荒川の河川敷には 4 箇所あり、利用施設の中では、芝生やシダレヤナギなどの良く管理された緑の多い場所となっています。ゴルフ場の管理は経営する団体が行います。

図 3-4　ゴルフ場の例(板橋区　赤羽ゴルフ場)

(5)土砂仮置き場

現在、荒川下流部の河川敷には、堤防や高規格堤防の盛土整備に必要な土砂や河道掘削した土砂を仮置きする土砂仮置き場があります。

河川整備を効率的かつ計画的に進めていくためには、河川敷上の土砂仮置き場は必要不可欠なものですが、自然環境の豊かな河川敷にしていくという観点から、今後は土砂仮置き場の配置計画を精査し、土砂仮置き場の箇所数の削減、規模の縮小、撤去した後の自然地の整備等を検討していきます。

(6)利用施設

利用施設は、野球やサッカー、テニス等のスポーツに使用されているスポーツグラウンドや駐車場、緊急用船着場(リバーステーション)、緊急用河川敷道路の区域です。なお、緊急用船着場（リバーステーション)、緊急河川敷道路は災害時・緊急時の緊急輸送路として活用されますが、平常時は散策、ジョギング、サイクリングなど、多くの方々が利用しています。

管理は、占用する自治体や河川管理者、沿川住民が連携して行います。また、日常の管理として、ゴミ拾い、草刈、巡視等を行います。

図 3-5　野球場(葛飾区)

図 3-6　緊急用河川敷道路の利用状況

3.2 現況土地利用状況

令和 4（2022）年度時点の土地利用状況については、自然地が約 227ha あり、その内訳は干潟が約 67ha、河川敷の自然地が約 160ha となっています。また、多目的地（公園・緑地広場）が約 65ha、ゴルフ場が約 117ha、利用施設（スポーツグラウンド、駐車場等）が約 250ha あり、河川整備に必要な土砂等の仮置き場が約 33ha あります。

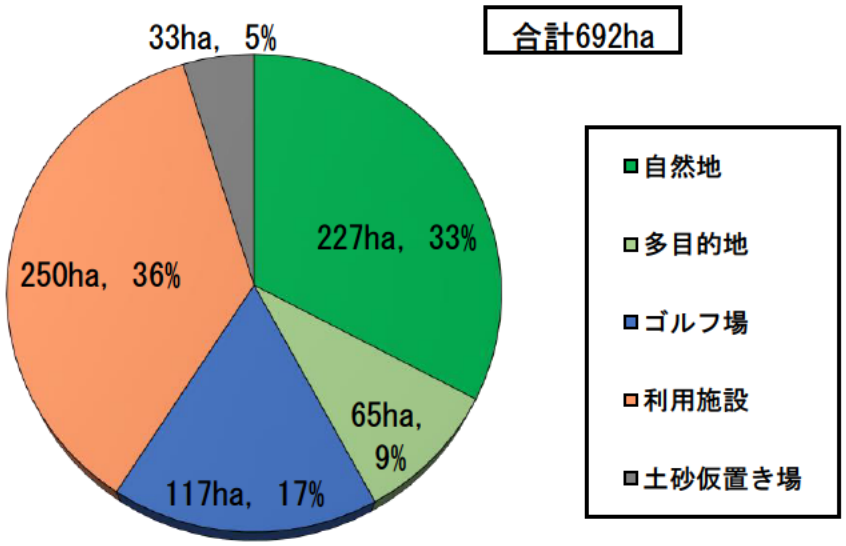

図 3-7　荒川下流部の河川敷利用状況（令和 4 年度時点）

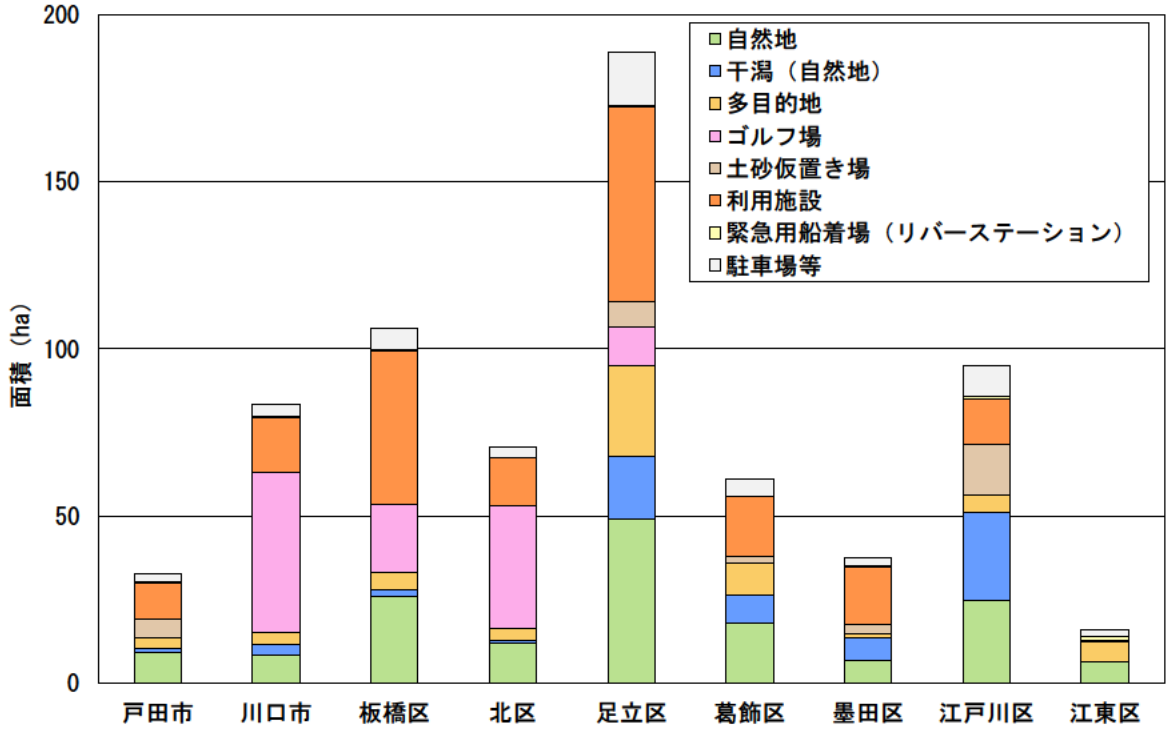

図 3-8　荒川下流部沿川市区別の河川敷利用状況（令和 4 年度時点）

3.3 将来的なゾーニングの考え方

推進計画では、今後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」、「利用系ゾーン」の２つに大別して、穏やかな土地利用誘導を図ります。

なお、自然地と利用地等が混在している場合には、荒川下流部全体で一連の自然生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりに配慮するため、利用系ゾーンであっても現状の自然地を保全することを目指します。

推進計画で位置付けるゾーニングは、荒川下流部全体で一連の自然生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりを設けるための線的な配置計画です。ゾーニング内の土地利用区分を必ずしも制限するものではありませんが、ゾーニングという大きな区分を設けることで、それぞれのゾーニングに即した土地利用を促進するものです。

ゾーニング内部の詳細な土地利用区分は、地区別計画において整理することとします。

それぞれのゾーニングの定義は次の通りとします。

＜自然系ゾーン＞	
定義	自然地の適切な維持管理を前提として、現存する自然環境の保全と、沿川住民が自然環境に親しむ空間の創出を図っていくゾーン
＜利用系ゾーン＞	
定義	公園・緑地等での散策・ピクニック等の多目的な利用やスポーツグラウンドやゴルフ場等の利用を図っていくゾーン

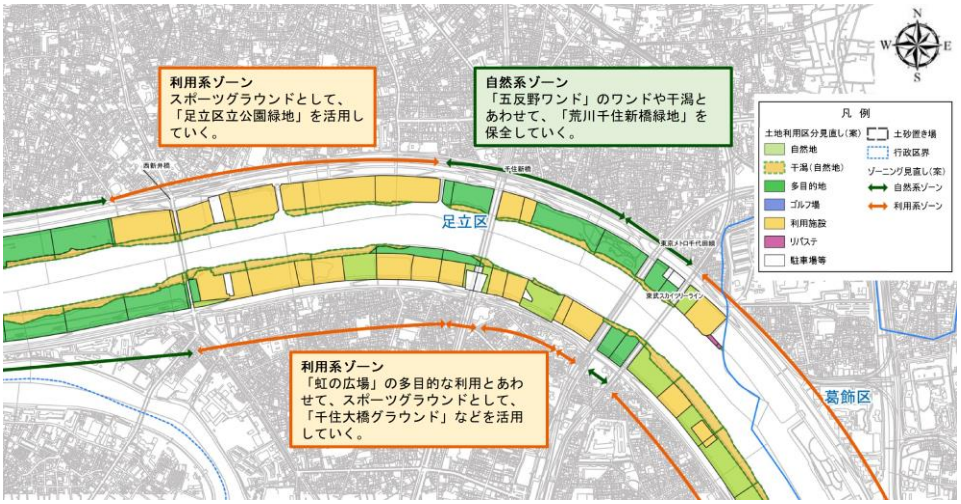

図 3-9　現況の土地利用区分を踏まえた推進計画のゾーニング設定例

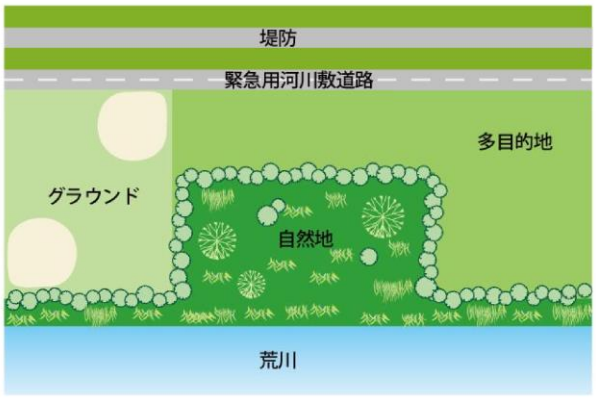

【考え方】
現状の自然地を原則保全します

図 3-10　利用地と自然地が混在する場合のイメージ

3.4 ゾーニング全体目標について

推進計画では、ゾーニング計画の全体目標として、「自然地の増加」、「グラウンド面積の維持」、「自然度向上の推進」の 3 項目を設定します。

① 自然地の増加

荒川将来像計画の理念を踏まえ、荒川下流部全体の自然地面積の増加を図っていくこととします。

② グラウンド面積の維持

スポーツグラウンド利用の現状を踏まえ、荒川下流部全体のスポーツグラウンド面積は、現状を維持することとします。

③ 自然度向上の推進

現在ある自然地を保全すると共に、ゴルフ場、スポーツグラウンド等については、バッファーゾーン（緩衝帯）の整備、利用地の芝生化、草地化等により自然度向上(エコアップ)を促進することとします。

3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方

推進計画のゾーニング全体目標では、自然地の増加・グラウンド面積の維持を掲げています。

本目標を達成するためには、原則として土地利用の変化(自然地から利用施設)が生じないことが重要ですが、社会情勢や地域住民等の利用者から新たな利用施設整備の要望により、地区別計画における土地利用区分の見直しが生じ、それに伴いゾーニングの見直しが必要となることが考えられます。

このようにゾーニングと土地利用区分には関連が見られるため、ここでは、土地利用区分を見直す場合の考え方を図 3-11 に示します。

見直しが必要な場合は、次の考え方を基に検討します。

＜土地利用区分を見直す場合の基本的な考え方＞

- ◆ 推進計画の目標①「自然地の増加」に鑑み、「利用地⇒自然地」への変更は自然地の増加に寄与するため変更は推奨される。
- ◆ 「自然地⇒利用地」への変更はゾーニング目標①の観点から、少なくとも荒川下流河川区域内で同等規模の自然地の代替地を設けることを検討する。各自治体が検討後、荒川下流河川事務所、沿川自治体と調整したうえで見直しを実施する。

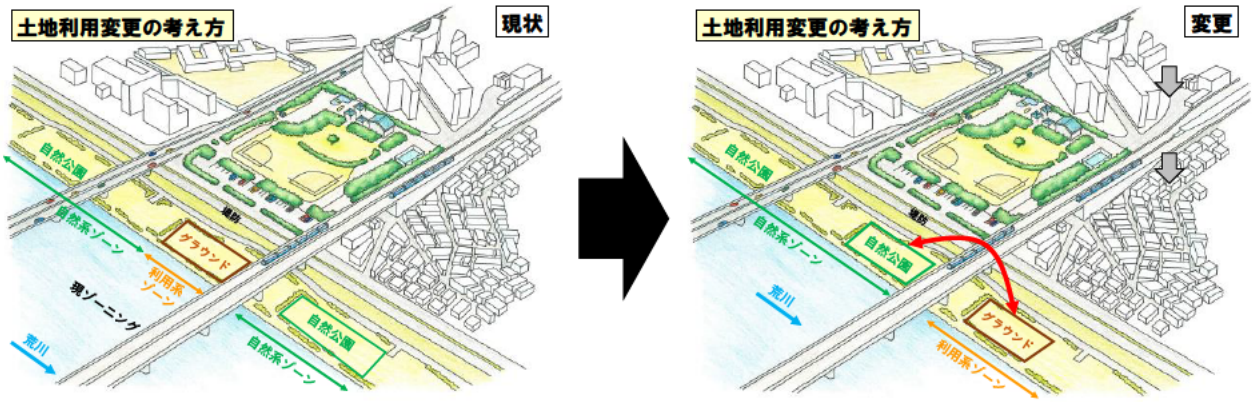

図 3-11　土地利用区分を見直す場合の考え方

3.6 現況土地利用図および将来ゾーニング図

令和 4（2022）年度時点の土地利用状況および将来ゾーニングは、次項以降に示す通りです。今後は、荒川将来像計画の整備方針に基づき、高水敷の整備を進めていきます。なお、将来的な土地利用区分の計画は、地区別計画に記載します。

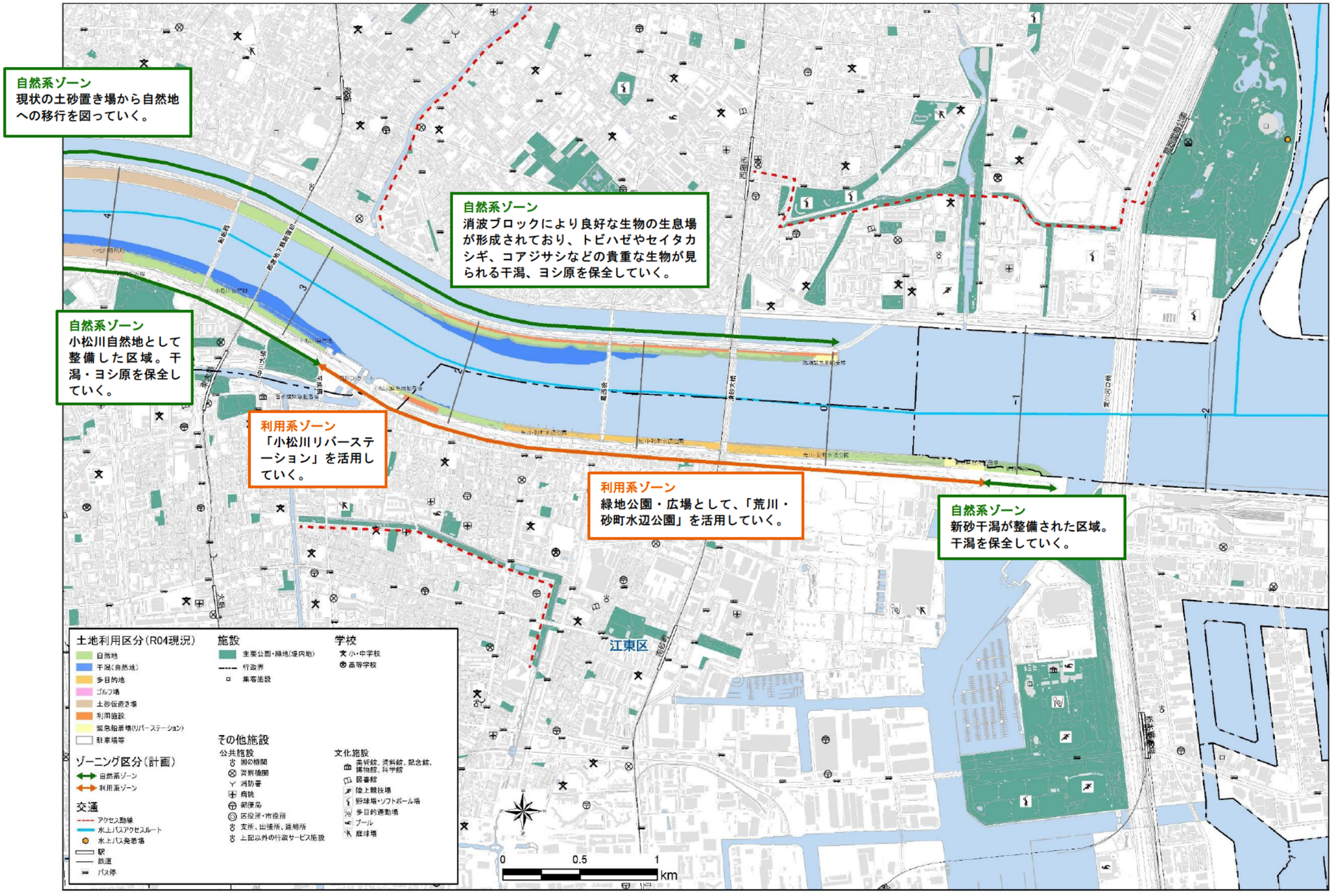

図 3-12　現況土地利用図および将来ゾーニング（1）

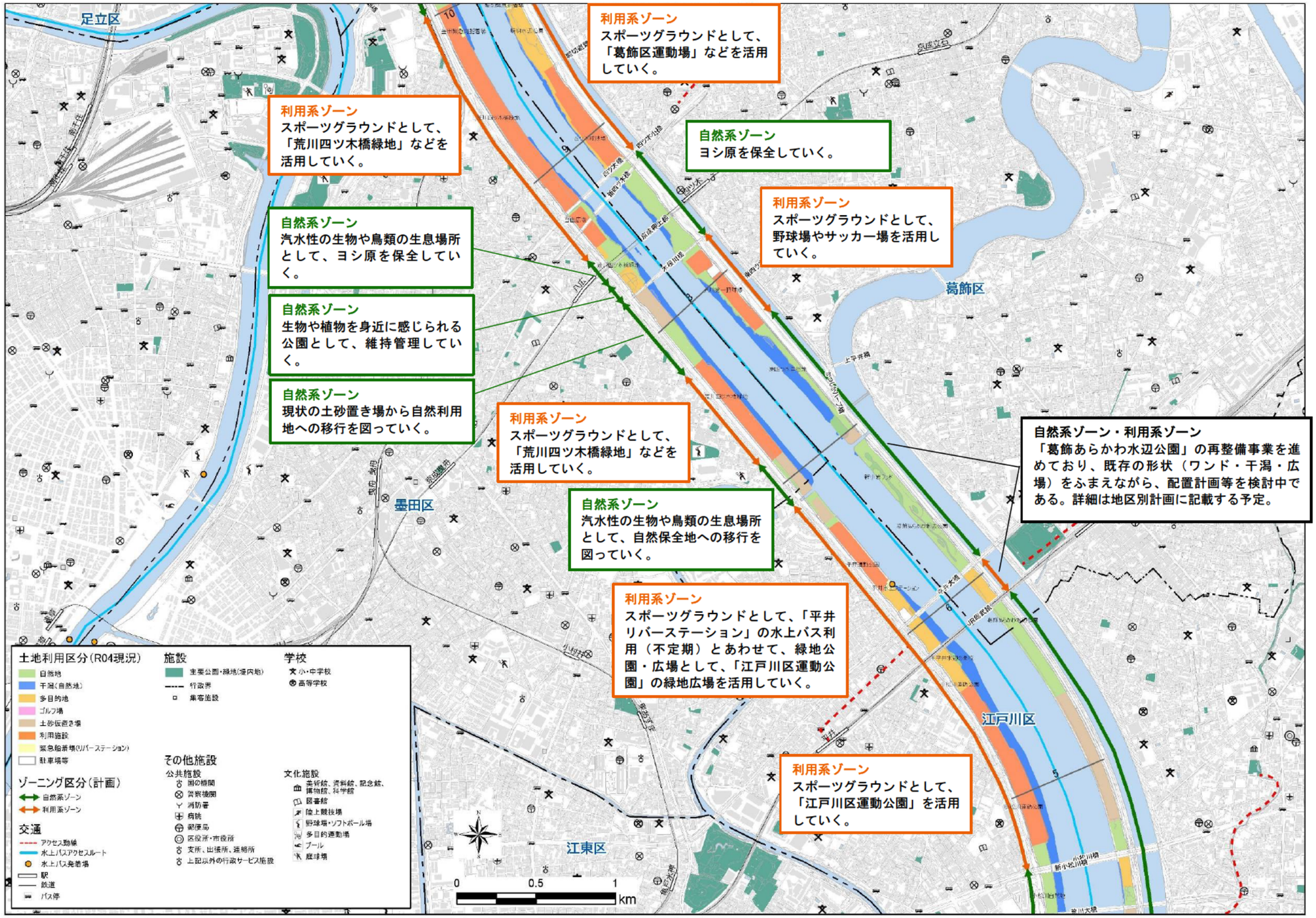

図 3-13　現況土地利用図および将来ゾーニング（2）

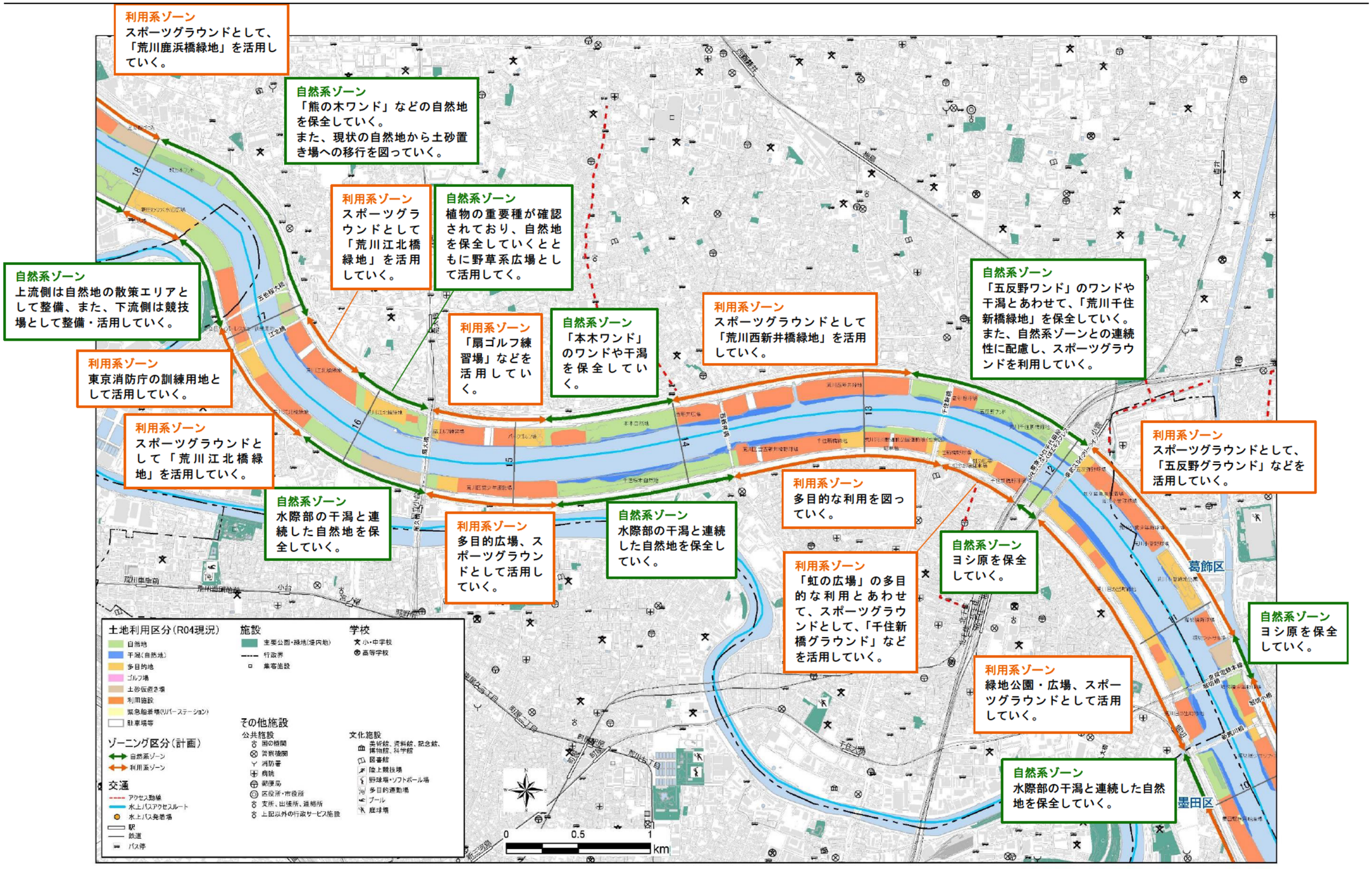

図 3-14　現況土地利用図および将来ゾーニング（3）

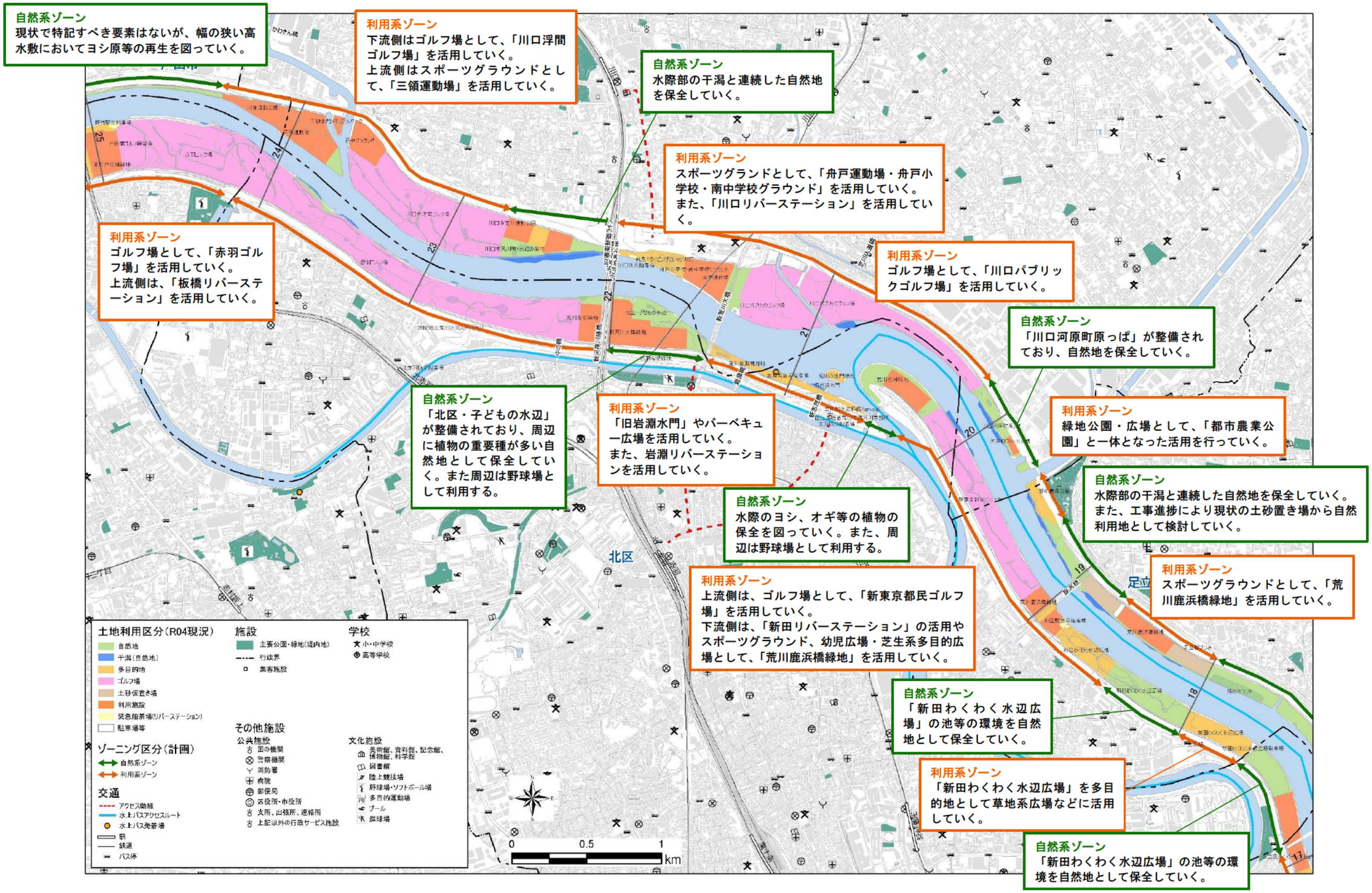

図 3-15　現況土地利用図および将来ゾーニング（4）

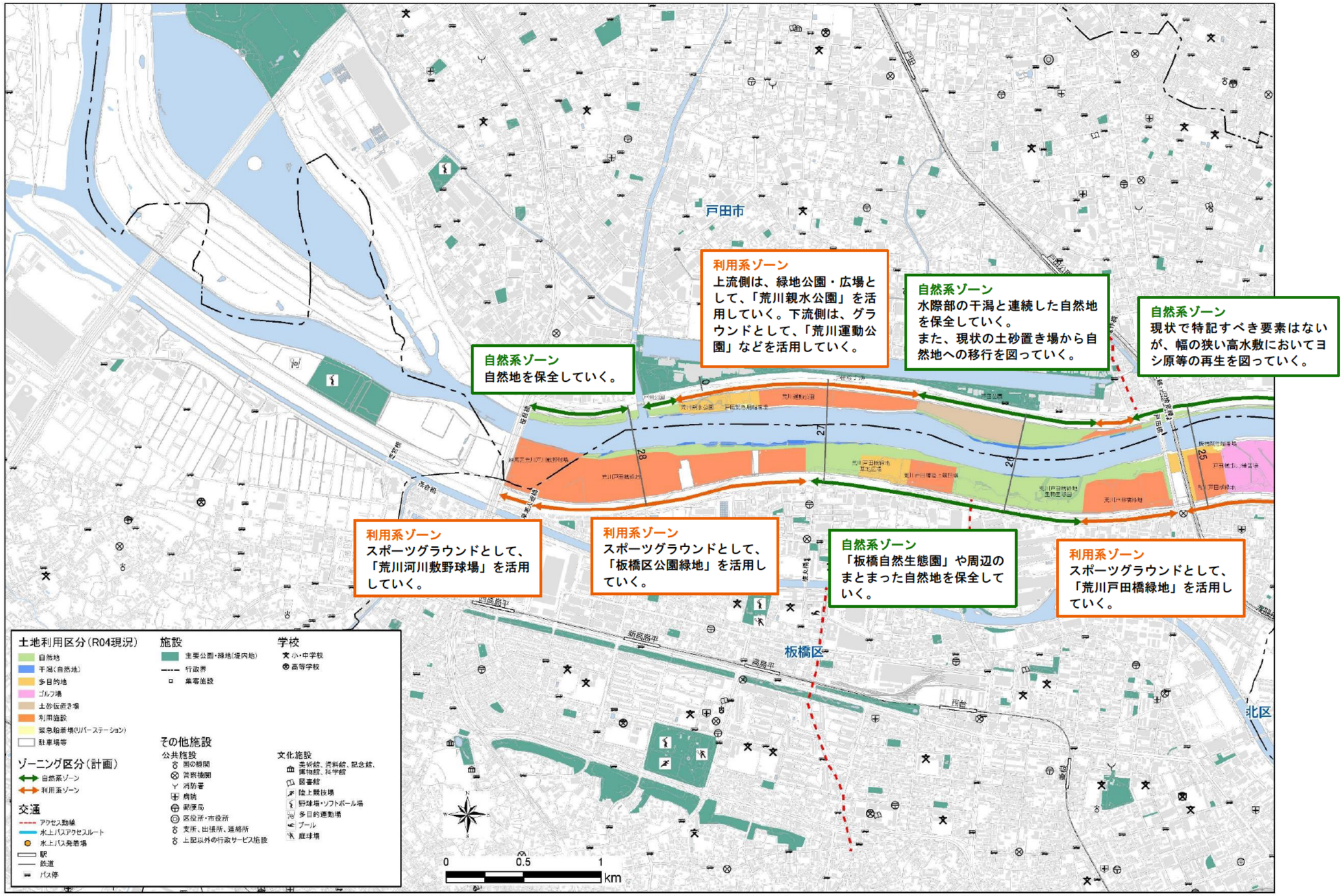

図 3-16　現況土地利用図および将来ゾーニング（5）

4. 荒川将来像計画の推進方策

4.1 荒川将来像計画の推進の枠組み

4.1.1 荒川将来像計画の推進体制

荒川将来像計画は、これまで沿川自治体の協力のもと「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により全体構想書、推進計画、地区別計画の取り組みを推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。内容の確認等を通して、各ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取り組みについて変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、計画を推進する上で、必要に応じて、行政、占用者、沿川住民・市民団体、学識経験者等に意見聴取することとします。

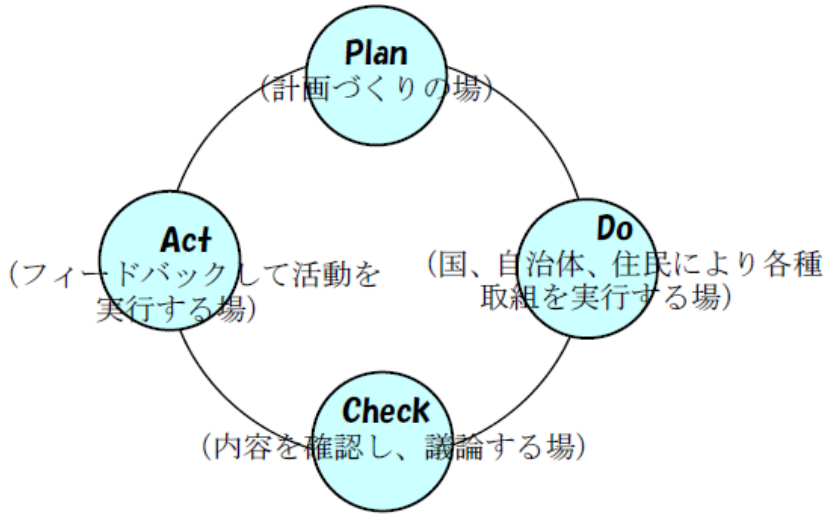

図 4-1　PDCA サイクルによる計画の推進

4.1.2 荒川将来像計画の周知

荒川将来像計画を沿川住民と行政の連携・協働のもと推進するためには、全体構想書・推進計画・地区別計画を広く沿川住民に周知していく必要があります。

このため、荒川将来像計画の説明会や、公共施設や、防災・環境教育、市区の懇談会・タウンミーティング等の場での広報資料(パンフレット)の配布、荒川下流河川事務所・関連自治体 HP への掲載、荒川知水資料館での企画展示などによる計画の周知・広報を推進します。

4.2 荒川将来像計画のフォローアップ

荒川将来像計画　全体構想書、推進計画、地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4.3 荒川将来像計画の改定プロセス

フォローアップ等を踏まえ、計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合や新たなニーズ・課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。